

幕別町地域防災計画

(本 編)

令和7年3月

幕別町防災会議

第1章 総 則

第1節	計画策定の目的	1-1-1
第2節	計画の構成	1-1-1
第3節	計画の効果的促進	1-3-1
第4節	用 語	1-4-1
第5節	計画の修正要領	1-5-1
第6節	防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	
1	幕別町及びとかち広域消防事務組合	1-6-1
2	指定地方行政機関	1-6-1
3	自 衛 隊	1-6-2
4	北 海 道	1-6-2
5	警 察	1-6-3
6	指定公共機関	1-6-3
7	指定地方公共機関	1-6-4
8	公共団体、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	1-6-4
第7節	住民及び事業者の基本的責務	
1	住民の責務	1-7-1
2	事業者の責務	1-7-1
3	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	1-7-2
4	町民運動の展開	1-7-2

第2章 幕別町の概況

第1節	自然的条件	
1	位置	2-1-1
2	地勢	2-1-1
3	気候	2-1-1
4	気象記録	2-1-1
5	防災対策	2-1-1
第2節	災害の概況	
1	主要災害記録	2-2-1

第3章 防災組織

第1節	防災会議	
1	防災会議の組織	3-1-1
2	防災会議の運営	3-1-1
第2節	幕別町災害対策本部	
1	本部の設置基準	3-2-1
2	本部設置の周知	3-2-1
3	本部設置場所	3-2-1
4	現地本部の設置	3-2-1
5	本部の廃止	3-2-2
6	本部の組織及び事務所掌	3-2-2
7	本部の運営	3-2-2
8	複合災害発生時の体制	3-2-4
9	職員災害非常配備体制	3-2-4
	図表3-2-1 本部組織図	3-2-5
	別表3-2-1 本部の業務分担	3-2-6
	別表3-2-2 幕別町職員非常配備体制表	3-2-13
	別表3-2-3 配置職員の基準	3-2-16
	様式3-2-1 非常配備編成計画書	3-2-18
第3節	気象業務に関する計画	

1	気象業務組織	3-3-1
2	気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報 及び火災気象通報	3-3-2
3	気象警報等の伝達方法	3-3-6
4	異常現象を発見した者の措置等	3-3-7
	別図 3-3-1 気象警報等伝達系統図	3-3-8
	別図 3-3-2 火災気象通報図	3-3-8
	別表 3-3-1 気象警報等の伝達責任者一覧	3-3-8
	別表 3-3-2 関係機関等の連絡先一覧	3-3-9
	様式 3-3-1 予報（注意報など含む）、警報、特別警報、並びに情報等受理票	3-3-9

第4章 災害予防計画

第1節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	
1	実施責任者	4-1-1
2	配慮すべき事項	4-1-2
3	普及・啓発及び教育の方法	4-1-2
4	普及・啓発及び教育を要する事項	4-1-2
5	学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進	4-1-3
6	普及・啓発の時期	4-1-3
第2節	防災訓練計画	
1	訓練実施機関	4-2-1
2	訓練の種別	4-2-1
3	防災会議が主唱する訓練	4-2-1
4	相互応援協定に基づく訓練	4-2-1
5	民間団体等との連携	4-2-1
6	複合災害に対応した訓練の実施	4-2-2
第3節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	
1	備蓄の基本方針	4-3-1
2	防災資機材の整備	4-3-1
3	備蓄倉庫等の整備	4-3-1
第4節	相互応援（受援）体制整備計画	
1	基本的な考え方	4-4-1
2	相互応援（受援）体制の整備	4-4-1
3	災害時におけるボランティア活動の環境整備	4-4-1
第5節	自主防災組織の育成等に関する計画	
1	地域住民による自主防災組織	4-5-1
2	事業所等の防災組織	4-5-1
3	協力要請事項	4-5-1
4	組織の規模	4-5-1
5	組織構成	4-5-2
6	組織の活動	4-5-2
第6節	避難体制整備計画	
1	避難誘導体制の構築	4-6-1
2	指定緊急避難場所の確保等	4-6-2
3	避難所の確保等	4-6-2
4	避難計画の策定等	4-6-4
5	被災者の把握	4-6-6
6	防災上重要な施設の管理等	4-6-6
7	公共用地等の有効活用への配慮	4-6-7
第7節	要配慮者対策計画	
1	要配慮者への対策	4-7-1
2	避難行動要支援者への対応	4-7-2
3	社会福祉施設等の対策	4-7-5
4	病院入院患者等の対策	4-7-6

5	土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設対策	4-7-6
6	外国人に対する対策	4-7-7
7	観光客対策	4-7-7
8	援助活動	4-7-7
	別表4-7-1 要配慮者に配慮すべき対策	4-7-8
第8節	平時の情報収集・伝達体制整備計画	
1	防災会議構成機関	4-8-1
2	町及び防災関係機関	4-8-1
3	通信施設被害防止対策	4-8-1
第9節	建築物災害予防計画	
1	建築物防災の現状	4-9-1
2	予防対策	4-9-1
3	がけ地に近接する建築物の防災対策	4-9-1
第10節	消防計画	
1	組織計画	4-10-1
2	消防力の整備計画	4-10-2
3	調査計画	4-10-2
4	災害予防計画	4-10-2
5	警報発令伝達	4-10-3
6	警防活動	4-10-3
7	消防応援出動	4-10-4
8	教育訓練	4-10-4
第11節	水害予防計画	
1	水防の責務	4-11-1
2	雨量、水位観測所	4-11-1
3	気象警報等の伝達	4-11-2
4	水防用資機材の備蓄	4-11-2
5	非常監視及び警戒	4-11-2
6	水防作業	4-11-2
7	水防信号	4-11-3
8	浸水想定区域	4-11-3
9	報 告	4-11-3
	図表4-11-1 雨量水位観測通報系統図	4-11-3
	様式4-11-1 水防活動実施報告書	4-11-4
	(参考)十勝川水系洪水予報	4-11-4
	図表4-11-2 十勝川洪水予報の伝達系統図	4-11-5
	図表4-11-3 水防警報伝達系統図	4-11-6
	図表4-11-4 水防通報伝達系統図	4-11-6
	図表4-11-5 水防警報の運用基準	4-11-7
第12節	風害予防計画	
1	街路樹、公園樹木の対策	4-12-1
2	農作物の対策	4-12-1
3	家屋等の倒壊防止対策	4-12-1
4	保安林等の整備	4-12-1
5	重要施設の安全性向上	4-12-1
第13節	雪害予防計画	
1	除雪路線の実施分担	4-13-1
2	異常降雪時における除雪	4-13-1
3	排雪	4-13-1
4	通信施設の雪害防止対策	4-13-2
5	電力施設の雪害防止対策	4-13-2
6	積雪時における消防対策	4-13-2
7	なだれ防止対策	4-13-2
8	警戒体制	4-13-2
9	雪害発生時の対策	4-13-2
第14節	融雪災害予防計画	

1	気象状況の把握	4-14-1
2	重要水防区域等の警戒	4-14-1
3	道路の除雪	4-14-1
4	避難体制等の整備	4-14-1
5	水防資機材の整備、点検	4-14-1
6	住民に対する水防思想の普及徹底	4-14-1
第15節	土砂災害の予防計画	
1	土砂災害警戒区域等の周知	4-15-1
2	土砂災害警戒区域等の警戒体制	4-15-1
3	気象警報等の把握	4-15-1
4	土砂災害警戒区域等の情報収集・伝達	4-15-1
5	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所	4-15-2
6	土砂災害防止対策	4-15-3
7	防災意識の向上	4-15-3
第16節	積雪・寒冷対策計画	
1	積雪対策の推進	4-16-1
2	避難救出措置等	4-16-1
3	交通の確保	4-16-1
4	雪に強いまちづくりの推進	4-16-2
5	寒冷対策の推進	4-16-2
6	スキー客に対する計画	4-16-2
第17節	複合災害に関する計画	
1	予防対策	4-17-1
第18節	業務継続計画の策定	
1	業務継続計画（BCP）の概要	4-18-1
2	業務継続計画（BCP）の策定	4-18-1
3	庁舎等の災害対策本部機能等の確保	4-18-2

第5章 災害応急対策計画

第1節	災害情報収集及び伝達計画	
1	情報及び被害状況報告の収集、連絡	5-1-1
2	災害等の内容及び通報の時期	5-1-1
3	現地情報連絡員（リエゾン）等の応援要請、受入れ体制	5-1-2
4	被害状況報告	5-1-2
5	情報の分析整理	5-1-2
6	災害情報伝達計画	5-1-3
	【災害情報等報告取扱要領】	5-1-4
7	動員計画	5-1-5
	図表5-1-1 災害情報連絡系統図	5-1-7
	様式5-1-1 災害情報	5-1-8
	様式5-1-2 被害状況報告（速報・中間・最終）	5-1-10
	様式5-1-3 被害状況報告集計表（中間・最終）	5-1-12
	別表5-1-1 被害状況判定基準	5-1-14
第2節	災害通信計画	
1	電話による通信	5-2-1
2	専用通信設備	5-2-1
3	関係機関の公衆通信設備以外の通信	5-2-2
4	通信途絶時等における措置	5-2-2
第3節	災害広報計画	
1	災害情報等の収集方法	5-3-1
2	災害情報等の発表方法	5-3-1
3	防災関係機関の広報	5-3-3
4	被災者相談所の開設	5-3-3
5	災害時の氏名等の公表	5-3-3

第4節	応急措置実施計画	
1	応急措置の実施責任者	5-4-1
2	町の実施する応急措置	5-4-1
3	救助法適用の場合	5-4-4
第5節	避難対策計画	
1	町民の自主避難	5-5-1
2	避難実施責任者	5-5-1
3	避難の指示等	5-5-2
4	避難指示等の伝達方法	5-5-6
5	避難誘導	5-5-8
6	避難路及び避難場所等の安全確保	5-5-9
7	指定避難所の設置	5-5-9
8	指定避難所の運営管理	5-5-10
9	警戒区域の設定	5-5-12
10	広域避難	5-5-13
11	広域一時滞在	5-5-14
第6節	救助救出計画	
1	救助救出実施責任者	5-6-1
2	救助救出を必要とする者	5-6-1
3	発見者の通報	5-6-1
4	救助救出要員等	5-6-1
5	負傷者等の措置	5-6-1
6	関係機関への応援要請	5-6-1
7	救助救出活動	5-6-1
第7節	災害警備計画	
1	災害に関する警察の任務	5-7-1
2	災害の警報の伝達に関する事項	5-7-1
3	事前措置に関する事項	5-7-1
4	避難に関する事項	5-7-1
5	応急措置に関する事項	5-7-2
6	救助救出に関する事項	5-7-2
7	災害時における災害情報の収集に関する事項	5-7-2
8	災害時における広報に関する事項	5-7-2
9	災害時における通信計画に関する事項	5-7-2
10	災害時における交通規制に関する事項	5-7-2
第8節	交通応急対策計画	
1	実施機関	5-8-1
2	交通応急対策の実施	5-8-1
3	道路の交通規制	5-8-2
4	緊急輸送のための交通規制	5-8-3
5	緊急輸送道路ネットワーク計画	5-8-5
	様式5-8-1 規制対象外車両標章	5-8-6
	様式5-8-2 規制対象外車両通行証明書	5-8-7
第9節	輸 送 計 画	
1	実施責任者	5-9-1
2	災害時輸送の方法	5-9-1
3	輸送拠点の確保	5-9-1
4	緊急輸送の対象及び優先順位	5-9-2
5	災害時における緊急輸送車両の交通確保等	5-9-2
6	救助法の適用と実施	5-9-3
7	輸送状況の記録	5-9-3
8	緊急輸送要請体制	5-9-4
	様式5-9-1 緊急通行車両確認証明書	5-9-5
	様式5-9-2 輸送記録簿	5-9-5
第10節	食料供給計画	
1	主要食料供給計画	5-10-1

2	副食調味料供給計画	5-10-1
3	炊き出し計画	5-10-1
4	要配慮者対策	5-10-2
5	救助法の適用と実施	5-10-2
	様式 5-10-1 炊き出し給与状況	5-10-2
第 11 節	給 水 計 画	
1	実施責任	5-11-1
2	給水方法	5-11-1
3	給水施設の応急復旧	5-11-2
4	救助法の適用と実施	5-11-2
5	給水の記録	5-11-2
6	農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画	5-11-2
7	応援の要請	5-11-3
	様式 5-11-1 飲料水の供給簿	5-11-3
第 12 節	上下水道施設対策計画	
1	上水道施設	5-12-1
2	下水道施設	5-12-3
3	農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画	5-12-4
第 13 節	衣料、生活必需物資供給計画	
1	実施責任者	5-13-1
2	実施の方法及び対象者	5-13-1
3	衣料、生活必需物資の調達	5-13-1
4	給与及び貸与の方法	5-13-2
5	義援金品の取扱い	5-13-2
6	救助法の適用と実施	5-13-2
7	物資の給与状況の記録	5-13-2
	様式 5-13-1 物資の給与状況	5-13-3
第 14 節	石油類燃料供給計画	
1	実施責任者	5-14-1
2	石油類燃料の確保	5-14-1
3	緊急車両等への優先給油の実施	5-14-1
第 15 節	電力施設災害応急計画	
1	非常態勢	5-15-1
2	応急復旧対策	5-15-1
3	広報活動	5-15-2
	図表 5-15-2 電力施設の災害情報連絡系統図	5-15-2
第 16 節	ガス施設災害応急計画	
1	非常災害の事前対策	5-16-1
2	ガス施設応急対策	5-16-2
3	ガス施設（埋設管）応急供給計画	5-16-3
4	緊急時の連絡体制	5-16-3
	図表 5-16-1 ガス施設の災害情報連絡系統図	5-16-3
	図表 5-16-2 ガス施設（埋設管）供給箇所	5-16-4
第 17 節	医療救護計画	
1	実施責任者	5-17-1
2	医療及び助産の対象者並びにその把握	5-17-1
3	救護班及び救急医療班の編成	5-17-1
4	関係機関の応援	5-17-1
5	医薬品等の確保	5-17-2
6	患者の移送	5-17-2
7	救助法の適用と実施	5-17-2
8	関係医療機関の状況	5-17-2
9	保健班の活動状況の記録	5-17-2
	様式 5-17-1 保健班活動状況	5-17-2
	様式 5-17-2 病院診療所医療実施状況	5-17-3
	様式 5-17-3 助産台帳	5-17-3

第18節	防疫計画	
1	実施責任者	5-18-1
2	防疫実施組織	5-18-1
3	感染症の予防	5-18-1
4	指定避難所等の防疫指導	5-18-2
5	防疫用資器材の調達	5-18-3
6	家畜・畜舎等の防疫	5-18-3
第19節	廃棄物等処理計画	
1	実施責任者	5-19-1
2	廃棄物等の処理方法	5-19-1
3	野外仮設共同トイレの設置	5-19-1
4	死亡獣畜の処理	5-19-2
5	清掃等施設状況	5-19-2
第20節	家庭動物対策計画	
1	実施責任者	5-20-1
2	家庭動物の取扱い	5-20-1
3	同行避難	5-20-1
第21節	文教対策計画	
1	実施責任者	5-21-1
2	応急教育対策	5-21-1
3	教科書及び学用品の調達並びに支給	5-21-2
4	学校給食対策	5-21-3
5	衛生管理対策	5-21-3
6	文化財保全対策	5-21-3
7	救助法の適用と実施	5-21-3
8	学用品の給与状況記録	5-21-3
	様式5-21-1 学用品の給与状況	5-21-4
第22節	住宅対策計画	
1	実施責任者	5-22-1
2	避難所	5-22-1
3	公営住宅等のあっせん	5-22-1
4	応急仮設住宅	5-22-1
5	住宅の応急修理	5-22-2
6	災害公営住宅	5-22-2
7	資材等の斡旋、調達	5-22-3
8	救助法の適用と実施	5-22-3
9	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録	5-22-3
10	住宅の応急復旧活動の推進	5-22-3
	様式5-22-1 応急仮設住宅台帳	5-22-4
	様式5-22-2 住宅応急修理記録簿	5-22-4
第23節	被災宅地安全対策計画	
1	危険度判定の実施の決定	5-23-1
2	判定対象宅地	5-23-1
3	判定士の業務	5-23-1
4	危険度判定実施本部の業務	5-23-1
5	事前準備	5-23-2
第24節	行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画	
1	実施責任者	5-24-1
2	行方不明者の搜索	5-24-1
3	変死体の届け出	5-24-1
4	遺体の収容処理方法	5-24-1
5	遺体の埋葬	5-24-2
6	平常時の規制の適用除外措置	5-24-2
7	行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間	5-24-2
8	火葬場の状況	5-24-2
9	救助法の適用と実施	5-24-2

10	遺体の搜索等の記録	5-24-3
	別表 5-24-1 遺体安置所	5-24-3
	様式 5-24-1 遺体搜索状況	5-24-3
	様式 5-24-2 遺体処理台帳	5-24-4
	様式 5-24-3 埋葬台帳	5-24-4
第 25 節	障害物除去計画	
1	実施責任者	5-25-1
2	障害物除去対策	5-25-1
3	障害物の除去の方法	5-25-1
4	除去した障害物の集積場所	5-25-1
5	放置車両の除去	5-25-1
6	救助法の適用と実施	5-25-1
7	障害物除去状況の記録	5-25-1
	様式 5-25-1 障害物除去の状況	5-25-2
第 26 節	応急土木対策計画	
1	実施責任者	5-26-1
2	応急対策及び応急復旧対策	5-26-1
3	関係機関等の協力	5-26-1
第 27 節	応急飼料計画	
1	実施責任者	5-27-1
2	実施方法	5-27-1
第 28 節	労務供給計画	
1	実施責任者	5-28-1
2	民間団体への協力要請	5-28-1
3	労務者の雇上げ	5-28-1
4	賃金及びその他の費用負担	5-28-2
5	救助法の適用と実施	5-28-2
第 29 節	ヘリコプター等活用計画	
1	基本方針	5-29-1
2	実施責任者	5-29-1
3	実施方法	5-29-1
4	消防防災ヘリコプターの活動内容	5-29-2
5	応援ヘリコプター等の活動	5-29-2
第 30 節	自衛隊派遣要請及び活動計画	
1	災害派遣要請基準	5-30-1
2	災害派遣要請の要領等	5-30-1
3	災害派遣部隊の受入れ体制	5-30-1
4	派遣活動	5-30-2
5	経費負担等	5-30-3
6	派遣部隊の撤収要請	5-30-3
7	自衛隊との連携強化	5-30-4
8	災害派遣時の権限	5-30-4
	様式 5-30-1 自衛隊災害派遣要請依頼について	5-30-5
	様式 5-30-2 自衛隊災害派遣部隊撤収の依頼について	5-30-5
第 31 節	広域応援・受援計画	
1	「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく要請	5-31-1
2	他の都道府県の市町村に対する応援要請等	5-31-3
3	「北海道広域消防相互応援協定」に基づく要請	5-31-3
4	防災関係機関の活動拠点等	5-31-3
第 32 節	職員応援派遣計画	
1	要請権者	5-32-1
2	要請手続等	5-32-1
3	派遣職員の身分取扱	5-32-1
第 33 節	防災ボランティアとの連携計画	
1	ボランティア団体・NPOの協力	5-33-1
2	ボランティアの受入れ	5-33-1

3	ボランティア団体・NPOの活動	5-33-1
4	ボランティア活動の環境整備	5-33-2
第34節	災害義援金等募集（配分）計画	
1	義援金品の募集	5-34-1
2	義援金品の引継ぎ及び配分	5-34-1
3	義援金品の管理	5-34-1
第35節	災害応急金融計画	
1	実施計画	5-35-1
2	財政政策	5-35-2
3	応急金融の概要	5-35-2
第36節	災害救助法の適用と実施	
1	実施体制	5-36-1
2	救助法の適用基準	5-36-1
3	救助法の適用手続き	5-36-1
4	救助に必要とされる措置	5-36-1
5	救助の実施	5-36-2
6	基本法と救助法の関連	5-36-3
	様式5-36-1 公用令書（従事・協力）	5-36-4
	様式5-36-2 公用令書（物資の保管）	5-36-4
	様式5-36-3 公用令書（管理・使用・収用）	5-36-4
	様式5-36-4 公用変更令書	5-36-5
	様式5-36-5 公用取消令書	5-36-5
	別表5-36-1 救助法の適用基準	5-36-6

第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害対策計画	6-1
-------------	-----

第7章 事故災害対策計画

第1節	航空災害対策計画	
1	災害予防	7-1-1
2	災害応急対策	7-1-1
第2節	鉄道災害対策計画	
1	災害予防	7-2-1
2	災害応急対策	7-2-1
	図表7-2-1 鉄道災害情報通信連絡系統図	7-2-4
第3節	道路災害対策計画	
1	災害予防	7-3-1
2	災害応急対策	7-3-1
	図表7-3-1 道路災害情報通信連絡系統図	7-3-5
第4節	危険物等災害対策計画	
1	危険物等の定義	7-4-1
2	災害予防	7-4-1
3	災害応急対策	7-4-2
	図表7-4-1 危険物等災害情報通信連絡系統図	7-4-4
第5節	大規模な火事災害対策計画	
1	災害予防	7-5-1
2	災害応急対策	7-5-2
	図表7-5-1 大規模火災情報通信連絡系統図	7-5-4
第6節	林野火災災害対策計画	
1	災害予防	7-6-1
2	災害応急対策	7-6-3
第7節	大規模停電災害対策計画	

1	災害予防	7-7-1
2	災害応急対策	7-7-2

第8章 災害復旧計画

1	実施責任者	8-1
2	災害復旧事業計画の概要	8-1
3	災害復旧予算措置	8-2
4	激甚災害に係る財政援助措置	8-2

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条及び幕別町防災会議条例（昭和38年条例第2号）第2条第1号の規定に基づき、幕別町防災会議が作成する計画であり、本町における災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能の全てを挙げて住民をはじめ観光客や外国人等、本町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 幕別町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、町内の指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務または業務の大綱。
- 2 災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備、改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、2、3、5、6、7、9、11、13、15、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

幕別町地域防災計画は本編及び次の各編から構成し、幕別町水防計画とも整合を図るものである。

- 1 地震・津波防災計画編
- 2 資料編

第3節 計画の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が損なわれないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、多様な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程などにおける女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

国、指定公共機関、道及び町は、防災計画間の必要な調整、国から道に対する助言等又は道から町に対する助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努めることとする。

町は、道の他、道内外の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図るよう努めるものとする。

町は、東日本大震災の教訓を生かした総合的な防災・減災対策を推進するために、防災担当部署だけではなく、あらゆる分野や事業について、「防災・減災」の観点から総点検を行い、ヒト・モノ・カネなどの必要な資源を割り当てる「防災の主流化」を図ることにより、災害に強い地域づくりを進めるものとする。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号） |
| (2) 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第 118号） |
| (3) 町防災会議 | 幕別町防災会議 |
| (4) 本部（長） | 幕別町災害対策本部（長） |
| (5) 町防災計画 | 幕別町地域防災計画 |
| (6) 防災関係機関 | 幕別町防災会議条例（昭和38年条例第 2 号）第 3 条に定める委員の属する機関 |
| (7) 要配慮者 | 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、疾病者及び外国籍住民などのうち、特に配慮を要する者 |
| (8) 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |
| (9) 町内会 | 行政区 |

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条の定めるところにより、計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行う。

- 1 修正は、次に掲げるような事項についてその変更を認めた場合とする。
 - (1) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態に著しく遊離したとき。
 - (2) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
 - (3) 新たな計画を必要とするとき。
 - (4) 国の防災基本計画の変更（改定）が行われたとき。
 - (5) その他防災会議会長が必要と認めるとき。
- 2 軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）又は緊急の必要があるときは、会長が修正し、町防災会議に報告する。なお、変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告する。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

幕別町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務または業務の大綱は次のとおりである。

1 幕別町及びとかち広域消防事務組合

機 関 名	事務または業務の大綱
町長部局及び消防機関	(1) 町防災会議に関する事務を行うこと (2) 災害対策本部の設置並びに組織の運営に関すること (3) 幕別町水防本部の設置並びに組織の運営に関すること (4) 防災に関する組織の整備に関すること (5) 住民の自主防災組織に関すること (6) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況調査に関すること (7) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること (8) 防災訓練の実施に関すること (9) 防災に関する施設、設備の整備に関すること (10) 応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること (11) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (12) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること (13) 災害時における住民の生命及び財産の保護に関すること (14) 災害時における消防、救助及び救急業務に関すること (15) 避難指示、高齢者等避難に関すること (16) 住民の避難誘導に関すること (17) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること (18) 清掃、防疫、その他保健衛生に関すること (19) 緊急輸送の確保及び交通等の対策に関すること (20) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること (21) 要配慮者の把握及び養護に関すること (22) 災害ボランティアの受入に関すること (23) その他町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること
幕別町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること (2) 応急教育の実施に関すること (3) 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること (4) 町立学校における防災教育に関すること。

2 指定地方行政機関（基本法第2条第4号の規定に基づき、指定行政機関の地方支分部局、その他の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの）

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広開発建設部 帯広河川事務所 池田河川事務所 帯広道路事務所 広尾道路事務所 足寄道路事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 十勝川水系、札内川、猿別川、途別川の水防警報及び洪水予報に関すること (3) 災害の予防及び災害の拡大防止のための町への支援に関すること (4) 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣に関すること (5) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること (6) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること (7) 直轄河川の整備並びに災害復旧に関すること (8) 国道の整備並びに災害復旧に関すること (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること

北海道農政事務所 (帯広地域拠点)	(1) 災害時における米穀の確保、応急供給及び緊急輸送に関すること
北海道森林管理局 十勝西部森林管理署	(1) 国有林野の治山事業の実施並びに保安施設等の保全に関すること (2) 国有林野の林野火災対策に関すること (3) 町の要請に基づく緊急対策及び復旧用資材の供給に関すること
釧路地方気象台 帯広測候所	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
北海道財務局 帯広財務事務所	(1) 災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督(緊急措置の指示等を含む。)に関すること (2) 災害時における国有財産の緊急利用等に関すること
北海道運輸局 帯広運輸支局	(1) 自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること (2) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保を図ること

3 自 衛 隊

機 関 名	事務または業務の大綱
陸上自衛隊第5旅団	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ協力すること (3) 災害派遣要請権者の要請または独自の判断に基づく予防派遣または事前救護に関すること (4) 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救護物資の輸送、道路の応急復旧、応急医療、防疫、給水及び通信の支援等に関すること

4 北 海 道

機 関 名	事務または業務の大綱
十勝総合振興局	地域創生部危機対策室 (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること (3) 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること (5) 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を助け総合整備を図ること (6) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと
	帯広建設管理部 〃 大樹出張所 (1) 所管する道路及び河川の維持管理、災害応急対策並びに災害復旧を行うこと (2) 水防活動の技術指導に関すること (3) 被災地における交通情報の収集及び交通道路の確保に関すること (4) 管理河川の水位の観測及び水防警戒を行うこと (5) 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関すること
	保健環境部 (1) 災害時の応急治療、防疫活動の実施、指導及び伝染病の予防に関すること (2) 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持の指導に関すること (3) 被災地の医薬品及び衛生資材等の供給に関すること (4) 要配慮者対策に関すること (5) 救助法の適用に関すること
十勝教育局	(1) 災害時における児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと (2) 文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること
十勝農業改良普及センター	(1) 被災地の農作物及び家畜の技術指導を行うこと

東部支所 南部支所	(2) 被災地の病虫害の防疫指導、その他の営農指導を行うこと
十勝総合振興局森林室	(1) 道有林野の治山事業の実施及び保安施設等の保全に関すること (2) 道有林野の林野火災対策に関すること (3) 災害時における町の要請に基づく緊急対策及び復旧資材の供給に関すること

5 警 察

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広警察署 幕別駐在所 札内交番 糠内駐在所 忠類駐在所	(1) 災害に関する情報等の収集報告及び広報に関すること (2) 避難誘導、被災者の救助その他人命保護の措置に関すること (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること (4) 災害警備本部の設置運用に関すること (5) 災害時における交通秩序の維持に関すること (6) 危険物に対する保安対策に関すること (7) 災害に伴う犯罪の予防その他社会秩序の維持等治安に関すること (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること

6 指定公共機関（基本法第2条第5号の規定に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するもの）

機 関 名	事務または業務の大綱
北海道旅客鉄道(株) 幕別駅 札内駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと
日本貨物鉄道(株) 北海道支社	
東日本電信電話(株) 北海道東支店 (株)NTT東日本北海道 -北海道東支店)	(1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
北海道電力(株)	(1) 電力施設等の防災対策を行うこと
北海道電力ネットワ ーク(株)道東統括支店	(2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと
電源開発(株) 北海道支社	(1) 所管の電力施設等の防災管理を行うこと (2) ダムの放流等に関し関係機関との連絡調整を行うこと
日本放送協会 帯広放送局	(1) 予報(注意報を含む)、警報、特別警報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと
日本銀行帯広事務所	(1) 災害時の金融機関の手持ち現金増強、相互間融通等の指導を行うこと (2) 被害時における預金の払戻し、手形交換、災害関係融資、被災金融機関の早期営業、営業時間の延長、休日臨時営業等の特別措置について金融機関の指導を行うこと (3) 災害時において金融機関の寄託券保管高の補強を図り、損傷銀行券の引換措置を行うこと
日本郵便株式会社 (幕別町内郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務の確保を図ること (2) 郵便の非常取扱いを行うこと (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ北海道支社帯広支 店	(1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。

日本赤十字社北海道支部幕別町分区	(1) 災害時における救援物資の供給に関すること (2) 救助に関し、防災ボランティアの行う救助活動の連絡調整を行うこと (3) 災害義援金の受領、配分及び募集を行うこと
日本通運(株)帯広支店	(1) 災害時におけるか貨物自動車(トラック)による救援物資及び災害応急対策資機材の緊急輸送等について関係機関への支援を行うこと (2) 災害時における避難者の輸送の協力に関すること
福山通運(株)	
佐川急便(株)北海道支社帯広店	
ヤマト運輸(株)北海道支社道東主管支店	
西濃運輸(株)	

7 指定地方公共機関（基本法第2条第6号の規定に基づき、公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道知事が指定するもの）

機 関 名	事務または業務の大綱
帯広ガス(株)	(1) ガス供給施設の確保、災害時供給及び規制を行うこと (2) 非常災害時の出火、中毒事故防止及び応急対策を行うこと
(一社)北海道LPガス協会十勝支部	(1) LPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 (2) 災害時の応急措置及び復旧工事 (3) 被災地へのLPガスの供給及び設備工事 (4) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
(一社)十勝医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに救急医療、助産その他救助の実施に関すること
(一社)十勝歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること
北海道放送(株)帯広放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと
札幌テレビ放送(株)帯広放送局	
北海道テレビ放送(株)帯広支社	
北海道文化放送(株)帯広支社	
(一社)十勝地区トラック協会、十勝地区バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
(一社)北海道警備業協会帯広支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること

8 公共団体、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事務または業務の大綱
幕別町農業協同組合 札内農業協同組合 忠類農業協同組合 帯広大正農業協同組合 十勝農業共済組合 東部事業所 南部事業所	(1) 農作物の災害応急対策、指導を行うこと (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと (3) 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋を行うこと (4) 農業生産共同施設等の災害予防、応急対策及び復旧対策を行うこと (5) 農作物の需給調整を図ること (6) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力を行うこと (7) 家畜の防疫に関すること
幕別町森林組合	(1) 町が行う林業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋を行うこと

幕別町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること (2) 被災商工業者の経営指導及び融資並びに斡旋を行うこと
北洋銀行幕別支店、十勝信用組合幕別支店、帯広信用金庫札内支店	(1) 災害時の資金の融資及び斡旋に関すること
幕別建設業協会	(1) 災害時における災害応急対策、災害復旧につき関係機関の支援を行うこと
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと (2) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと
(株)おびひろ市民ラジオ (FM-WING) (株)エフエムおびひろ (FM-JAGA)	(1) 災害時における町が行う避難指示等の情報提供を迅速かつ正確に非常放送を実施すること

第7節 住民及び事業者の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び事業者は、その自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟しその実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害の発生に備える意識を高め、災害教訓の伝承や災害に関する知識の習得、災害への備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

また、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害時の危険箇所の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
- ケ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動
- キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

2 事業者の責務

従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用
- イ 防災体制の整備及び事業所の耐震化の促進
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- オ 取引先とのサプライチェーン（供給網）の確保
- カ 「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び事業所等の暖房・給湯用燃料の確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の市町村との連携に努めるものとする。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合性が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 幕別町の概況

第1節 自然的条件

1 位 置

十勝の中央部よりやや南に位置し、西は十勝の中核都市帯広市に、北及び北東は十勝川を境にして音更町、池田町に、東は豊頃町、南は大樹町と更別村に接し、面積は478平方kmとなっている。

2 地 勢

(1) 幕別地域

幕別町の位置する十勝平野は、石狩平野につぐ北海道第二の平野で、主に丘陵地、台地により形成されている。平野の中央部を北西より南東に十勝川が流れ太平洋に注いでいる。

十勝平野の直接の基盤になっているものは、固結から半固結堆積物で第三系鮮新統に属する池田層である。

丘陵地及び台地は火山性岩石で第四系に属するローム、火山灰、軽石等の累積層である。各河川の流域は礫、砂、粘土などの氾濫原堆積物である。

北を十勝川、西を札内川、中央を猿別川と途別川が流れている。十勝川は大雪山系の十勝岳、札内川は日高山脈の札内岳を源としている。この他にも小河川が各所に走っている。幕別町を含めた十勝の地形は、中央を流れる十勝川に向かって船底型をなして低下している。

(2) 忠類地域

西部は、大樹・更別両町村の台地に向かって階段状に標高を増し丘陵地を形成しているが、一部緩波状地もある。東・南・北部の三方は森林資源の豊富な標高200～300メートルの山々に囲まれている。また、ほぼ中央部を北西から南東に当縁川が貫流し太平洋に注いでいるが、この流域及び西部地区はおおむね平坦で5,000haの農耕地が広がっている。

土質は、一部の若い沖積層を除いてほとんどが表層火山灰性土で、樽前B層火山灰を主体としており、層厚は15～20cmで、下層土は粘土質である。

3 気 候

概 況

本町の気候は、亜寒帯に属し内陸性気候である。夏の最高気温は38.4℃(令和元年)、冬の最低気温は-31.8℃(平成12年)であり、寒暖の差は大きい。日照時間は年間約2,000時間で、全国的にも多く、晩秋から春にかけて晴天日数が多い。年間降水量は1,000mm前後である。降雪量は道内でも比較的少ない地域で、最深積雪は70cm前後である。風は比較的弱い。5月下旬に異常乾燥に伴い、農作物に害をもたらすことがある。

4 気象記録

「資料編 1－6」のとおり

5 防災対策

本町における防災対策は、上記の地理的条件や地域構造、人口構成等に加え、気候変動等による将来に見込まれる災害リスクも勘案して、総合的に検討し、取り組んでいかなければならない。

第2節 災害の概況

1 主要災害記録

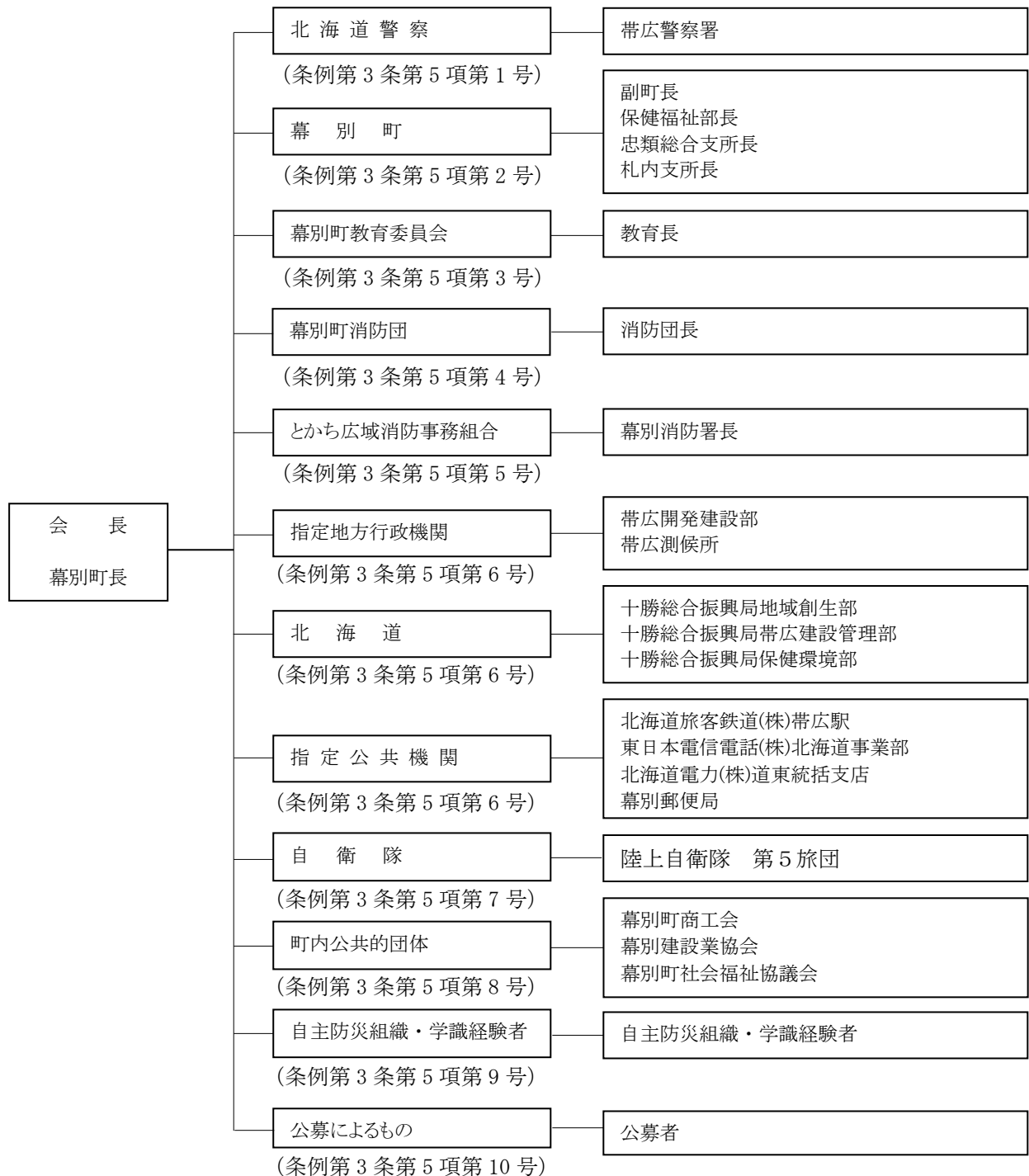
「資料編 資料 1－7」のとおり

第3章 防災組織

第1節 防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第5項の規定に基づく幕別町防災会議条例（昭和38年3月23日条例第2号）第3条5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、関係相互間の連絡調整を行う。

1 防災会議の組織



2 防災会議の運営

幕別町防災会議条例及び幕別町防災会議運営規程に定める。「資料編 1-1、1-2」のとおり

第2節 幕別町災害対策本部

幕別町災害対策本部（以下「本部」という。）は、基本法及び幕別町災害対策本部条例（昭和38年3月23日条例第3号）に基づいて、災害時は、町防災会議と密接な連絡のもとに設置し、災害予防、応急対策を実施する。

1 本部の設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2第8項の規定により、次の各号の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

- (1) 暴風、暴風雪、大雨、大雪若しくは洪水警報又は大津波警報（特別警報）が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。
- (2) 主要河川が、警戒水位に達し、または達する恐れがあるとき。
- (3) 震度5（弱）以上の地震が発生したとき。
- (4) 震度4以下であっても、地域的に災害対策を要する被害が発生し、または発生する恐れがあるとき。
- (5) 大規模な火災、爆発等が発生し、その規模及び範囲からして特に総合的な対策を要するとき。
- (6) その他災害が町民生活に重大なる影響を及ぼす災害が発生し、または発生する恐れがあるとき。

2 本部設置の周知

本部を設置したときは、直ちに関係者、機関等に周知する。なお、職員及び関係機関の情報伝達の方法については、「第5章 第1節 災害情報通信計画及び情報伝達計画」に定める。

- (1) 全職員（庁内放送、電話、庁内LAN、メール）
- (2) 防災関係機関、十勝総合振興局及び報道機関（電話、無線電話、伝令）
- (3) 一般住民への周知（報道機関の広報協力、広報車、防災行政無線、電話、FAX、LINE、メール、ホームページ）

3 本部設置場所

- (1) 本部は幕別町役場に設置する。
この場合、本部機能として役場（防災環境課）に本部情報連絡室、忠類総合支所（地域振興課）に忠類地域情報連絡室、札内支所（住民課）に札内地域情報連絡室を同時に設置する。（「本節 7 本部の運営」を参照）
ただし、無線基地局については、「第5章第2節災害通信計画 3 専用通信設備 (1)無線通信施設の利用」の定めによる。
- (2) 本部を設置したときは、本庁舎正面玄関及び本部前に本部標識板を掲示する。

4 現地本部の設置

- (1) 本部長は、早急な諸対策を行うために必要と認めるときは、災害発生地域に現地本部を設置することができる。
- (2) 現地本部には、現地本部長及び現地本部員等を置き、本部長が指名する者をもってこれにあてる。

- (3) 現地本部長は、常に本部と連絡を保ち、的確な指示、情報交換により、適切な措置を講ずる。

5 本部の廃止

- (1) 本部長は、次の各号の一に該当する場合に廃止する。

ア 当町の地域において災害発生の危険が解消したとき。

イ 災害に関する応急対策措置が概ね完了したとき。

ウ 公共機関及び公共的機関の災害応急措置が概ね完了し、町民生活に障害となる状況が解消されたと認めるとき。

- (2) 本部を廃止したときは、各防災機関、十勝総合振興局、報道機関等に通知する。

- (3) 廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。

この場合、防災環境課は、業務の内容、遂行状況等について、各部からの報告を求め、常に全体状況を把握し、また必要な指示を行う。

6 本部の組織及び事務所掌

- (1) 本部に部及び班を置く。

- (2) 本部の組織は「図表 3-2-1 本部組織図」のとおりとする。

- (3) 部・班の名称、部長・班長にあてられる職員、担当する部課及びそれぞれの部・班の所掌事務は「別表 3-2-1 本部の業務分担」のとおりとする。

- (4) 各班の編成及び所掌事務は、原則として「図表 3-2-1 本部組織図」、「別表 3-2-1 本部の業務分担」によるが、災害状況等により部内で調整、編成替えを行い、適切な活動を行う。
この場合、部内での変更分担事務は各部長が定め、指示するとともに、本部へ報告する。

- (5) 災害状況、または特に必要と認めるときは、本部長は「図表 3-2-1 本部組織図」と異なる編成を各部・班に指示することができる。

7 本部の運営

本部が設置された場合、本部に「本部会議」、「本部情報連絡室」、忠類総合支所に「忠類地域情報連絡室」及び札内支所に「札内地域情報連絡室」を置く。

- (1) 本部会議

ア 本部会議は本部長、副本部長、対策部長をもって構成する。

(ア) 本部長 町長

町長が不在等の場合は、次の順位でその任務にあたる。

a. 副町長

b. 教育長

(イ) 副本部長 副町長、教育長

(ウ) 対策部長 部長職にある者

- (エ) 本部情報連絡室員 防災環境課職員及び本部長が指名した職員
- (オ) 忠類地域情報連絡室員 地域振興課職員及び本部長が指名した職員
- (カ) 札内地域情報連絡室員 札内支所住民課職員、住民相談室職員及び本部長が指名した職員

イ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の非常配備体制の確立及び廃止に関する事
- (イ) 災害情報、被害状況の分析に関する事
- (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施並びに総合調整に関する事
- (エ) 職員の配備体制の切り替え及び廃止に関する事
- (オ) その他災害対策に関する重要な事項

ウ 本部会議の開催

- (ア) 本部会議は、本部長が必要により招集し、開催する。
- (イ) 各対策部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 各対策部長は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 各対策部長は、会議の招集を必要と認めるときは副本部長にその旨を申し出る。

(2) 本部情報連絡室・忠類地域情報連絡室・札内地域情報連絡室

ア 本部情報連絡室、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達等の事務にあたる。

イ 本部情報連絡室は、住民生活部防災環境課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室 長 住民生活部長（民生対策部長（衛生業務に限る。））
- (イ) 副室長 防災環境課長（庶務班長）
- (ウ) 副室長 防災環境課参事（庶務副班長）
- (エ) 室 員 防災環境課職員（庶務班員）
- (オ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

ウ 忠類地域情報連絡室は、忠類総合支所地域振興課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室 長 忠類総合支所長（忠類地域対策部長）
- (イ) 副室長 地域振興課長（庶務班長）
- (ウ) 室 員 地域振興課職員（庶務班員）
- (エ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

エ 札内地域情報連絡室は、札内支所住民課に置き、構成は次のとおりとする。

- (ア) 室 長 札内支所長（札内地域対策部長）
- (イ) 副室長 札内支所住民課長（庶務班長）及び住民相談室参事（庶務副班長）
- (ウ) 室 員 札内支所住民課職員（庶務班員）
- (エ) 連絡員 各対策部長が指名した職員をもってあてる。

オ 室長は、災害の規模、状況等に応じて、必要な部の情報連絡員を本部情報連絡室、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室に常駐させ、所属部の災害情報連絡責任者との連絡にあたらせる。

(3) 災害情報連絡責任者

ア 各対策部長は、あらかじめ所属職員の中から災害情報連絡責任者（以下「情報連絡責任者」という。）を指名し、「様式3-2-1 非常配備編成計画書」により防災環境課、地域振興課及び札内支所住民課に報告する。

イ 情報連絡責任者の業務は次のとおりである。

- (ア) 所属部内の職員の動員、配備体制の状況把握
- (イ) 所属部所掌事務に係わる災害、被害状況の調査収集
- (ウ) 応急対策の実施、活動状況の把握
- (エ) 応急災害対策実施に係る災害に関する情報（以下「災害情報等」という。）の取りまとめ
- (オ) 本部情報連絡室と忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室との情報伝達及び所属部内との連絡調整

なお、本部情報連絡室及び忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室との情報伝達は、原則として連絡室常駐係員にそれぞれ部の情報連絡員を通じて行う。また、忠類地域情報連絡室及び札内地域情報連絡室は、地域の情報連絡責任者からの「災害情報等」についてとりまとめ、本部情報連絡室に報告する。

ウ 前項の「災害情報等」の報告は、「第5章 第1節 災害情報収集及び伝達計画」に定める。

8 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、現地本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地本部担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

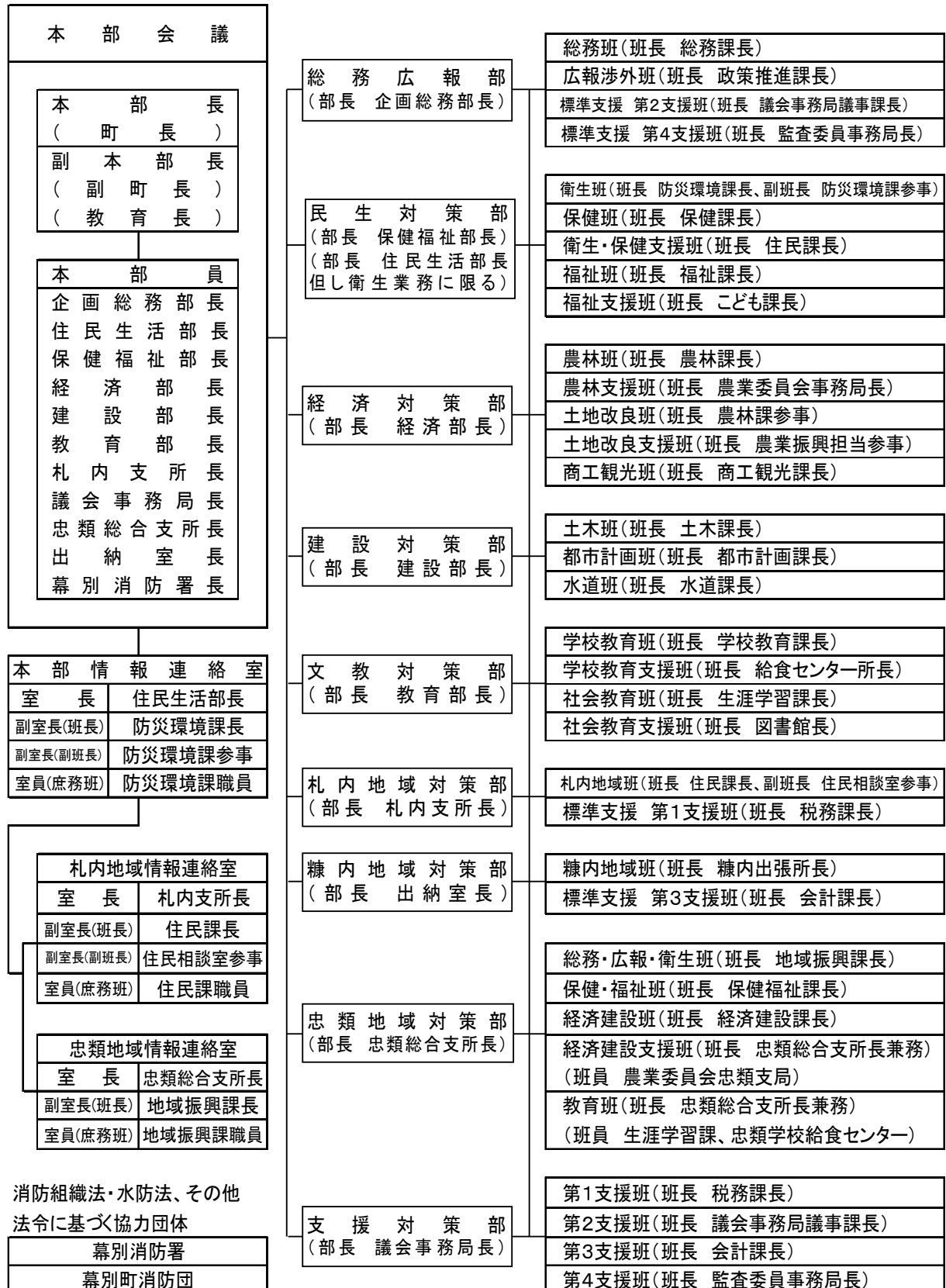
9 職員災害非常配備体制

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとる。

ただし、本部が設置されない場合にあっても、非常配備に関する基準により配備体制をとることができる。

- (2) 非常配備の種別、配備体制、活動内容等の基準は、「別表3-2-2 幕別町職員災害非常配備体制表」のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

図表3-2-1 本部組織図



別表3-2-1 本部の業務分担

※ 避難所担当職員は、避難所の開設指示があった場合、原則として、この所掌事務に優先して対応するものとする。

部名	班 名 (属する課)	所 掌 事 項
本部 情報連絡室	庶 務 班 (防災環境課)	1. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 2. 本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 3. 消防機関との連絡調整に関する事 4. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 5. 各地区との情報連絡に関する事 6. 本部会議及び本部情報連絡に関する事 7. 気象等特別警報・警報・注意報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 8. 通信連絡機能の確保に関する事 9. 災害状況の取りまとめに関する事 10. 災害日誌及び災害記録に関する事 11. その他特命事項に関する事
忠類地域 情報連絡室	庶 務 班 (地域振興課)	1. 忠類地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2. 消防機関との連絡調整に関する事 3. 本部情報連絡室への情報連絡に関する事 4. 気象等特別警報・警報・注意報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 5. 通信連絡機能の確保に関する事 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 7. 各地区との情報連絡に関する事 8. 災害状況の取りまとめに関する事 9. 災害日誌及び災害記録に関する事 10. その他特命事項に関する事
札幌地域 情報連絡室	庶 務 班 (住民課) (住民相談室)	1. 札幌地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2. 消防機関との連絡調整に関する事 3. 本部情報連絡室への情報連絡に関する事 4. 気象等特別警報・警報・注意報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 5. 通信連絡機能の確保に関する事 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 7. 各地区との情報連絡に関する事 8. 災害状況の取りまとめに関する事 9. 災害日誌及び災害記録に関する事 10. その他特命事項に関する事

総務広報部	総務班 (総務課)	1. 本部職員の非常招集に関する事 2. 本部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 3. 自衛隊の派遣要請（撤収含む）及び報告に関する事 4. 国・道に対する要請及び報告に関する事 5. 他町村等の応援要請に関する事 6. 食糧及び生活物資等の災害時必要品の手配及び調達に関する事 7. 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事 8. 避難所の開設、管理及び実施に関する事 9. 被災地域住民の避難誘導に関する事 10. 被災地応急物資及び本部職員の輸送に関する事 11. 災害時における電力の確保に関する事 12. 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 13. 町有財産（教育施設を除く）の応急利用に関する事 14. 労務供給対策に関する事 15. 災害応急対策従事者の公務災害補償に関する事 16. 他の部の主管に属さない事 17. その他特命事項に関する事
	広報渉外班 (政策推進課)	1. 本部長、副本部長の秘書に関する事 2. 住民に関する警報、避難命令、災害情報等の広報に関する事 3. 町内の被害現場の写真撮影に関する事 4. 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関する事 5. 本部が行う発表及び報道機関との連絡調整に関する事 6. 災害に関する相談、苦情等の処理に関する事 7. 自衛隊及び、国、道への支援要請後の受入れに関する事 8. 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関する事 9. 国、地方公共団体等からの災害視察者に関する事 10. 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関する事（被災者家族の対応含む） 11. 災害復旧と総合計画の調整に関する事 12. 災害対策の予算及び資金に関する事 13. その他特命事項に関する事
民生対策部	衛生班 (防災環境課)	1. 被災地の環境衛生保持に関する事 2. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事 3. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事 4. 防疫業務に関する事 5. その他特命事項に関する事
	保健班 (保健課)	1. 被災者の生活に関する事 2. 医療施設の災害対策に関する事 3. 医療施設の被害調査に関する事 4. 医療救護に関する事 5. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関する事 6. 応急救護所の開設及び管理に関する事 7. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事 8. 救急薬品の供給に関する事 9. 死体の収容安置に関する事 10. その他特命事項に関する事

	衛生・保健支援班 (住民課)	1. 被災者の生活支援及び被災地の環境衛生に関すること 2. 衛生班・保健班の支援に関すること 3. その他特命事項に関すること
	福 祉 班 (福祉課)	1. 要配慮者安否確認及び被害調査に関すること 2. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 要配慮者に対する避難誘導等の安全確保に関すること 4. 福祉避難所の開設、管理及び実施に関すること 5. 義援金品等の受付、保管及び配分に関すること 6. 災害ボランティアの受入れに関すること 7. 日本赤十字社救助活動との連絡調整に関すること 8. 被災者に対する各種福祉資金に関すること 9. その他特命事項に関すること
	福祉支援班 (こども課)	1. 保育園児及び学童保育児童の避難、誘導等の安全確保に関すること 2. 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 福祉班の支援に関すること 4. その他特命事項に関すること
経 済 対 策 部	農 林 班 (農林課)	1. 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並びに応急対策に関すること 2. 被災農林業者に対する援護対策に関すること 3. 被災地の病害虫の防疫に関すること 4. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 5. 林野の火災予防に関すること 6. 林野火災の被害調査に関すること 7. 災害時における農林業関係機関との連絡調整に関すること 8. その他特命事項に関すること
	農林支援班 (農業委員会)	1. 災害時の農林畜産関係資金の融資に関すること 2. 飼料の確保に関すること 3. 農林班の支援に関すること 4. その他特命事項に関すること
	土地改良班 (農林課参事)	1. 土地改良施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 土地改良施設の災害復旧工事に関すること 3. 幕別ダムに関する状況調査及び関係機関との調整に関すること 4. その他特命事項に関すること
	土地改良支援班 (農業振興担当)	1. 土地改良施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 土地改良班の支援に関すること 3. その他特命事項に関すること
	商工観光班 (商工観光課)	1. 商工業関係被害の調査に関すること 2. 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関すること 3. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること 4. 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関すること 5. 観光施設の災害対策、被害調査に関すること 6. 入込客対策に関すること 7. 労務供給対策に関すること 8. その他特命事項に関すること

建設 対策 部	土 木 班 (土木課)	1. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 2. 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び応急対策に関する事 3. 危険水防区域の警戒巡視に関する事 4. 治水計画の実施についての連絡調整に関する事 5. 土木施設に関する災害復旧工事に関する事 6. 公園、緑地の被害調査及び応急対策に関する事 7. 公園、緑地の災害復旧工事に関する事 8. 障害物の除去に関する事 9. 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関する事 10. 食糧及び応急資機材等の輸送路に関する事 11. 災害交通路線調査及び運行路線の確保に関する事 12. 砂利道等の災害復旧に関する事 13. 応急作業用車両等の確保及び輸送に関する事 14. 災害時の車両の確保及び配車に関する事 15. その他特命事項に関する事
	都市計画班 (都市計画課)	1. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 2. 応急仮設住宅の建設に関する事 3. 被災住宅の応急措置に関する事 4. 被害家屋等の被害調査に関する事 5. 被害家屋等の応急危険度判定に関する事 6. その他特命事項に関する事
	水道班 (水道課)	1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 浸水防止対策に関する事 3. 機動給水に関する事 4. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事 5. 配水調整に関する事 6. 水源及び配水施設の管理に関する事 7. 給水機器の確保及び輸送に関する事 8. 被災上下水道施設の応急修理に関する事 9. 上下水道施設の災害復旧工事に関する事 10. 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事 11. 上下水道施設の災害に伴う相互応援に関する事 12. その他特命事項に関する事
文 教 対 策 部	学校教育班 (学校教育課)	1. 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被災学校教育施設の写真撮影及び収集に関する事 3. 学校教育施設の災害復旧工事に関する事 4. 児童生徒の安全確保及び教護に関する事 5. 学校教育施設の応急利用に関する事 6. 各小・中学校、高校及び幼稚園との連絡調整に関する事 7. 被災学校の医療及び防疫に関する事 8. 教職員の動員に関する事 9. その他特命事項に関する事
	学校教育支援班 (幕別給食センター)	1. 災害時の学校給食に関する事 2. 学校教育班の支援に関する事 3. その他特命事項に関する事

	社会教育班 (生涯学習課)	1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策実施に関する事 2. 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3. 社会教育施設の応急利用に関する事 4. その他特命事項に関する事
	社会教育支援班 (図書館)	1. 教科書及び学用品の調達並びに支給に関する事 2. 社会教育班の支援に関する事 3. その他特命事項に関する事
支援 対策 部	第1～4支援班 (税 務 課) (議会事務局) (会 計 課) (監査委員事務局)	1. 被災地への災害応急物品等の手配、調達に関する事 2. 被災地への応急物資の輸送支援に関する事 3. 札内地域班、糠内地域班の緊急支援に関する事 4. 3以外の各班への緊急支援に関する事 5. その他特命事項に関する事
忠 類 地 域 対 策 部	忠類地域対策部 (共通事項)	1. 災害対策本部のうち、忠類地域の応急対策を実施する事 2. 被害情報収集・対策など本部との連携を十分に図る事
	総務・広報 ・衛生班 (地域振興課)	1. 忠類地域対策部職員の非常招集に関する事 2. 忠類地域対策部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 3. 災害応急物品等の手配及び調達に関する事 4. 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事 5. 避難所の開設、管理及び実施に関する事 6. 被災地域住民の避難誘導に関する事 7. 被災地応急物資及び忠類地域対策部職員の輸送に関する事 8. 災害時における電力の確保に関する事 9. 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 10. 町有財産（教育施設を除く）の応急利用に関する事 11. 住民に関する警報、避難命令、災害情報等の広報に関する事 12. 被災地の環境衛生保持に関する事 13. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事 14. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事 15. 防疫業務に関する事 16. 商工業関係被害調査に関する事 17. 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事 18. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事 19. 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 20. 観光施設の災害対策、被害調査に関する事 21. 入込客対策に関する事 22. 労務供給対策に関する事 23. その他特命事項に関する事

	保健・福祉班 (保健福祉課)	1. 被災者の生活に関する事 2. 医療施設の被害調査に関する事 3. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関する事 4. 応急救護所の開設及び管理に関する事 5. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事 6. 救急薬品の供給に関する事 7. 死体の収容安置に関する事 8. 要配慮者安否確認及び被害調査に関する事 9. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 10. 要配慮者に対する避難誘導等の安全確保に関する事 11. 福祉避難所の開設、管理及び実施に関する事 12. 災害ボランティアの受入れに関する事 13. 保育園児及び学童保育児童の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関する事 14. その他特命事項に関する事
	経済建設班 (経済建設課)	1. 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並びに応急対策に関する事 2. 被災農林業者に対する援護対策に関する事 3. 被災地の病虫害の防疫に関する事 4. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関する事 5. 林野火災の予防および被害調査に関する事 6. 災害時における農林業関係機関との連絡調整に関する事 7. 土地改良施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事 8. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 9. 道路、河川、公園、橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事 10. 危険水防区域の警戒巡視に関する事 11. 道路、河川、公園、橋梁、上下水道等の災害復旧工事に関する事 12. 障害物の除去に関する事 13. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 14. 応急仮設住宅の建設に関する事 15. 被災住宅の応急措置に関する事 16. 被害家屋等の被害調査に関する事 17. 被害家屋等の応急危険度判定に関する事 18. 食糧及び応急資機材等の輸送に関する事 19. 被災交通路線調査及び運行路線の確保に関する事 20. 砂利道等の災害復旧に関する事 21. 応急作業用車両等の確保及び応急資材の調達輸送に関する事 22. 災害時の車両の確保及び配車に関する事 23. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 24. 浸水防止対策に関する事 25. 機動給水に関する事 26. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事 27. 配水調整に関する事 28. 水源及び配水施設の管理に関する事 29. 給水機器の確保及び輸送に関する事 30. 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事 31. その他特命事項に関する事

	経済建設支援班 (農業委員会 忠類支局)	1. 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事 2. 飼料の確保に関する事 3. その他特命事項に関する事
	教 育 班 (生涯学習課)	1. 学校教育施設・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被災学校教育施設及び社会教育施設の写真撮影及び収集に関する事 3. 学校教育施設及び社会教育施設の災害復旧工事に関する事 4. 児童生徒の安全確保及び救護に関する事 5. 学校教育施設・社会教育施設の応急利用に関する事 6. 各小・中学校との連絡調整に関する事 7. 被災学校の医療及び防疫に関する事 8. 災害時の学校給食に関する事 9. 教職員の動員に関する事 10. 教科書及び学用品の調達並びに支給に関する事 11. 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 12. その他特命事項に関する事
札内地域対策部	札内地域班 (住民課) (住民相談室)	1. 災害対策本部のうち、札内地区の災害情報の収集及び報告を行い、本部との十分な連携を図ること 2. 本部各班関連対策業務の報告に関する事 3. 各班への緊急支援に関する事 4. 札内地域対策部職員の非常招集に関する事 5. 札内地域対策部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 6. その他特命事項に関する事
糠内地域対策部	糠内地域班 (糠内出張所)	1. 災害情報の収集及び報告に関する事 2. 本部各班関連対策業務報告に関する事 3. 各班への緊急支援に関する事 4. その他特命事項に関する事

別表3-2-2 幕別町職員非常配備体制表

(1)風水害等災害時の警戒体制

区 分	【 第 1 次 警 戒 体 制 】
配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき 2 幕別町に大雨警報（浸水害・土砂災害）、暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき 3 河川の水位や降雨等の状況から災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき（降雨の目安：時間降雨量25mm以上又は24時間降雨量80mmに達したとき）
活動内容	1 防災環境課長及び地域振興課長は、第2次警戒体制を速やかにとるための連絡体制を確立し、主に状況の把握と連絡活動を行える体制とする。また、必要に応じて関係部課長へ状況を通知する。 2 第2次警戒体制関係課の部課長は（自宅）待機とし、状況によっては速やかに参集できる体制とする。 3 防災環境課長及び地域振興課長は、状況に応じて、全職員を（自宅）待機とすることができる。
区 分	【 第 2 次 警 戒 体 制 】
配備基準	1 幕別町に洪水注意報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき 2 災害が発生するおそれがあり、災害対応に備える必要があるとき
活動内容	1 防災環境課長及び地域振興課長は、気象、地象、水象に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 2 防災環境課長及び地域振興課長は、関係部課と情報収集、活動状況等についての情報連絡にあたる。 3 各部課長は、防災環境課長及び地域振興課長からの情報に基づき、情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動等、随時、所属職員に対し必要な指示をする。 4 防災環境課長及び地域振興課長は、状況に応じて、その他の部課の職員を（自宅）待機とすることができる。

(2)風水害等災害時の非常配備体制

区 分	【 第 1 種 非 常 配 備 体 制 】
配備基準	1 幕別町に洪水警報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがあるとき 2 局地的に被害が発生し、初期の災害対応を行う必要があるとき 3 今後、更に被害が拡大するおそれがあるとき
活動内容	1 関係部課長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 2 関係部課長は、次の措置をとり、その状況を防災環境課長及び地域振興課長に報告するものとする。 ア 初期災害対策活動にあたる。 イ 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置するものとする。 ウ 災害対策に関係する協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。 3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。
区 分	【 第 2 種 非 常 配 備 体 制 】 災害対策本部設置
配備基準	1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが避難判断水位を超え、氾濫するおそれがあるとき 2 数地区にわたり相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
活動内容	1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 3 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動を開始できるよう所要の人員を非常配備させる。 イ 災害発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。
区 分	【 第 3 種 非 常 配 備 体 制 】 災害対策本部設置
配備基準	町内全域にわたり甚大な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
配備体制	1 各対策部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部所属職員の全員をもって、所掌する災害対策にあたる体制とする。
活動内容	各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注

※職員の配置基準は、「別表 3-2-3 配置職員の基準（風水害の場合）」による。

(3)地震・津波発生時の非常配備体制

区 分	【 第 1 種 非 常 配 備 体 制 】
配備基準	1 被害は軽微と見込まれるが、公共施設及び町内の状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき（目安：震度4） 2 本町域内で震度4以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。（本町域外の地震による津波は、次の3による。） 3 地震・津波による災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき
活動内容	1 防災環境課長及び地域振興課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じて関係部課長へ状況を通知する。 2 関係部課長は、次の措置を取り、その状況を防災環境課長及び地域振興課長に報告するものとする。 - ア 初期災害対策活動にあたる。 - イ 災害対策に関係する協力関係機関及び住民との連絡にあたり、関係施設の被害状況の把握に努める。 3 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。
区 分	【 第 2 種 非 常 配 備 体 制 】災害対策本部設置
配備基準	1 町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度5弱又は5強） 2 太平洋沿岸に「大津波警報」（特別警報）が発表されたとき。 3 町内に地震・津波による被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
活動内容	1 災害対策本部を設置し、各部の指定の所掌事務により活動する。 2 各対策部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。 3 各対策部長は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告するものとする。 - ア 災害の現況について職員に周知させ、災害発生とともに、直ちに応急活動を開始できるよう所要の人員を非常配備させる。 - イ 発生とともに、直ちに応急活動を実施し、被災状況について各対策部長に報告するものとする。
区 分	【 第 3 種 非 常 配 備 体 制 】災害対策本部設置
配備基準	1 全域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害が発生したとき（目安：震度6弱以上） 2 町内広域に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。
活動内容	各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注

※職員の配置基準は、「別表3-2-3 配置職員の基準（地震災害の場合）」による。

別表3-2-3 配置職員の基準

(1) 風水害の場合

部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備
企画総務部	政策推進課			○	◎	◎
	総務課			【総務係】	◎	◎
住民生活部	住民課			○	◎	◎
	防災環境課	※ △・ 【防災危機管理係】	◎	◎	◎	◎
	税務課			○	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課			○	◎	◎
	こども課			△	○	◎
	保健課			○	◎	◎
経済部	農林課	※ △	※ △	○	◎	◎
	商工観光課			○	◎	◎
	農業振興担当			○	◎	◎
建設部	土木課	※ △	◎	◎	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎	◎
	水道課	※ △	◎	◎	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	※ △・ 【住民生活係】	※ △・ 【住民生活係】	○	◎	◎
	保健福祉課			○	◎	◎
	経済建設課	※ △	◎	◎	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	△	○	○	◎	◎
出納室	会計課			△	○	◎
農業委員会	農業委員会			○	◎	◎
	忠類支局			○	◎	◎
議会事務局				○	◎	◎
監査委員事務局				◎	◎	◎
教育委員会	学校教育課			○	◎	◎
	生涯学習課			○	◎	◎
	(忠類)			○	◎	◎
	幕別学校給食センター			△	○	◎
	忠類学校給食センター			△	○	◎
	図書館			△	○	◎

◎：全職員、 ○：係長以上、 △：課長以上、 【 】：該当する係
ただし、※印の課長補佐以下の配備体制は、状況により課長が判断し招集配備する。
※本部員（部長以上）は、第1種非常配備体制で招集する。
※避難所担当職員は、原則第2種非常配備体制で参集する。

(2) 地震・津波災害の場合

部	課	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備
企画総務部	政策推進課	△	◎	◎
	総務課	○	◎	◎
住民生活部	住民課	○	◎	◎
	防災環境課	○・【防災危機管理係】	◎	◎
	税務課	△	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課	○	◎	◎
	こども課	○	○	◎
	保健課	○	◎	◎
経済部	農林課	○	◎	◎
	商工観光課	△	◎	◎
	農業振興担当	△	◎	◎
建設部	土木課	○	◎	◎
	都市計画課	○	◎	◎
	水道課	○	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	○・【住民生活係】	◎	◎
	保健福祉課	○	◎	◎
	経済建設課	○	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	○	◎	◎
出納室	会計課		○	◎
農業委員会	農業委員会	△	◎	◎
	忠類支局	△	◎	◎
議会事務局		△	◎	◎
監査委員事務局			◎	◎
教育委員会	学校教育課	○	◎	◎
	生涯学習課	○	◎	◎
	(忠類)	○	◎	◎
	幕別学校給食センター	△	○	◎
	忠類学校給食センター	△	○	◎
	図書館	△	○	◎

◎：全職員、○：係長以上、△：課長以上、【 】：該当する係

※本部員（部長以上）は、第1種非常配備体制で招集する。

※避難所担当職員は、原則第2種非常配備体制で参集する。

様式 3-2-1 非常配備編成計画書

年度 非常配備編成計画書

(月 日現在)

内 容 配備 区分	部 班 (電話連絡先 課 ー)						
	部情報連絡責任者					職員総数 名	
	部情報連絡員 職氏名						
	課 名	係 名	職氏名	車 種	台 数	応急資機材名	数 量
第 1 種 非 常 配備体制							
小 計							
第 2 種 非 常 配備体制							
小 計							
第 3 種 非 常 配備体制							
小 計							

第3節 気象業務に関する計画

暴風、竜巻、暴風雪、大雨、大雪、洪水、波浪、土石流等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。

北海道においては、全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。十勝地方を担当する官署（府県予報区担当気象官署及び分担気象官署）は次のとおりである。

府県予報区	名称区域	担当官署
釧路・根室 ・十勝地方	釧路総合振興局、根室振興局及び十勝総合振興局管内	釧路地方気象台
	一次細分区域：十勝地方	帯広測候所 *

注） *印の帯広測候所は、分担気象官署。十勝地方の特別警報・警報・注意報発表を担当する官署である。

(2) 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
釧路・根室 ・十勝地方 (釧路地方 気象台)	釧路地方	省略	省略
	根室地方	省略	省略
	十勝地方	十勝北部	新得町、鹿追町、上士幌町、陸別町、足寄町
		十勝中部	帯広市、音更町、本別町、芽室町、幕別町、池田町、浦幌町、豊頃町、清水町、士幌町
		十勝南部	大樹町、広尾町、中札内村、更別村

※一次細分区域：府県天気予報を定常的に細分して行う区域。

※二次細分区域：特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。

(3) 予報区担当官署の業務内容

担当官署	予報警報等の種類	回数
帯広測候所 (分担気象官署)	特別警報・警報・注意報	随時
	府県気象情報	随時

(4) 気象官署の組織等

道内には、札幌管区気象台のほか16ヶ所の気象官署があり、その組織は、次のとおりである。

気象庁	札幌管区気象台	函館地方気象台	
		旭川地方気象台	
		室蘭地方気象台	
		釧路地方気象台	帯広測候所
		網走地方気象台	
		稚内地方気象台	
		新千歳航空測候所	函館空港出張所
			釧路空港出張所
			帯広空港出張所
			稚内空港出張所
			旭川空港出張所
			女満別空港出張所
			中標津空港出張所

なお、幕別町内に気象庁観測所は、糠内地域気象観測所がある。（河川情報センターが管理する雨量計は中里にも設置されている。「第4章 第1節 水害予防計画 2 雨量水位観測所」参照）

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

(7) 気象等に関する特別警報（発表基準は、資料編2－2 特別警報発表基準参照）

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される（一部の市町村は分割）。

現象の種類	基準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるために重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大津波警報	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 （大津波警報を特別警報に位置づける）
噴火警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合。 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）
緊急地震速報	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(イ) 気象等に関する警報（発表基準は、資料編2－2 警報発表基準参照）

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(ウ) 気象等に関する注意報（発表基準は、資料編 2－2 注意報発表基準参照）

大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温 0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれのあるときに発表される。

(エ) 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 釧路・根室・十勝地方気象情報・府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、十勝総合振興局と釧路地方気象台（帯広測候所）から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(3) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

避難情報と防災気象情報の一覧表				
警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	警戒レベル相当情報
				住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保(必ず実施されるべき行為)	洪水等に関する情報
				水位情報が ある場合 (下段：国管理河川の 洪水の危険度分布) ¹
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災害対応 は未だの避難指示の タイミングで発令)	水位情報が ない場合 (下段：洪水警報 の危険度分布)
				内水氾濫に 関する情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	土砂災害に 関する情報 (下段：土砂災害の 危険度分布)
				高潮に 関する情報
2	気象 状況 悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫発生情報
				危険度分布：黒 (注意している河川・地域)
1	今後気象 状況悪化 のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	氾濫危険情報
				危険度分布：紫 (注意している河川・地域)

※ 高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせて、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

【補足】

町が発令する避難指示等は、町が総合的に判断をして発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令しないことがある。

(4) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

	・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(5) 指定河川洪水予報

ア 種類及び指定河川

	種 類	発表機関	内 容	指定河川
洪水予報 水防法第10条第2項 気象業務法第14条 の2第2項	警 報 注意報 情 報	釧路地方気象台 帯広開発建設部 共同作成	指定河川について、水位 または流量を示して行う 警報等	十勝川 札内川
水 防 警 報 水防法第16条	待機・準備 出動・指示 ・解除	帯広開発建設部	指定河川地域の水防管理 者団体に水防管理活動を 行う必要があることを警 告して発表	十勝川 札内川

イ 発表基準及び洪水予報の伝達

発表基準及び洪水予報の伝達については、「第4章 災害予防計画 第11節 水害予防計画（参考）十勝川水系洪水予報」による。

(6) 火災気象通報

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合若しくは平均風速で毎秒12m/s以上が予想される場合。なお、平均風速が12m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

3 気象警報等の伝達方法

気象官署等の発する気象、水防等に関する警報の伝達方法は、「別図3-3-1 気象警報等伝達系統図」及び「別図3-3-2 火災気象通報図」によるが、警報の通報を迅速的確に行うための伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 伝達方法

気象官署等から通知された気象、水防等に関する警報（水防に関する予警報の伝達計画は「第4章 第1節 水害予防計画」による。）又は道（十勝総合振興局）が発する対策通報を受けたとき、防災環境課長は「別図3-3-1 気象警報等伝達系統図」により、無線、テレビ、ラジオ、電話、携帯電話、メール、FAX等を用いた多重化、多様化した方法により、消防機関、関係部署及び住民に通知する。また防災環境課長は、必要に応じて関係機関及び団体にも通知する。（「別表3-3-1 気象警報等の伝達責任者一覧」及び「別表3-3-2 関係機関等の連絡先一覧」を参照）

(2) 勤務時間外における気象警報の取扱い

勤務時間外において当直者が気象警報等を受けたときは、「様式3-3-1 気象警報等受理票」に記載するとともに、次に掲げる警報を防災環境課長（不在のときは防災危機管理係長）に連絡し、勤務明けの際、気象警報等受理票を防災環境課長に提出する。

ア 特別警報

大雨、暴風、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震

イ 気象警報

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、津波

ウ その他特に重要と認められる各種注意報

気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものは、直ちに防災環境課長（不在のときは防災危機管理係長）に連絡する。

気象注意報及び各種注意報で情報の伴わないものは、当直明けの際、「様式 3-3-1 気象警報等受理票」を防災環境課長に提出する。

4 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務（基本法第54 条第1 及び2 項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。

(2) 警察官等の通報（基本法第54 条第3 項）

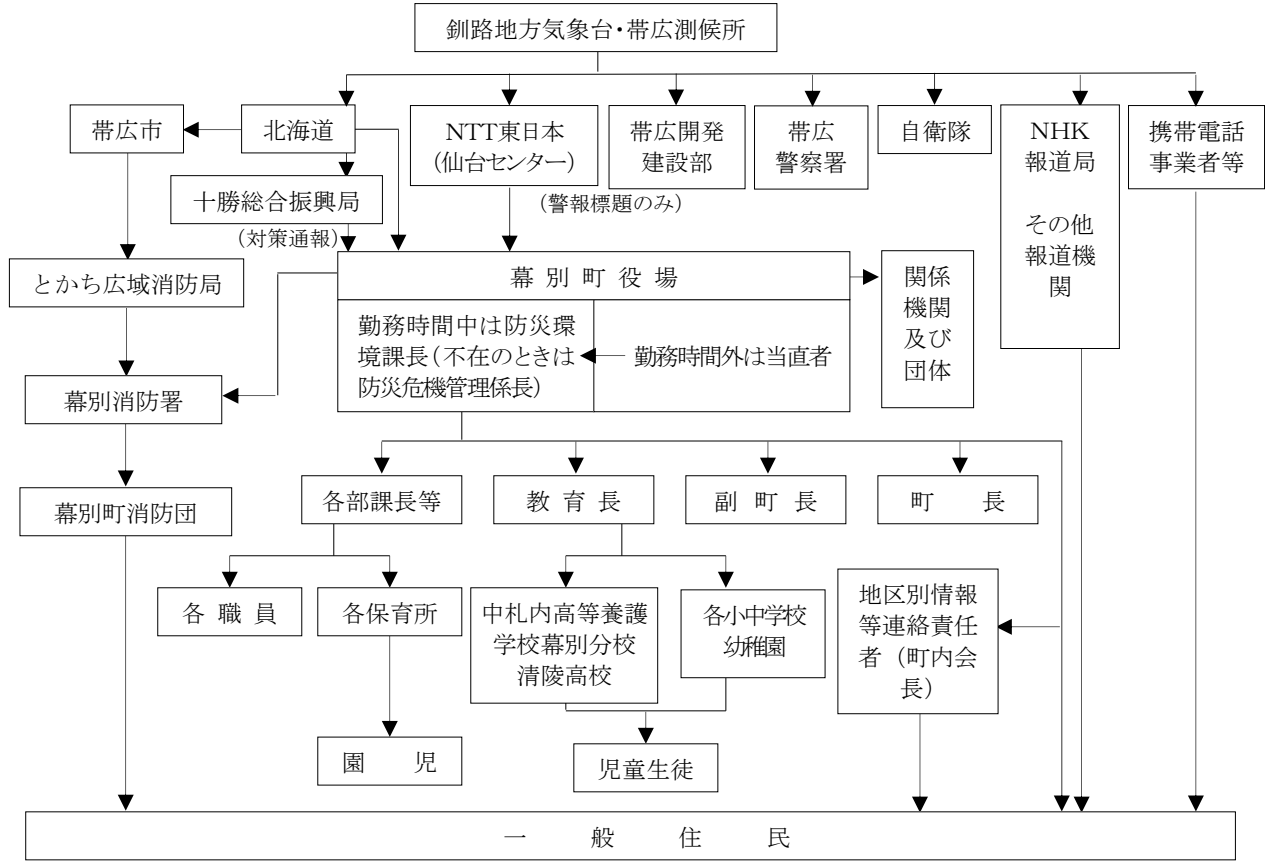
異現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報（基本法第54 条第4 項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、帯広測候所に通報しなければならない。

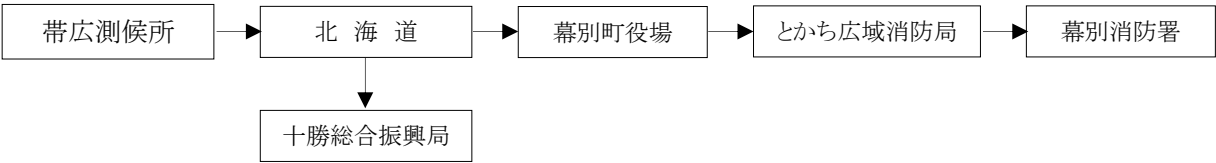
あて先官署名	電話番号	地 域
帯広測候所 帯広市東4条南9丁目2－1	帯広（0155）25-2334	十勝総合振興局地域管内

別図 3-3-1 気象警報等伝達系統図



※ 緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアへ送信される。

別図 3-3-2 火災気象通報図



別表 3-3-1 気象警報等の伝達責任者一覧

伝達先	伝達責任者	副責任者	伝達方法	備 考
庁内各課	防災環境課長	防災危機管理係長	口頭・庁内放送・庁内LAN・電話・登録制メール(防災情報メール)	
消 防 署	〃	〃	電話・FAX・口頭	
町内会長	〃	〃	電話(必要に応じて対象地域の町内会長へ連絡)	対象地域の町内会長は住民へ連絡
関係機関	〃	〃	電話・FAX・メール・口頭	
小中学校	学校教育課長	総務係長	〃	
保 育 所	こども課長	保育係長	〃	
住 民	防災環境課長	防災危機管理係長	防災行政無線、広報車、エリアメール、	

			電話、登録制メール(防災情報メール)、LINE、ホームページ、SNS、テレビ・ラジオ	
--	--	--	--	--

別表 3-3-2 関係機関等の連絡先一覧

名 称	所 在 地	電話番号
幕別消防署	幕別町錦町90番地	0155-54-2434
幕別郵便局	幕別町本町51番地1	0155-54-2030
帯広警察署幕別駐在所	幕別町宝町53番地1	0155-54-2151
〃 札内交番	幕別町札内中央町487番地	0155-56-2151
〃 糠内駐在所	幕別町字五位373番地	0155-57-2151
〃 忠類駐在所	幕別町忠類白銀町165	01558-8-2151
北海道旅客鉄道(株)幕別駅	幕別町錦町141番地	0155-54-2100
〃 札内駅	幕別町札内中央町730	0155-56-2029
帯広開発建設部帯広道路事務所	幕別町札内西町73-6	0155-25-1250
〃 帯広河川事務所	幕別町札内西町73-6	0155-25-1294
〃 広尾道路事務所	広尾町並木通東2丁目5	01558-2-3148
〃 足寄道路事務所	足寄町栄町1丁目43	0156-25-2601
十勝総合振興局(危機対策室主査)	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9023
保健環境部	帯広市東3条南3丁目	0155-24-3111
東日本電信電話(株)北海道支店帯広支社	帯広市西4条南5丁目1	0155-23-7922
帯広測候所	帯広市東4条南9丁目	0155-25-2334
幕別町農業協同組合	幕別町本町45番地	0155-54-4115
札内農業協同組合	幕別町札内中央町467番地	0155-56-2131
帯広大正農業協同組合	帯広市大正本町東1条2丁目1	0155-64-5211
忠類農業協同組合	幕別町忠類栄町259	01558-8-2311
幕別町商工会	幕別町錦町141-19	0155-54-2703
幕別町商工会忠類支所	幕別町忠類白銀町204	01558-8-2141

様式 3-3-1 予報（注意報など含む）、警報、特別警報、並びに情報等受理票

予報(注意報など含む)、警報、特別警報、並びに情報等受理票					
年 月 日		午前・午後 時 分		連絡＝電話・電報・無線	
発 信 者		受 信 者		印	
警報等の種類		発表時刻		午前・午後 時 分	
受理事項					
処理方法					

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道、市町村及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、国、道及び町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。（災害危険区域は「資料編 資料 第10章災害危険箇所」のとおり）

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

1 実施責任者

- (1) 幕別町及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるように努める。
- (2) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (3) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (4) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

- (5) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における道民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。
- (3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、インターネット、SNS、有線放送施設の活用
- (3) 新聞、広報紙等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (7) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (8) 学校教育の場の活用
- (9) その他

4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 幕別町地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
- ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得普及
- イ 防災の心得
- ウ 火災予防の心得
- エ 台風襲来時の家庭の安全対策
- オ 農作物の災害予防事前措置

カ その他

(4) 災害の応急措置

ア 災害対策の組織編成、分掌事項

イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法

ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔保持の要領

エ 災害時の心得

(ア) 家庭内又は組織内等の連絡体制

(イ) 気象情報の種別と対策

(ウ) 避難時の心得

(エ) 被災世帯の心得

(5) 災害復旧措置

ア 被災農作物に対する応急措置

イ その他

(6) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心得等の防災知識の普及に努める。
- (7) 学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施する。また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 土砂災害に係る避難訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 救難救助訓練
- (5) 情報通信訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 総合訓練
- (8) 防災図上訓練
- (9) 応援・受援訓練
- (10) その他災害に関する訓練

3 防災会議が主唱する訓練

町防災会議及び防災関係機関等は、共同して次の訓練を行うものとする。

- (1) 防災総合訓練
地震・津波災害、風水害、雪害等を想定した応急対策活動を中心に総合的立体的に実施する。
- (2) 災害通信連絡訓練
通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。
- (3) 防災図上訓練
各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

4 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

5 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非

常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

道、町及び関係機関は、災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

1 備蓄の基本方針

- (1) 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。
- (2) 町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。
- (3) 本町の備蓄品目及び数量は、被害想定に基づき災害発生から国、北海道等の救援活動が本格化するまでのおおむね3日間において、必要な品目及び数量を基本目標とする。
- (4) 食料や救援物資等は、町民に対する提供を迅速に行う意味から、物資の分散備蓄を進める。
- (5) 町民の食生活や生活ニーズの多様化に対応するため非常用食料や生活物資等の品目の充実に努める。
- (6) 要配慮者に考慮した備蓄品目の選定及び充実に図る。
- (7) 防災週間や防災関連行事等を通じ、町民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。
合わせて、感染症対策としてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄に努めるよう啓発を行う。
- (8) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。
- (9) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実に図ること。

2 防災資機材の整備

道、町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実に図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

また、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。

3 備蓄倉庫等の整備

食料や毛布等の災害救援物資は、被災者への提供を迅速かつ円滑に進めるため、町内3か所の防災備蓄倉庫及び庁舎・支所内の備蓄庫に分散備蓄している。また、生命維持の源である水の確保を確実にするため、町内4か所の指定避難所に耐震性貯水槽を設置している。

- (1) 町は、被災者及び避難者のための食料、飲料水及び毛布等を備蓄する倉庫や、災害発生時に避難所で必要となる防災資機材の保管庫の整備に努める。
備蓄庫は、交通利便性が高く食品を安全に保管できる備蓄拠点として、庁舎や支所に整備を進めるほか、学校等の主要な指定避難所においても、既存の施設及び敷地を積極的に活用するほか、必要な箇所については、新たに備蓄庫を整備し分散備蓄に努める。
- (2) 防災資機材庫についても備蓄庫と同様に、庁舎、支所及び主要な指定避難所に資機材の保管場

所の整備に努める。

- (3) 水防倉庫については、水防団の活動拠点となる消防署または車両センター等に設置するように整備に努めるものとする。
 - (4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。
- ※ 現在の備蓄品の状況及び備蓄場所については、「資料編 資料 1 8－6 幕別町防災備蓄計画」による。

第4節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援や受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援(受援)体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。
- (4) あらかじめ、道や他の市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 道及び町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 道及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

- (3) 道及び町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 道及び町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (5) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震等による災害発生時には、地域住民の安全確認、被害状況または応急救護など速やかな対応が求められるとともに、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に要配慮者の安全確認、保護は、震災などの緊急性を考慮すると行政的対応にはおのずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するための計画は、本計画に定める。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、次のとおりである。

- (1) 災害現場における応急手当と患者の一般搬出に関すること
- (2) 避難所内での手伝い、被災者の世話に関すること
- (3) 義援金品の募集及び整理に関すること
- (4) 本部が行う人員、物資の輸送に関すること
- (5) 災害時の公共施設等の保全に関すること
- (6) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること
- (7) その他、救助活動に必要な事項で本部長が協力を求めた事項

4 組織の規模

自主防災組織を編成する規模は、地域住民が災害時の応急活動または避難行動などを行う場合に相互連携・協力を円滑に行えるよう、町内会単位が適当である。

また、住民の日常生活のつながり、平常時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動

を考慮し、それぞれ町が指定した避難所の町内会相互の連携を図るため、避難所地域ごとに「地域防災連絡協議会」を設置する。

5 組織構成

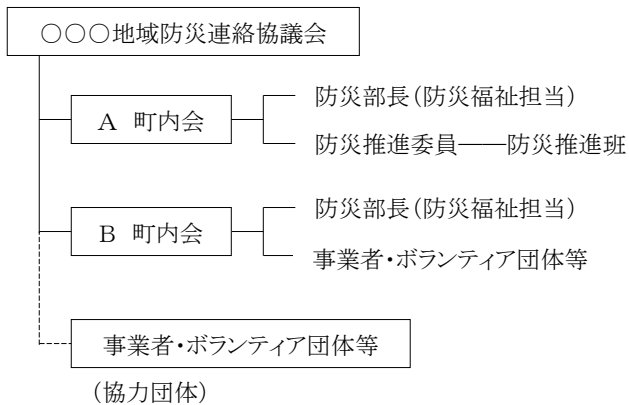
自主防災組織の活動を効果的に行うために、既存の町内会を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にする。

このため、基本的な組織構成として、次のような構成が必要と考えられる。

なお、組織の構成は、民生（児童）委員の協力等を得て、より機動的な組織づくりを推進する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

(例)



- ① 地域防災連絡協議会
 - ・地域内の町内会長等で構成し、防災推進方策の検討、相互連絡調整を行う。
- ② 防災部長（防災福祉担当）
 - ・町内会の防災組織の責任者
 - ・町または本部との連絡調整のための総括者
- ③ 防災推進班
 - ・災害時の町内会等における住民（特に独居老人、障がい者）の安全、被災状況等の掌握並びに救急機関等への通報にあたる。
 - ・日常活動として町内会等住民の防災意識の普及、指導を行う。
- ④ 事業者・ボランティア団体等
 - ・町内会内又は複数の町内会に所在する場合も含め、町内会の地域防災に協力する団体等

6 組織の活動

(1) 地区防災計画

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、町の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努めるとともに、個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取り入れるものとする。

災害対策基本法第42条の2第1項に基づき、自助・共助による自発的な防災活動を促進するため、地区居住者等から、防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定める提案（以下「計画提案」という。）が行われた時は、防災会議は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知するものとする。

(2) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。

(エ) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

(オ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(カ) 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(3) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

- ・ 連絡をとる防災関係機関
- ・ 防災関係機関との連絡のための手段
- ・ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨、暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市町村等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(4) 避難行動要支援者の援護活動

独居老人、身体障がい者等を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平常時緊急連絡体制が整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い、活用が不可能となる。

このため、町内会の避難行動要支援者の保護、安全確認は、民生（児童）委員との連携による町内会または自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する。また、避難行動要支援者に対する高齢者等避難が発令された場合は、地域住民が一体となって避難にあたる。

ア 住民の安全確認と保護

イ 医療手配などの応急対応

ウ 避難誘導援護

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 道及び町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (6) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (7) 道及び町は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (8) 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。
- (9) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意することから、町は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- (10) 道と町は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所（広域避難場所を含む。）として指定する。
その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。
また、指定緊急避難場所については、「洪水」「崖崩れ、土石流及び地滑り（以下「土砂災害」という。）」「地震、津波」「大規模な火事」の災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。【収容面積：1.0㎡／人】
- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

資料編の次の資料を参照のこと

「資料5-1 指定緊急避難場所」

3 避難所の確保等

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所（1次避難所、2次避難所、集合避難所及び福祉避難所。以下「避難場所等」という。）として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

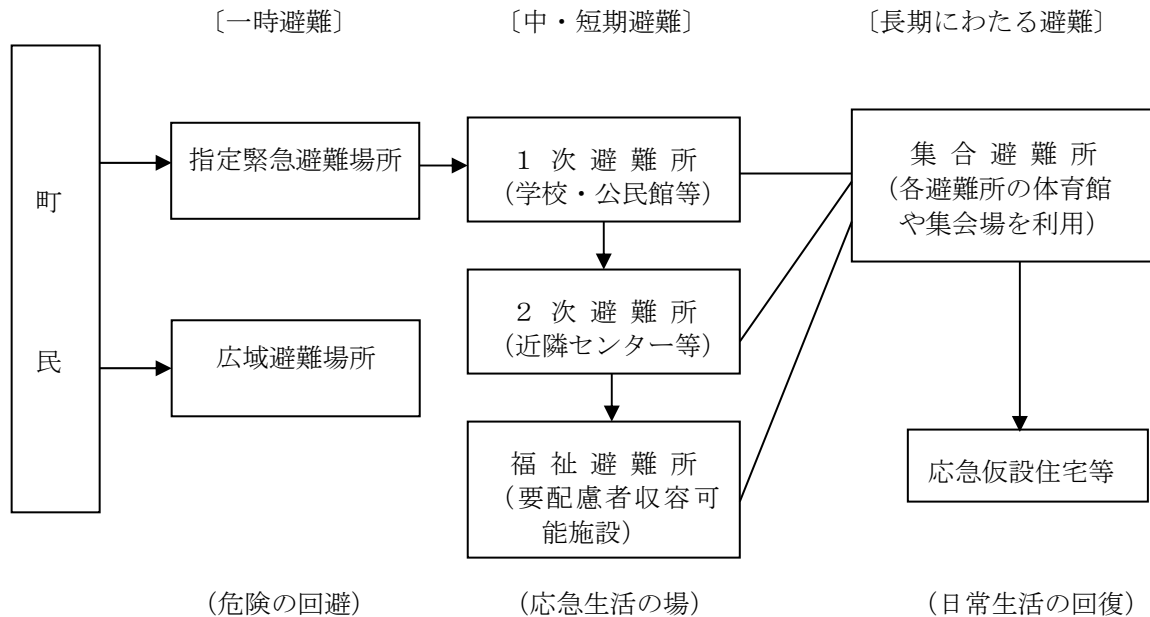
イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

- ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、指定福祉避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
- ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- オ 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。
- (8) 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (9) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (10) 指定避難所は、次のとおり区分する。また、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設を指定する。
- ア 1次避難所 原則として耐震性の高い構造の公共構造物（学校、公民館等）を選定し、確保する。また、洪水時の避難所と、地震災害等で使用する避難所と別に選定し、確保する。（「資料編 資料5-2 指定避難所」による。【収容面積：2.0㎡／人】）
- イ 2次避難所 1次避難所が被災を受け、避難所として機能しない場合、または1次避難所の収容能力を超える場合に、2次施設を選定し、確保する。（「資料編 資料5-2 指定

避難所」) による。【収容面積：2.0㎡／人】

- ウ 集合避難所 長期にわたる避難の場合、避難所を数箇所に集約し、施設の体育館や集会場等を選定し、確保する。【収容面積：3.0㎡／人】
- エ 福祉避難所 要配慮者への保健福祉サービスの提供ができるよう避難場所を選定し、確保する。福祉避難所の選定にあたっては、多目的トイレの設置や、バリアフリー化されている収容施設を選定する。（「資料編 資料5-3 福祉避難所（要配慮者収容可能施設）」）による。【収容面積：3.0㎡／人】
- オ 広域一時滞在避難所
大規模災害の場合、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設を選定する。（「資料編 資料5-4 広域一時滞在避難所」）による。
【収容面積：3.0㎡／人】

＜避難所体系＞



4 避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支

援を行うものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿（「本章 第7節 要配慮者対応計画」参照）の情報についても、災害対策基本法第49条の11第3項の定めるところにより、避難の支援等に必要範囲において避難支援等関係者等に提供することができる。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

(カ) 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

(ア) 住民の避難状況の把握

(イ) 避難中の秩序保持

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

(ア) 防災行政無線による周知

(イ) 登録制メール（防災情報メール）、LINE、SNSによる周知

(ウ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

(エ) 住民組織（町内会等）を通じた広報（電話、FAX、メールにより町内会長へ連絡）

(オ) 避難誘導者による現地広報

(カ) テレビ、ラジオによる広報（町の協定及び道の協定の報道機関（※1）に放送要請）

- (キ) インターネットを利用した広報
- (ク) コンビニエンスストアを利用した広報

※1 道の放送機関との協定

- ① 日本放送協会北海道管内担当札幌放送局
- ② 北海道放送株式会社
- ③ 札幌テレビ放送株式会社
- ④ 北海道テレビ放送株式会社
- ⑤ 北海道文化放送株式会社
- ⑥ 株式会社テレビ北海道
- ⑦ 株式会社エフエム北海道
- ⑧ 株式会社エフエム・ノースウエーブ
- ⑨ 株式会社S T Vラジオ

※2 町の放送機関との協定

- ① 株式会社おびひろ市民ラジオ (FM-WING)
- ② 株式会社エフエムおびひろ (FM-JAGA)

ク 要配慮者に配慮した情報伝達は、「本章 第7節 要配慮者対応計画」に定める

(4) 避難所運営

避難所運営において、町は、マニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

6 防災上重要な施設の管理等

- (1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

イ 経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

7 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および町は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 要配慮者対策計画

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 要配慮者への対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 要配慮者の把握と支援

町内会及び自主防災組織等の防災関係機関並びに福祉関係者等の協力により、地域全体の要配慮者の把握に努め、これらを支援する情報伝達、救助等の体制づくりを目指すものとする。

(2) 防災機器等の整備

地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。また、要配慮者の対応能力に考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

また、防災情報を迅速にかつ正確に伝達するため希望する世帯に防災行政無線戸別受信機を無償貸与する。

(3) 避難体制の確立

要配慮者に対する避難体制及び誘導等の支援については、「本章 第6節 避難体制整備計画」及び「第5章 第5節 避難対策計画」に基づき、支援するものとする。

また、町は、避難所の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、避難施設の段差の解消、スロープや多目的トイレの設置など利便性の向上及び避難施設の安全性を配慮した整備を推進するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努める。

(4) 防災教育・訓練の充実等

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

(ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

(イ) 災害時に近隣の協力が得られるよう、日頃から呼びかけに努める。

(ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加するよう呼びかける。

イ 地域住民に対する指導・啓発

(ア) 各地域の自主防災組織等は、地域内の要配慮者への支援体制を平素から整備する。

(イ) 災害時には、要配慮者の安全確保に協力する。

(ウ) 地域で実施する防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(5) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

2 避難行動要支援者への対応

要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難なものであって、円滑、迅速な避難のために、特に支援が必要な者を避難行動要支援者として把握に努め、基本法第49条の10第1項（平成26年4月1日施行）及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報保護に留意しながら、自主防災組織や民生委員・児童委員を始めとする関係者と連携して、地域住民等の幅広い協力を得た避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等の環境整備に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者について、要介護者状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- (ア) 介護保険の要支援1・2及び要介護1から5の者
- (イ) 身体障がい者手帳1級又は2級保持者。ただし、聴覚又は平衡機能障がい者及び視覚障がい者は3級まで対象とする。
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳保持者
- (エ) 療育手帳保持者
- (オ) その他、災害時において配慮を必要と認められる者（難病患者等）

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ① 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合
- ② 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
(生命を維持するために必要な機器利用の有無等)

(2) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報（要介護認定、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民基本台帳等の情報）によるほか、町で把握していない情報については、必要に応じて道やその他の関係機関に対して要配慮者に関する情報提供を求めることとする。

(3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

ア 町は、災害の発生に備え、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合、条例の定めにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害時は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

イ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (ア) 幕別消防署
- (イ) 帯広警察署
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 幕別町社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織又は町内会
- (カ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

ア 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について、防災情報システムにより常時適正な管理が行われるよう徹底する。

災害の規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の更新

町は、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿を防災情報システムにより管理する。名簿情報は毎月更新し、最新の状態を維持する。

ウ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有するものとする。

町は、避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する。

※防災情報システム・・・避難行動要支援者の名簿情報を管理するシステム（住民基本台帳情報、要介護者状態区分、障害者支援区分情報に連動）

(5) 情報漏えい防止の町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 自主防災組織又は町内会に提供する場合は、他の区域の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。

ウ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

エ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ厳重なる保管を行うよう指導すること。

オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。

キ 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させること。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修等を実施し、適正な取り扱いの指導、啓発に努めること。

(6) 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

ア 高齢者等避難の発令・伝達

町は、自然災害発生時に要配慮者が、円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」や「避難注意情報の周知」を適時適切に行い、高齢者等避難や避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を関係機関及び住民その他必要な団体に伝達する。

また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発表及び伝達にあたっては、以下の配慮を行う。

(ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること

(イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

(ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

イ 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、LINEなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

【情報伝達の例】

・聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信・聴覚障がい者用情報受信装置

- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- ・そ の 他：メーリングリスト等による送信、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のインターネットを通じた情報提供

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

したがって、避難行動要支援者には、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

(8) 個別避難計画の作成

ア 町は、庁内の防災・福祉・保健・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 避難関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防または災害が発生した場合において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における消防機関等への通報体制や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制確保に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整備する。

(4) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的の実施する。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的の実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設は、夜間における防災訓練も定期的の実施するよう努める。

4 病院入院患者等の対策

(1) 関係機関が実施する対策

日本赤十字社北海道支部、(一社)北海道医師会、(一社)十勝医師会等は、北海道の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うように指導する。

(2) 医療機関が実施する対策

医療機関は、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、作成するものとする。

また、施設、設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等、緊急時の連絡体制や避難指導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機（器）材等の備蓄等、防災体制の強化を図るものとする。

5 土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設対策

(1) 要配慮者関連施設への指導

町は、土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(2) 警戒避難体制の確立

土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設（社会福祉施設、病院等に該当するもののほか、それ以外の類型のものを含む）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

6 外国人に対する対策

道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- (1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

7 観光客対策

- (1) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策に努める。

- (2) 観光客への防災情報の提供

町は、避難場所等の標識の適切な配置、コンビニエンスストア、駅、ホテルなど多くの人が集まる場所での情報提供の充実など、地域に不慣れな観光客に対する情報提供体制等の充実を図る。

8 援助活動

要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

- (1) 町の対策

ア 要配慮者の確認・早期発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

イ 指定避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (ア) 指定避難所への移動
- (イ) 病院への移送
- (ウ) 施設等への緊急入所

ウ 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

エ 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

オ 応援依頼

別表 4-7-1 の「要配慮者に配慮すべき対策」に基づいて、関係機関等へ応援を要請して、連携を図る。

別表4-7-1 要配慮者に配慮すべき対策

配慮すべき項目	実施機関	対象者
【避難収容等】 1 要配慮者の状況把握 ・安否確認・保健福祉サービスの有無	町	全要配慮者
2 災害情報及び避難情報（避難指示等）の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	全要配慮者
3 避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦等を車両で移送	町、関係機関	全要配慮者
4 指定避難所での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの配置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、車椅子の確保、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備	町、道、関係機関	全要配慮者
5 情報提供体制の確保 ・文字放送対応テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	町、道、関係機関	高齢者、障がい者、 多国人
6 医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ	町、道、関係機関、 医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、障がい者、 幼児、児童
7 応急仮設住宅等の確保 ・高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居	町、道	傷病者、高齢者、障がい者、 幼児、児童
【生活必需品等】 1 要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品）等の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、 幼児、児童
【保健衛生、感染症予防等】 1 心身両面の健康管理 ・メンタルケア・巡回健康相談等の実施	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、 幼児、児童
2 保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、 幼児、児童
【ライフライン等】 1 医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・労働力の確保等	町、道、関係機関、 医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等
【広域相互応援等】 1 応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交代方法等の調整 人 員 医師、看護師、保健師、助産師、介護員、 社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者、	町、道、関係機関、 医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者

車 両 外国語通訳等 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車 資機（器）材 医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・ 支援物資等の集積方法等の調整 2 受援体制の整備 ・ 応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・ 応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等		
---	--	--

第8節 平時の情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

1 防災会議構成機関

- (1) 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め防災会議会長に報告するものとする。
- (2) 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- (3) 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。
また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む）等の無線通信システムの整備を図るとともに、有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネット等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
なお、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、道、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。
非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
- (3) 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数個所の選定に努めるものとする。

3 通信施設被害防止対策

通信施設に被害が生じた場合、又は通信の大混乱により通信が途絶するような場合のため、次の防止対策を実施するとともに、緊急応急措置を実施する。

- (1) 施設の耐震化
建物、無線鉄塔、交換機等の通信施設・設備は震度7までの耐震及び耐火設計構造とする。
- (2) 予防措置計画
 - ア 町内のN T T交換所を相互につなぐ中継ケーブルは複数ルートに分散し、一つのルートが被災した場合でも他のルートによって通信を確保する。
 - イ 町外通話は町外交換機が被災した場合のため、複数の町外交換機を分散設置し、全回線の不通を防止する。
 - ウ 災害時における防災関係機関の救助、復旧活動等に必要な重要通信を確保するため、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、一般回線の利用制限を行う。
優先確保回線：防災関係機関、学校・病院等の公共機関、公衆電話

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項は、本計画に定める。

1 建築物防災の現状

本町においても、人口及び産業の都市部への集中がみられ、都市における災害の危険性は増大している。

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域、準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講じる。

(1) 防火地域

本町では指定なし。

(2) 準防火地域

地 区 名	町 名	用 途 地 域
幕 別 地 区	本町及び錦町の一部	商業地域、近隣商業地域
札 内 地 区	札内中央町、札内青葉町、札内豊町、札内暁町のそれぞれ一部	商業地域、近隣商業地域

3 がけ地に近接する建築物の防災対策

(1) 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

(2) 国、道及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第10節 消防計画

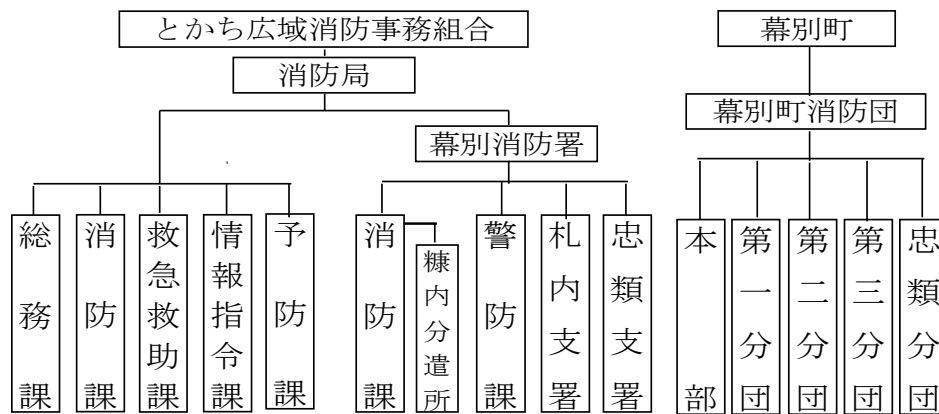
この計画は、消防機関がその任務を十分に果たすため、火災その他の大規模災害に対処して迅速かつ効果的に活動できるよう組織及び運営等の方法を定めることを目的とし、この計画に定めるもののほか詳細事項については、とかち広域消防事務組合が規定する消防計画（以下「組合計画」という。）の定めるところによる。

1 組織計画

(1) 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための機構は、とかち広域消防事務組合消防局の組織に関する規則（平成28年組合規則第4号）、とかち広域消防事務組合消防署の組織に関する規程（平成28年組合訓令第1号）、幕別町消防団条例（平成27年条例第31号）の定めるところによる。

組織図は、次のとおりとする。



(2) 非常時の組織機構

非常時の消防機関は、災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊を編成し、事務分掌は組合計画の定めるところによる。

(3) 非常時の定義

非常時とは、原則として全職員及び団員を召集し、又は応援協定の組合消防にも応援を求めなければならないような災害等で、次に掲げる場合をいう。

ア 異常気象により災害が発生し、又は発生するおそれ大きいとき。

イ 地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大のとき又は火災が発生したとき。

ウ 大規模な爆発又は危険物による災害その他大規模な事故が発生したとき、又は発生が予想されるとき。

エ 災害対策本部が設置されたとき。

オ その他、指揮本部長が必要と認めたとき。

2 消防力の整備計画

この計画は、町の消防力の現勢を正しく把握し、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等に準拠して予想される災害の規模、態様等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

現有消防施設の状況は、次のとおり

- 資料編 「資料1 2-1 消防署及び消防団の現況」
- 「資料1 2-2 消防水利の現況」
- 「資料1 2-3 消防車両等の配置状況」
- 「資料1 2-4 消防用機器及び資材保有状況」
- 「資料1 2-5 水防資機材の現況」

3 調査計画

大規模な火災等が発生した場合に、消防機関が適正に防御活動を行うことができるよう地理、建物、水利等について、次の区分により調査を行うものとする。

(1) 警防調査

地形、道路、建物、危険物施設等について行う調査

(2) 水利調査

消火栓、防火水槽、井戸等の消防水利について行う調査

4 災害予防計画

災害を未然に防止するため、予防査察、消防用設備等、防火管理体制及び住民の自主的予防の徹底した指導を図り、防災思想の普及に努めるものとする。

(1) 予防査察

予防査察については、多数の者が出入りする防火対象物及び避難行動要支援者世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して、予防対策の万全な指導を図るものとする。

(2) 防災思想の普及

ア 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、各事業所に対する防災に関する研修会及び消防訓練の指導並びに防火チラシ、ポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

イ 民間防火組織による普及

町内会又は自主防災組織、職域自衛消防組織等の結成促進を図り、さらに危険物安全協会、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の結成促進を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

ウ 防火組織の育成指導

各防火協力団体に対して研修会、講習会、防火映画の開催、消火・避難の訓練、指導等防火組織の育成強化に努める。

エ 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵取扱いについて指導するとともに、危険物安全協会等を通じて防火・防災思想の向上とその対策を推進する。

(3) 建築確認の同意

消防法第7条に基づく建築物同意に付随して不燃化促進、災害時の避難設備及び対策の推進を図るものとする。

5 警報発令伝達

(1) 火災警報発令条件

とかち広域消防局幕別消防署長は、消防法第22条第2項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めたときは、組合計画に基づいて火災に関する警報を発令することができる。

ア 実効湿度が72 パーセント以下にして、最小湿度が45 パーセント以下となり、最大風速毎秒7メートル以上のとき。

イ 平均風速毎秒10メートルの風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

ウ 気象警報が発令され、現にその状況が火災予防上必要と認めたとき。

(2) 警報の伝達及び周知

火災警報を発令した場合の伝達及び周知の方法は、組合計画に基づき行うものとする。

(3) 解 除

とかち広域消防局幕別消防署長は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

6 警防活動

火災等の警戒及び鎮圧のため、おおむね次の警防活動を行う。

(1) 消防職員、消防団員の招集

災害の規模に応じ、消防職・団員を召集して、消防隊を編成し、消防力の強化を図る。また、火災等の出動は、とかち広域消防局警防規程（平成28年組合訓令第5号）に定める出動区分によるものとする。

(2) 救助及び救急活動

災害事故等による要救助者の救出及び傷病者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するための活動は、とかち広域消防局警防規程（平成28年組合訓令第5号）の定めるところによる。

また、救助、救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察、医師会等との連携を図り救助救急活動の万全を期する。

資料編 「資料16-1 1-1 災害時の医療救護活動に関する協定書」 平成3年4月1日締結

(3) 避難誘導

住民及び罹災者等の避難誘導等は、組合計画に基づくものとする。

(4) 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止に努める。

7 消防応援出動

(1) 緊急消防援助隊運用要綱に基づく応援

(2) 北海道広域消防相互応援協定に基づく応援

(資料編 「資料 1 5-2 北海道広域消防相互応援協定」)

8 教育訓練

消防職員及び消防団員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の拡充強化とともに、消防職員及び消防団員の資質と能力の向上を図り、学術、技能の修得、体力、気力の練成、規律を保持し、能率的な防災活動を遂行でき得るようにするため、教育訓練を計画的に実施するものとする。

第11節 水害予防計画

洪水やその他による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するための組織並びに活動は、本計画に定める。なお、水防法に基づく「水防計画」は、本計画とは別に定めるものである。

1 水防の責務

水防法に定める水防に関係する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 幕別町（水防管理団体）の責務

町は、水防法第3条¹の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 北海道（十勝総合振興局、帯広建設管理部）

ア 道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努める。

イ 知事（総合振興局長）は、水防法に基づき指定した河川の気象庁と共同で発表する洪水予報等、及び北海道開発局長が発表する洪水予報等の通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等にその内容を通知する。

(3) 北海道開発局（帯広開発建設部）

ア 河川法第22条に基づく洪水時等における緊急措置をとる。

イ 北海道開発局長（帯広開発建設部長）は、水防法に基づき指定した河川の気象庁と共同で発表する洪水予報等について、知事及び水防管理者（町長）にその内容を速やかに通知するものとする。

(4) 居住者等の義務

町の区域内に居住する者または水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、消防機関の長（消防署長）から、水防に従事することを求められたときは、これに従う。

2 雨量、水位観測所

町の区域内に設置された、雨量、水位観測所からの情報を的確に把握し、迅速な水防活動を行う。なお、相当の雨量があると認めるときは、帯広開発建設部、帯広建設管理部と連絡をとり、その状況を把握し、「図表4-1-1 雨量水位観測通報系統図」により関係機関に通報する。

雨量観測所及び水位観測所については、「資料編 資料2-5 雨量・水位・地震観測所 1 雨量観測所 2 水位観測所」による。

【川の防災情報】

雨量、河川水位の観測値は次に表すアドレスで閲覧できる。

国土交通省「川の防災情報」

<https://www.river.go.jp/>

¹ 水防法第3条：市町村は、その区域における水防を十分果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

国土交通省 市町村向け「川の防災情報」

<https://city.river.go.jp/>

(注：ID・パスワードによる利用)

3 気象警報等の伝達

水防活動用気象警報等を住民に伝達する場合は、「第3章 第3節 気象業務に関する計画」による。
また、忠類地域については、防災行政無線等を利用して、水防活動用気象警報等を住民に伝達する。

4 水防用資機材の備蓄

町は水防用資機材を備蓄するとともに、不足が生じたときは必要に応じ、調達する。

5 非常監視及び警戒

町は、水防管理者が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡する。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 裏のりの漏水または飽水による亀裂及びがけ崩れ
- (2) 表のりで水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- (3) 天端の亀裂または沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門・樋管の両そでまたは底部よりの漏水ととびらの締まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付け部分の異常
- (7) ため池等は、(1)から(6)までのほか、次の事項について注意する。

ア 取入口閉塞の状況

イ 流域の山崩れの状況

ウ 流入水及び浮遊物の状況

エ 余水土及び放水路付近の状況

オ 重ね池の場合の上部ため池の状況

6 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し的確に作業を実施する。

水防工法の種類は、別に定める。

7 水防信号

水防信号については、「資料編 資料 2－1 防災に関するサイレン信号等 1 水防信号」による。

8 浸水想定区域

浸水想定区域内については、「資料編 資料 10－1 浸水想定区域図)」による。

また、浸水想定区域内において、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水時の指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者利用施設は、資料編「資料 5－1 指定緊急避難場所」、「資料 5－2 指定避難所」、「資料 5－6 要配慮者利用施設一覧表」、「資料 5－7 浸水区域内要配慮者利用施設一覧表」による。

なお、浸水想定区域、情報伝達方法、避難場所、並びに要配慮者が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

9 報 告

(1) 水防報告

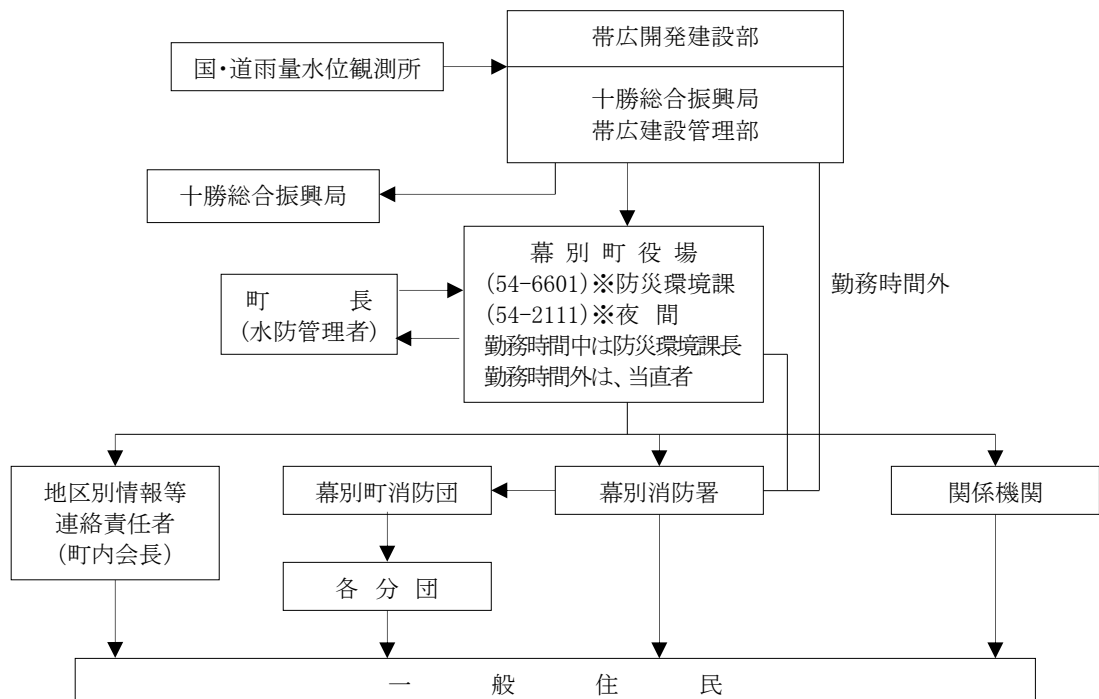
町長は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局長に報告する。

- ア 消防機関を出動させたいとき
- イ 他の水防管理団体に応援を要請したいとき
- ウ その他必要と認める事態が発生したとき

(2) 水防活動実施報告

水防活動を実施したときは、当該活動の終了した日の属する月の翌月の 5 日までに「様式 4－1－1 水防活動実施報告書」により、活動状況を十勝総合振興局に報告する。

図表4-11-1 雨量水位観測通報系統図



様式4-11-1 水防活動実施報告書

<水防活動実施報告書>

(市町村名)

区分	水防活動延人員	使用資材費			備考
		主要資材	その他の資材	計	
水防管理団体分前回迄	人	円	円	円	
月 分					
累 計					

(作成要領)

1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。
3. 「その他の資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

(参 考) 十勝川水系洪水予報

水防法第12条第1項²の規定に基づく洪水予報指定河川として平成4年3月27日に十勝川水系が指定される。(国土交通省及び気象庁が共同して行う洪水警報を行う河川)

(注) 平成4年3月27日北海道開発局帯広開発建設部と釧路地方気象台と関係協定及び実施要領を締結

(1) 予報の種類と発表基準

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。

² 水防法第12条第1項:都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

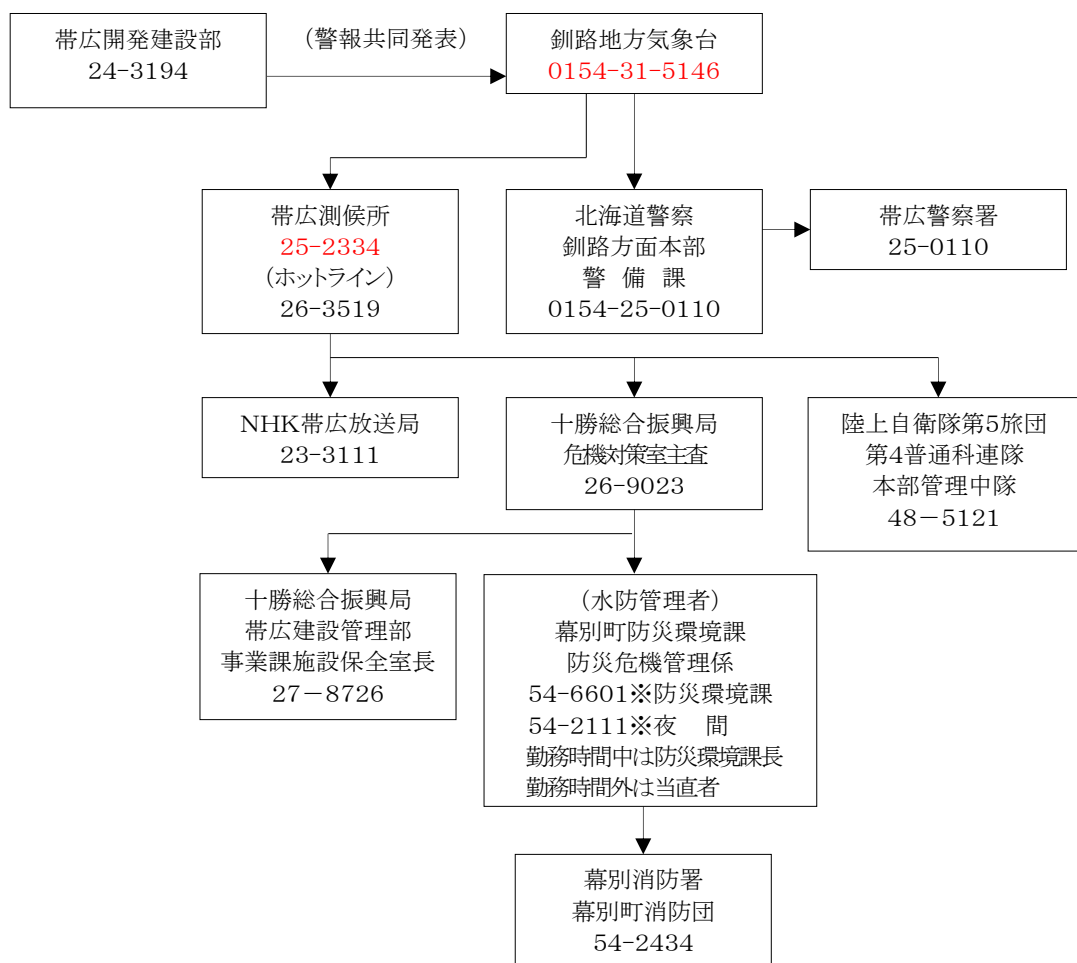
(2) 洪水予報の伝達

次に示す「図表4-1-2 十勝川洪水予報の伝達系統図」のとおり。

(3) 予報文

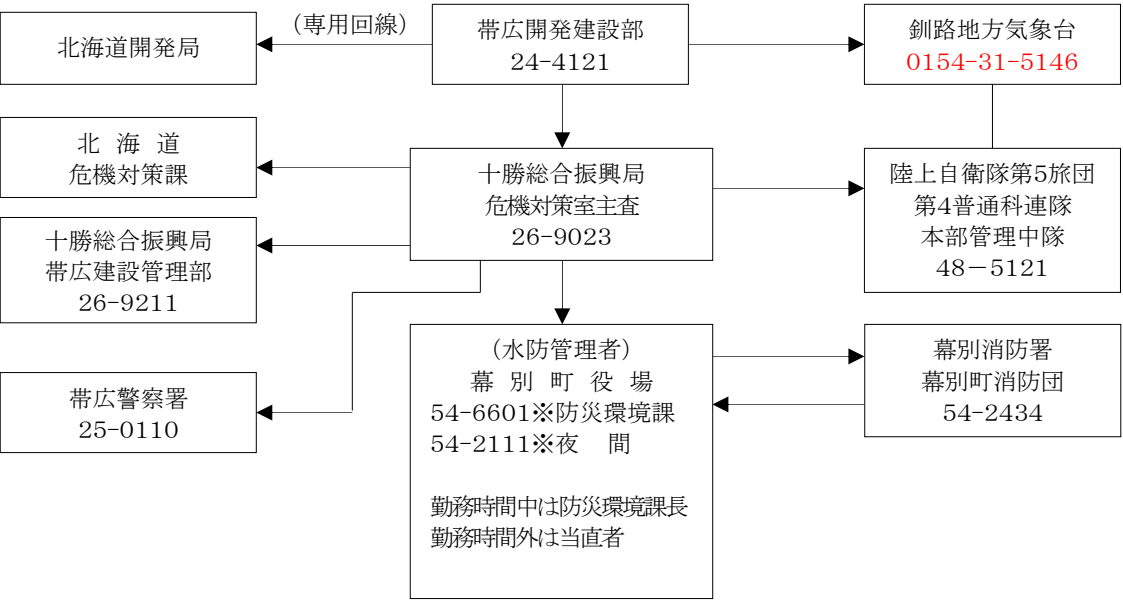
予報文は標題、発表官署名、発表年月日時分、主文、現況文、予報文をもって構成する。発表形式は、別に定める。

図表4-11-2 十勝川洪水予報の伝達系統図



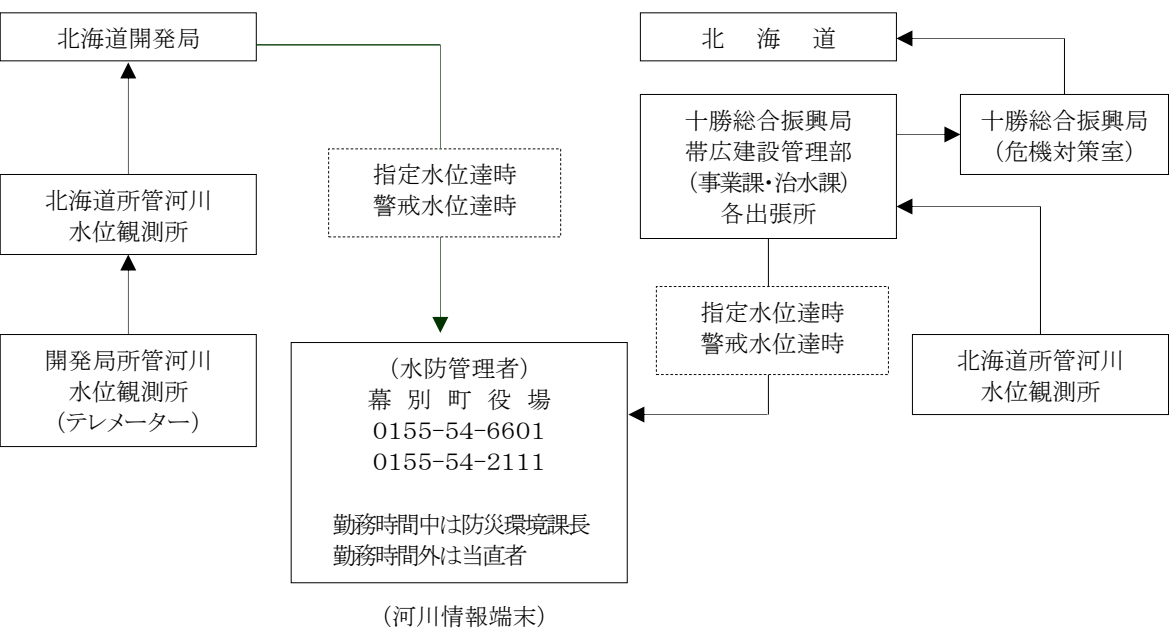
「資料編 資料2-3 水防法に基づく注意・警報等」参照

図表4-11-3 水防警報伝達系統図

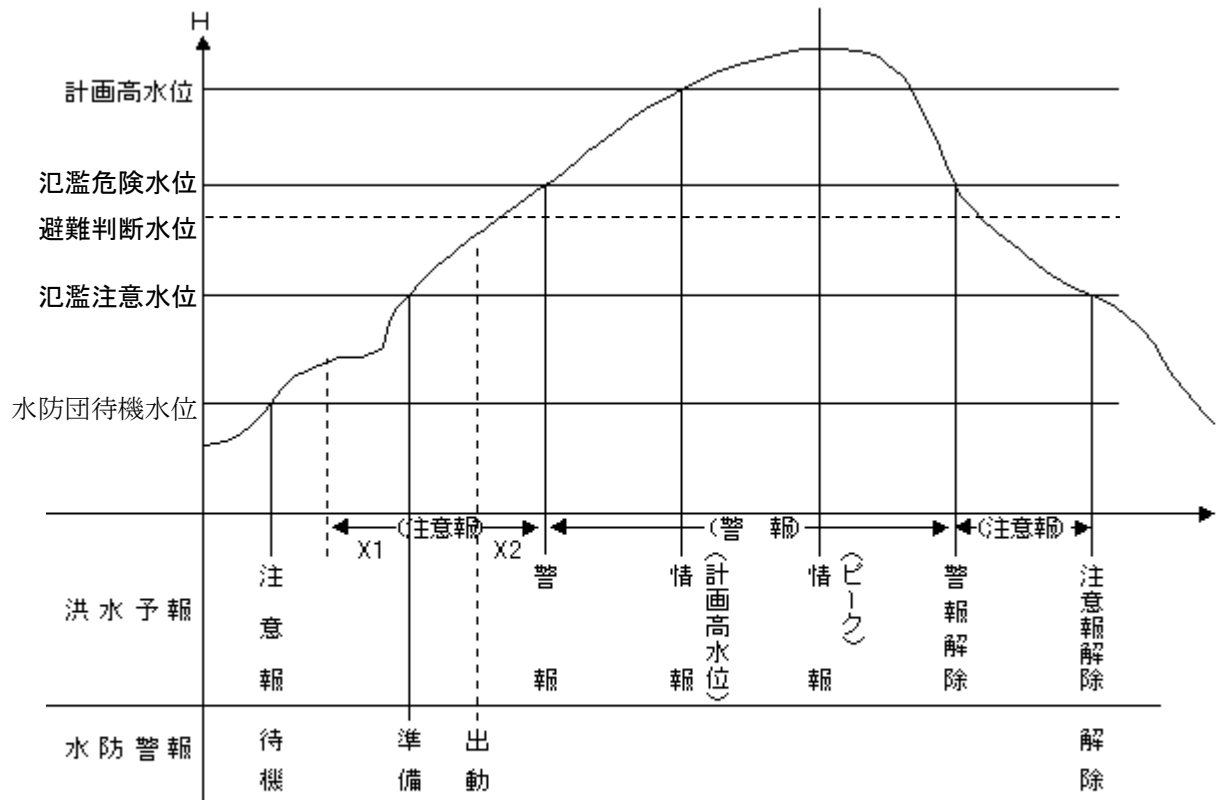


「資料編 資料2-3 水防法に基づく注意・警報等」参照

図表4-11-4 水防通報伝達系統図



図表4-11-5 水防警報の運用基準



※(X1)時間は、消防機関の長へ「待機」の連絡が届くまでの伝達時間 + 消防機関の長が詰所まで移動する時間に、ある程度の余裕を持たせた時間。

※(X2)時間は、消防機関の長へ「出動」の連絡が届くまでの伝達時間 + 消防機関が出動し、その受け持ち区間の最高点までの到達時間に、ある程度の余裕を持たせた時間。

第12節 風害予防計画

本町は一般的に風の弱い地域であるが、台風時の強風や悪天候時には、農作物の倒壊、街路樹の倒木等による被害が発生することがある。特に農作物については、強風により作物に被害を与えるだけでなく、農地を乾燥し、風による土壌浸食すなわち風食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされて、やせ地になったり、飛土が作物を埋没させたりして被害を与える。

このため、風害による公共施設、農耕地、農作物の予防計画については、本計画に定める。

1. 街路樹、公園樹木の対策

(1) 夏期剪定の実施

台風時期前に、風害を受けやすい街路樹や、公園樹木について剪定を実施し、風害を最小限度にするように努める。

(2) 支柱補強の実施

植栽後、根の不安定な樹種等に対し、台風時期前に支柱の補強を実施する等、倒伏の予防に努める。

2. 農作物の対策

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の育成保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

3. 家屋等の倒壊防止対策

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

4. 保安林等の整備

農用地の風害等の防止のため、保安林及び耕地防風林の整備・拡充を推進する。

5. 重要施設の安全性向上

学校や医療機関等の応急対策上、重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により、予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画に定める。

また、道、町及び防災関係機関は、「資料編 資料9－1 北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、帯広開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、帯広建設管理部が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町（土木班）が行う。
- (4) 鉄道路線の除雪は、北海道旅客鉄道（株）（以下「JR」という。）が行う。
- (5) 道路除雪に関わる各機関の除雪作業の基準は、次のとおりとする。

ア 北海道開発局（帯広開発建設部）

種 類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、交通を安全に確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

イ 北海道（帯広建設管理部）

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台／日以上	・2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は、交通を確保する。 ・異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台／日以上 1,000台／日未満	・2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 ・異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台／日未満	・2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることも止むを得ないものとする。

ウ 幕別町

「資料9－3 町道除雪作業基準」のとおりとする。

エ JR

雪害による列車ダイヤに支障をきたさないように除雪に努めるものとする。

2 異常降雪時における除雪

異常降雪時は、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除(排)雪計画に基づいて主要幹線より順次除(排)雪を実施する。また、異常降雪時の除(排)雪作業に備えて、除雪機械の整備点検について除雪委託業者と十分打ち合わせを行う。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定にあたっては、特に次の事項に配慮するものとする。

- (1) 雪捨て場は、交通の支障のない場所を選定するものとする。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど、交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

- (2) 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川管理者と十分に協議の上決定するものとし、投下の際には溢水災害等の防止に努めなければならない。

4 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止及び電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社北海道東支店は、施設の改善、応急対策の強化等を講じると共に通信施設の整備点検を行う。

5 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社道東統括支店は、送電線の冠雪、着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行う。

6 積雪時における消防対策

消防水利は、消防活動に支障のないよう消防署（団）員により除雪を行う。

7 なだれ防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、なだれの発生が予想される箇所に防止柵の設置を行い、また、標示板等により住民への周知を図る対策を講ずる。

8 警戒体制

各関係機関は、気象官署の発表する特別警報・警報・注意報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入る。

(1) 本部の設置

町長は、災害対策本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは、本部を設置する。

ア 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき

イ 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき

9 雪害発生時の対策

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 雪害発生時に適切な避難情報（避難指示等）の発令ができるように平時から準備しておくものとする。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えるものとする。
- (3) 暴風雪時における災害対策の体系については、道路交通管理協議会¹が定める「幹線道路通行止時の連絡網図」により行うものとし、住民が雪に閉じ込められ、道路除雪が必要な時には、別に定める「要救助者救助フロー図」により町、消防及び委託業者と連携しながら救助活動を行う。

¹ 道路交通管理協議会は、地域の特性創意を生かし、関係行政機関の連絡体制を密にし、交通事故の抑止、快適な道づくりのための、基本方針を定め事業の円滑化を図ることを目的として、次の構成員により組織されている。

構成員：帯広開発建設部、帯広警察署、十勝総合振興局帯広建設管理部、帯広市、音更町、土幌町、上土幌町、幕別町、芽室町、中札内村

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害は、水防計画に定めるほか、本計画に定める。

また、道、町及び防災関係機関は、「資料編 資料9－2 北海道融雪災害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努めるものとする。

1 気象状況の把握

本部情報連絡室庶務班は、融雪期において関係機関の水防警報により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況または降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及び雪崩、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

- (1) 町（土木班）及び消防署は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行う。
- (2) 町（土木班）は、関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業（「本章第11節 水害予防計画」参照）及び救助救出方法（「第5章 第6節 救助救出計画」参照）等を事前に検討する。
- (3) 町（土木班）は、雪崩、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図る。
- (4) 町（水道班）は、融雪出水前に公共下水道の整備及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門、樋管等の操作、整備点検を実施するものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷等により道路交通が阻害されるおそれがある場合、道路の除雪、結氷の破砕等、障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図る。

道路管理者は、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

また、なだれ発生の可能性が想定される箇所については、パトロールを行うものとし、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

4 避難体制等の整備

災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立するとともに、融雪災害時に適切な避難情報（避難指示等）の発令ができるようにしておく必要があり、それらの対策については、「第5章 第5節 避難対策計画」によるものとする。

5 水防資機材の整備、点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的に実施するため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、幕別消防署等の関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図る。

6 住民に対する水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力を得られるよう水防思想の普及徹底に努める。

第15節 土砂災害の予防計画

本計画は、地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所における土砂災害を防止するため、関係機関と連携して危険箇所を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

1 土砂災害警戒区域等の周知

町は、防災関係機関等と連携して、土砂災害警戒区域等の実態把握に努め、地域住民に周知する。
 （「資料編 資料10-5 土砂災害警戒区域等の指定箇所」参照）
 また、地域住民は土砂災害警戒区域等及び警戒避難に関する知識を深める。

2 土砂災害警戒区域等の警戒体制

町は、異常降雨及び降雪により土砂災害が予想される場合、地域住民及び関係機関と協力して、危険箇所の監視及び巡回等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

警戒体制をとるべき時期については、「第3章第2節 幕別町災害対策本部」別表3-2-2 幕別町職員災害非常配備体制表の第1次警戒体制及び第2次警戒体制による。

また、土砂災害警戒区域等の避難対策は、「第5章第5節 避難対策計画」の定めによる。

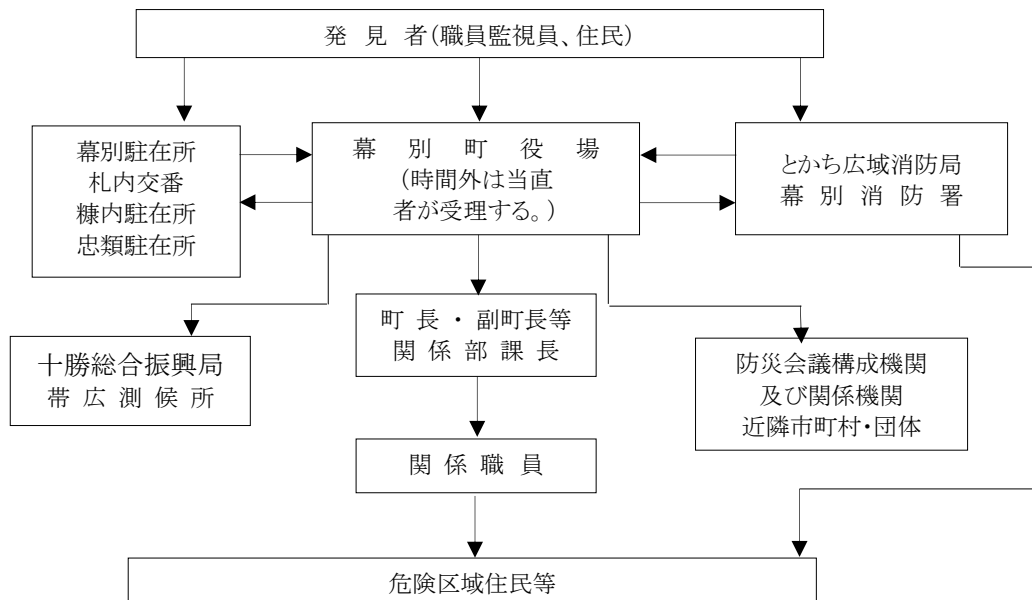
3 気象警報等の把握

「第3章第3節 気象業務に関する計画」の定めによる。

4 土砂災害警戒区域等の情報収集・伝達

(1) 土砂災害情報等の収集

別図4-15-1 土砂災害情報等の収集の流れ

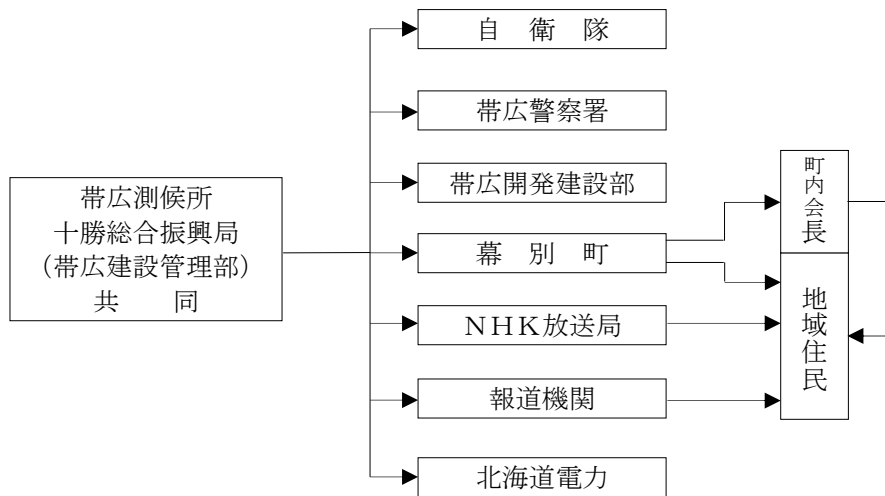


※情報を収集すべき危険箇所

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（「資料編 資料10-5 土砂災害警戒区域等の指定箇所」参照）

(2) 土砂災害警戒情報等の伝達

別図 4-15-2 土砂災害警戒情報伝達の流れ



5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定を受けた土砂災害警戒区域等については、前述に記載するほか、次により警戒体制の強化を図るものとする。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定区域

「資料編 資料10-5」のとおり

(2) 土砂災害警戒区域等における避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準については、「第5章第5節 避難対策計画」の定めによる。

(3) 要配慮者への支援

土砂災害警戒区域内に避難行動要支援者となる要配慮者利用施設はないが、要配慮者への支援については、「第7節 要配慮者対策計画」の定めによる。

(4) 避難指示等の発令対象区域

土砂災害の危険が高まった場合の避難指示等の発令対象区域は、「資料5-2 指定避難所」に記載の対象町内会とする。

なお、土砂災害警戒区域等に位置する公共施設は、糠内中学校、農業者トレーニングセンター、旧古舞小学校、まなびや中里、葬斎場が該当する。

(5) 避難所の開設、運営

ア 指定緊急避難場所

土砂災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。（「資料編 資料5-1 指定緊急避難場所」参照）

イ 指定避難所

土砂災害等によって住居を失い、または居住することが不可能と認められる者を一定期間収

容する施設として、指定避難所を開設する。（「資料編 資料5-2 指定避難所」参照）

ウ 土砂災害時の避難所の開設・運営については、「第5章第5節 避難対策計画」の定めによる。

6 土砂災害防止対策

- (1) 町及び関係機関は、それぞれの所轄区域の保全及び安全を確保するため、土砂災害警戒区域等に防止柵の設置を行い、また、表示板等により住民への周知を図る対策を講ずる。
- (2) 町は、土砂災害が予想される区域に対して、危険区域の指定及び土砂災害防止工事が早期に実施されるよう道に要請していく。

7 防災意識の向上

- (1) 土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定区域、指定避難所、平時からの備え、その他避難情報等の入手方法などを記載したハザードマップを全世帯に配布し、住民の土砂災害に対する知識や認識の向上を図る。
- (2) 土砂災害警戒区域等の前兆現象を早期発見するため、日頃から職員が巡視するとともに、危険箇所の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）や河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定避難所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、積雪・寒冷期における災害の軽減を図る対策は、本計画に定める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「資料編 資料9－1 北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱第9に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難情報（避難指示等）の発令ができるようにしておくこと。
- (2) 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策等の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、北海道開発局、北海道及び町の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

- (ア) 道路管理者は、国道、道道及び町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- (イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。
- (イ) 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

ウ 雪上交通手段の確保

関係市町村及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

道及び町は、住宅の耐震性を確保し、屋根荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所及び避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所及び避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対す防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難になることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のため長期対策を考慮する。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(3) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討をすすめる、改善に努める。

6 スキー客に対する計画

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊等により多数の客の被災が懸

念されることから、施設管理者は、施設の避難計画等を定めておくとともに、その計画に基づいた防災訓練等を実施し、スキー場利用客の安全対策を図るものとする。

第17節 複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。（第2節第6再掲）
- (3) 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

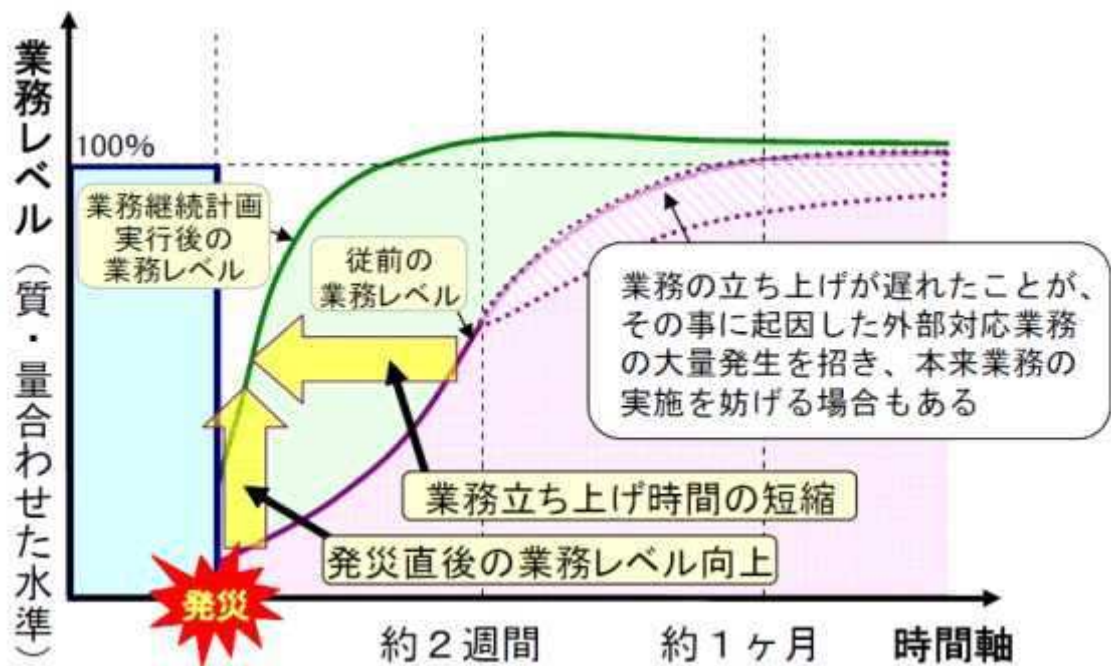
第18節 業務継続計画の策定

町は災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要因の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

（参考）「資料編18-1 幕別町災害時業務継続計画」



2 業務継続計画(BCP)の策定

(1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業

務の整理について定めておくものとする。

(参考) 「資料編18-1 幕別町災害時業務継続計画」

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害対策の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第1節 災害情報収集及び伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画に定めるところによる。

1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集・相互に交換するものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。

また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。

道は、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、情報収集のため被災地に職員を派遣するなど、必要な措置を講じるものとする。

(1) 町の災害情報等収集及び連絡

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

イ 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 災害対策本部の設置

ア 町が本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び関係する防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 現地情報連絡員（リエゾン）等の応援要請、受入れ体制

(1) 道への依頼

町の体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難な場合は、十勝総合振興局に応援を求める。

(2) 北海道開発局への依頼

「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」により北海道開発局（帯広開発建設部）に現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を依頼する。派遣基準は、大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等）が発生又は発生しそうな状況の場合で、北海道開発局（帯広開発建設部）の判断で派遣される場合もある。

(3) 応援隊の受入れ

庶務班及び総務班は、北海道開発局（帯広開発建設部）の現地情報連絡員（リエゾン）又は道からの応援職員の派遣が決定した場合は、円滑な派遣体制が行えるように作業スペースの確保等の受入れ体制の整備に努めるものとする。

4 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき十勝総合振興局長に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。（直接即報基準は「資料編 資料2-6 直接即報基準」による。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により道知事（十勝総合振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

5 情報の分析整理

道及び町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

時間帯	平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （防庁防災・危機管理センター内）
N T T 回線	電話 03-5353-7527 FAX 03-5353-7537	電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク （北海道総合行政情報ネットワーク）	衛星専用電話機(FAX) より 電話 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033	衛星専用電話機(FAX) より 電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話 03-5253-7510 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク (北海道総合行政情報ネットワーク)	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49175 FAX 048-500-90-49036

6 災害情報伝達計画

(1) 災害の発生または異常現象発見時の情報に関する措置

ア 発見者の通報義務

災害が発生した場合または異常現象等を発見した者は、速やかに町長または幕別駐在所（札内交番、糠内駐在所及び忠類駐在所（以下「駐在所」という。）を含む）もしくは幕別消防署（札内支署、忠類支署、糠内分遣所、駒島消防及び途別消防を含む）に通報しなければならない。

イ 警察官等の町への通報

異常現象発見者からの通報を受けた駐在所または幕別消防署は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

ウ 町長から各機関への通報及び住民への周知

町長は、一般住民、駐在所または幕別消防署から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ十勝総合振興局及び関係機関に通報するとともに住民に周知する。

エ 当直員の災害情報、被害状況等の取扱い

当直員は地域住民から災害の発生または異常現象発見の通報を受理した際は、速やかに防災環境課長及び地域振興課長（防災環境課長及び地域振興課長が不在のときは防災危機管理係長及び住民生活係長）に報告し、その指示により処理する。

オ 災害情報連絡は、「図表5-1-1 災害情報連絡系統図」による。

カ 住民に対する周知徹底

住民に対する周知徹底は、「第3章第3節気象業務に関する計画」別図3-3-1 気象警報等伝達系統図に従って行うものとする。

(2) 地区別情報等連絡責任者

災害情報、被害状況等の迅速な伝達を行うため、地区別情報連絡責任者を次のとおり定める。

ア 地区別情報等連絡責任者は町内会長とする。

イ 地区別情報等連絡責任者の任務

(ア) 住民からの通報を受けたときは町長に情報を通報すること

- (イ) 町長の行う災害情報の収集及び伝達について周知、協力すること
- (ウ) 町長の行う応急対策について協力すること
- (エ) 町長の行う被害状況調査その他について協力すること

【災害情報等報告取扱要領】

町長は、災害時、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告する。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、次に掲げる。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 救助法の適用基準に該当するもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれのある場合、または広域的な災害で本町の災害が軽微であっても十勝総合振興局管内全体から判断して報告を要すると認めるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれらが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認めるもの
- (7) その他特に必要と認めるもの

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時は、「様式5-1-1 災害情報」により速やかに報告する。この場合、災害の経過に應じ把握した事項を逐次報告する。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行う。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除く。

ア 速 報

被害発生後直ちに「様式5-1-2 被害状況報告（速報・中間・最終）」により報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、「様式5-1-2 被害状況報告（速報・中間・最終）」により報告する。なお、報告内容に変化を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等は特に指示があった場合はその指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に「様式5-1-3 被害状況報告集計表（中間・最終）」により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は(1)及び(2)によるほか法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話または無線等により迅速に行う。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は文書により報告する。

4 被害状況判定基準

「別表 5-1-1 被害状況判定基準」のとおりとする。

5 被害状況報告にあたっての留意事項

被害状況報告にあたっては、役場内の関係各課及び関係機関と被害内容について十分調整を図るものとする。

7 動員計画

災害が発生し、または災害の発生が予想される場合、応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定める。

(1) 動員の配備、伝達系統と方法

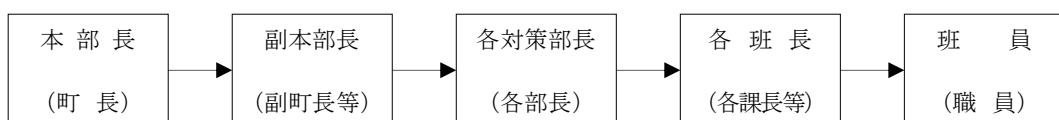
本部職員等に対する伝達方法は、次のとおりとする。

ア 勤務時間中の伝達系統及び伝達方法

本部長の指示により、第1種非常配備体制あるいは第2種非常配備体制、さらに緊急事態に備えて本部全員を待機させる第3種非常配備体制を指令する。

各対策部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を整備確立する。

○ 伝達系統

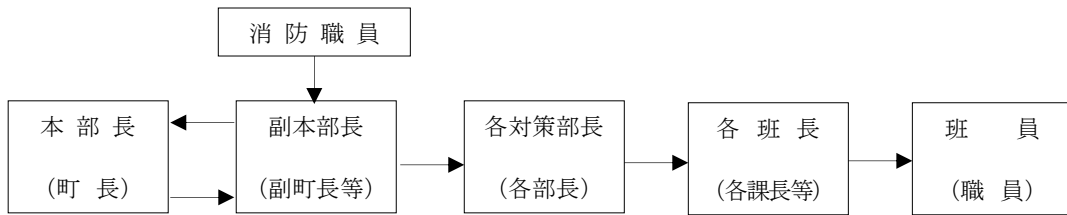


イ 勤務時間外の伝達方法

当直者は、次の情報を察知したときは防災環境課長または地域振興課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部長、職員に通知する。

- (ア) 気象情報等が関係機関から通報されるとき
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認めるとき
- (ウ) 異常現象の通報があったとき

○ 消防職員による伝達系統



(2) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外において登庁の指示を受けたとき、または災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、所属の長と連絡のうえ、または自らの判断により登庁する。

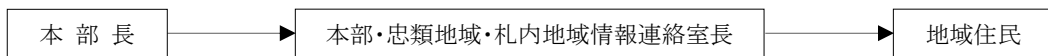
(3) 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合は、その配備態勢の消防機関への伝達は、次により行う。

○ 消防機関への伝達系統



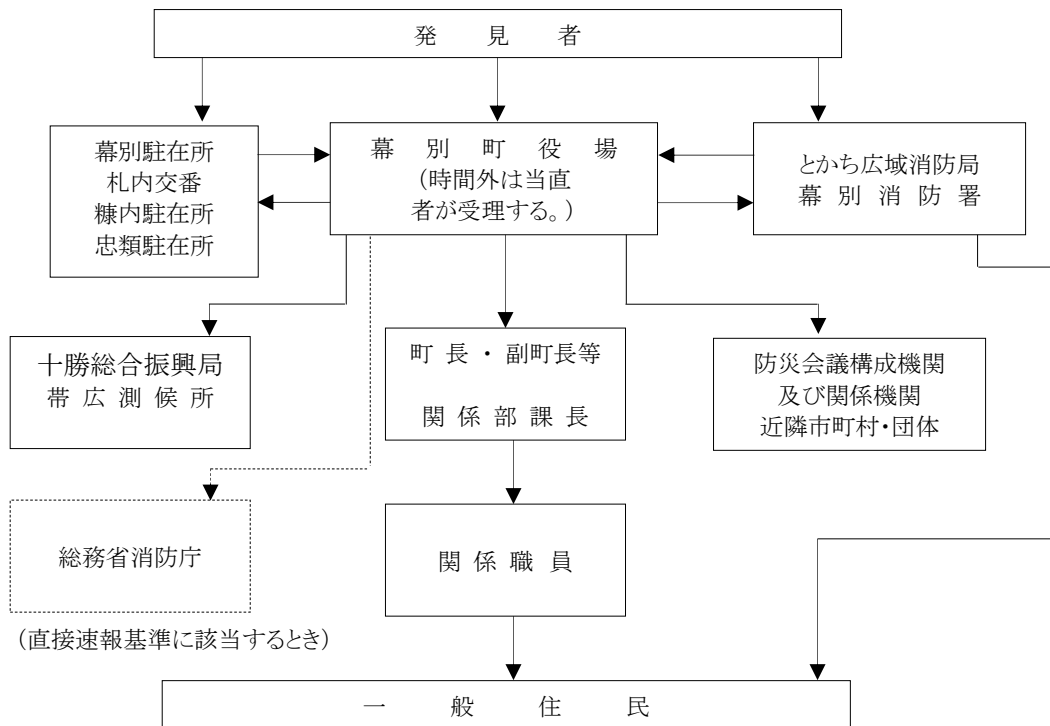
(4) 住民等の緊急従事に対する伝達



(5) 北海道知事(十勝総合振興局長)に対する応援要請伝達



図表5-1-1 災害情報連絡系統図



様式5-1-1 災害情報

※ 災害時は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報							
報 告 日 時		月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分			
発 信 機 関 (振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (振興局・市町村名等)					
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)					
発 生 場 所							
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因				
気 象 等 の 状 況	雨 量						
	河川水位						
	潮位波高						
	風 速						
	そ の 他						
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路						
	鉄 道						
	電 話						
	水 道 (飲料水)						
	電 気						
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称) (設置日時)	月	日	時	分	設置
		(名 称) (設置日時)	月	日	時	分	設置
(2) 災害救助法の適用状況	地区名		被害棟数	罹災世帯	罹災人数		
	(救助実施内容)						

応 急 措 置 の 状 況	(3)避難 の状況		地 区 名	避 難 場 所	人 数	日 時
		自主 避難				
		避難 勧告				
		避難 指示				
	(4)自 衛隊派 遣要請 の状況					
	(5)その 他派 遣の状 況					
	(6)応急 対策出 動人員	(ア)出動人員			(イ)主な活動状況	
		市 町 村 職 員	名			
		消 防 職 員	名			
		消 防 団 員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

様式5-1-2 被害状況報告(速報・中間・最終)

被 害 状 況 報 告 (速 報 中 間 最 終)

										月 日 時現在			
災害発生日時				月 日 時 分			災害の原因						
災害発生場所													
発信	機関(市町村)名						受信	機関(市町村)名					
	職・氏名							職・氏名					
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分		
項 目		件数等		被害金額(円)		項 目		件数等		被害金額(円)			
① 人的被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道工	河 川	箇所				
	行方不明	人						海 岸	箇所				
	重 傷 者	人						砂防設備	箇所				
	軽 傷 者	人						地すべり	箇所				
計	人		急傾斜地	箇所									
② 住家被害	全 壊	棟			道 路			箇所					
		世帯			橋 梁			箇所					
		人			小 計		箇所						
	半 壊	棟			市町村工事		河 川	箇所					
		世帯					道 路	箇所					
		人					橋 梁	箇所					
	一部破損	棟			小 計		箇所						
		世帯			港 湾		箇所						
		人			漁 港		箇所						
	床上浸水	棟			下 水 道	箇所							
		世帯			公 園	箇所							
		人			崖くずれ	箇所							
	床下浸水	棟			計	箇所							
世帯			⑥ 漁業被害		漁 船	沈没流出	隻						
人					破 損	隻							
計	棟			小 計	隻								
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟			漁港施設	箇所						
		その他	棟			共同利用施設	箇所						
	半壊	公共建物	棟			その他施設	箇所						
		その他	棟			漁具(網)	件						
	計	公共建物	棟			水産製品	件						
		その他	棟			その他	件						
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha			⑦ 森林被害	道有林	林 地	箇所			
			冠水	ha					治山施設	箇所			
		畑	流失・埋没等	ha					林 道	箇所			
			水	ha					林 産 物	箇所			
	農作物	田	ha			そ の 他			箇所				
		畑	ha			小 計	箇所						
	被害	農業用施設		箇所			一般民有林	林 地	箇所				
		共同利用施設		箇所				治山施設	箇所				
		営農施設		箇所				林 道	箇所				
		畜産被害		箇所				林 産 物	箇所				
		その他		箇所				そ の 他	箇所				
								小 計	箇所				
	計					計	箇所						

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		被害 計		箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所		
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所			
計	箇所		被害船舶(漁船等)	隻					
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸			
	そ の 他	件		電 話		回線			
計	件		電 気	戸					
⑩公 立文 教施 設被 害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸				
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所				
	高 校	箇所		都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計					
計				被 害 総 額					
公共施設被害市町村数			団体		火災	建 物	件		
罹災世帯数			世帯			危 険 物	件		
罹災災者数			人		発生	そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人			消防団員出動延人数	人		
災害対 策本部 の設置 状況	道（振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

様式5-1-3 被害状況報告集計表(中間・最終)

被害状況(中間・最終) 報告集計表

災害・事故名																	
振興局						平成 年 月 日 時現在											
項 目		件数等		被害金額(千円)		項 目		件数等		被害金額(千円)							
① 人的被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告		⑤ 土木被害	河 川	箇所									
	行方不明	人						道 工 事	海 岸	箇所							
	重 傷 者	人								砂防設備	箇所						
	軽 傷 者	人									地すべり	箇所					
	計	人										急傾斜地	箇所				
② 住家被害	全 壊	棟		木 構 架 被 害	道 路								箇所				
		世帯											橋 梁	箇所			
		人				小 計	箇所										
	半 壊	棟					河 川	箇所									
		世帯						道 路	箇所								
		人							橋 梁	箇所							
	一部破損	棟								小 計	箇所						
		世帯		港 湾	箇所												
		人			漁 港						箇所						
	床上浸水	棟				下 水 道					箇所						
世帯			公 園				箇所										
人							崖くずれ	箇所									
床下浸水	棟							計	箇所								
	世帯								漁 船	隻							
	人			破 損						隻							
計	棟				⑥ 水産被害					小 計	隻						
	世帯					漁港施設					箇所						
	人		共同利用施設								箇所						
③ 非住家被害	全壊	公共建物					棟					被 害	その他施設	箇所			
		その他					棟				漁具(網)			件			
	半壊	公共建物					棟		水産製品					件			
その他		棟					その他	件									
計	公共建物	棟			計												
	その他	棟				⑦ 農業被害		道 有 林		林 地				箇所			
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没	ha											治山施設	箇所	
			冠水	ha									林 道	箇所			
		畑	流出・埋没	ha								林 産 物		箇所			
			冠水	ha							そ の 他			箇所			
	農作物	田	ha				小 計		箇所								
		畑	ha		一 般 民 有 林				林 地					箇所			
	農業用施設	箇所		治山施設				箇所									
	共同利用施設	箇所						林 道		箇所							
	営農施設	箇所								林 産 物			箇所				
	畜産被害	箇所				そ の 他						箇所					
その他	箇所		小 計								箇所						
計							計				箇所						

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場	箇所			⑬ その他	鉄道不通	箇所		
計	箇所			鉄道施設		箇所			
⑨ 商工被害	商 業	件				被害船舶(漁船除く)	隻		
	工 業	件				空 港	箇所		
	そ の 他	件				水 道	戸		
	計	件				電 話	回線		
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所				電 気	戸		
	中 学 校	箇所				ガ ス	戸		
	高 校	箇所			ブロック塀等	箇所			
	その他文教施設	箇所			都市施設	箇所			
	計	箇所			計				
公共施設被害市町村数				団体	被 害 総 額				
罹災世帯数				世帯	火災発生	建 物	件		
罹災者数				人		危 険 物	件		
消防職員出動延人数				人		そ の 他	件		
消防団員出動延人数				人	消防団員出動延人数				人
災害対策本部の設置状況	道（振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時		廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表5-1-1 被害状況判定基準

<人的被害>

被害区分	判 断 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は当該災害による死亡者とする。 (2) 本町の者が隣接市町村に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、隣接市町村の死亡者として取扱う。(行方不明、重・軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町と警察の調査が一致すること。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
重 傷 者	災害のため負傷し、1月以上医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
軽 傷 者	災害のため負傷し、1月未満の医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。

<住家被害>

被害区分	判 断 基 準
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して、居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
世 帯	生活をつにしている実際の生活単位。 (1) 寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (2) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は2世帯とする。
全 壊	住家がその居住のため基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が50%以上に達した程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的に損壊部分がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
床上浸水	住家が床上まで浸水または土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったものである。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の破損額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
床下浸水	住家が床上浸水に達しないものである。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

<非住家被害>

被害区分	判 断 基 準
非 住 家	非住家とは住家以外の建物でこの報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは役場庁舎、集会施設等の公用または公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、物置等をいう。 (3) 物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従ってその他の項目で取扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。

<農業被害>

被害区分	判 断 基 準
農 地	農地被害は、耕土が流失、埋没、沈下、隆起又は亀裂により工作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没または干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用または、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたなら得たであろう金額を推定積算する。
農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
共同利用施設	農業協同組合または同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実を含まない。)草地、畜産物等の被害をいう。

<土木被害>

被害区分	判 断 基 準
河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めまたは沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
砂防設備	砂防法第1条¹に規定する砂防設備、同法第3条²の規定によって同法が準用される砂防の施設または天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。
道 路	道路法第2条³の規定により道路管理者が維持管理する道路が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。
橋 梁	道路法第2条の規定により道路管理者が維持する道路に架設した橋梁が流失または損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。

¹ 砂防法第1条:この法律において砂防設備と称するは国土交通大臣の指定したる土地において治水上砂防のため施設するものをいい砂防工事と称するは砂防設備のために施行する作業をいう。

² 砂防法第3条:この法律に指定したる事項は政令の定めるところに従い国土交通大臣の指定したる土地の範囲外において治水上砂防のため施設するものに準用することを得。

³ 道路法第2条:この法律において、「道路」とは、一般交通の用に供する道で、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

被害区分	判 断 基 準
地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項 ⁶ に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項 ⁷ に規定する急傾斜地に規定する急傾斜崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたものの被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

＜林業被害＞

被害区分	判 断 基 準
林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
治山施設	既設の治山施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林 道	林地の生産性の増大を図るため、林業経営基盤整備の施設道路の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

＜衛生被害＞

被害区分	判 断 基 準
水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
病 院	病院、診療所等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
火 葬 場	火葬場の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

＜商工被害＞

被害区分	判 断 基 準
商 業	商品、原材料等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
工 業	原材料、製品、生産機械器具等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額を積算すること。

＜公立文教施設被害＞

被害区分	判 断 基 準
公立文教施設	公立の小・中・高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等の被害をいう。(私学関係はその他の項目で扱う) (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

⁶ 地すべり等防止法第2条第3項:この法律において「地すべり防止施設」とは、地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

⁷ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項:急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

<社会教育施設被害>

被害区分	判 断 基 準
社会教育施設	図書館、公民館等の施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<社会福祉施設等被害>

被害区分	判 断 基 準
社会福祉施設等	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<そ の 他>

被害区分	判 断 基 準
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
電話(回線)	災害により通信不能となった電話の回線数をいう。
電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
ガス(戸数)	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
都市施設	街路等の都市施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第2節 災害通信計画

町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

(1) 災害時優先電話による連絡

災害時優先電話は、一般電話の輻輳に伴う発信規制がされても、規制を受けず優先的に発信が確保される回線であり、災害時の情報連絡に使用する。なお、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

【役場庁舎等災害時優先電話】

施設名	設置部署名	電話番号	備考
幕別町役場	防災環境課（内線135）	0155-54-2114	
札内支所		0155-56-2112	
糠内出張所		0155-57-2140	
教育委員会		0155-54-2007	
忠類総合支所	地域振興課（内線23） 経済建設課（内線35）	01558-8-2114	※左記の各端末から、8-2114回線を使用して外線を掛けれるが、ただし、1台使用中は不可。
〃	生涯学習課（内線59）	01558-8-2202	
ふれあいセンター福寿		01558-8-2910	

※災害時優先電話の登録は上記以外も含めて全39回線登録（R5.11現在）

2 専用通信設備

本町が所有する無線施設等の通信設備は、次のとおりである。

(1) 無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合には無線通信施設を使用する。

無線通信種別	所轄機関名	所在地
北海道総合行政情報ネットワーク	幕別町(防災環境課)	中川郡幕別町本町130番地1
幕別町防災行政無線	幕別町(防災環境課)	中川郡幕別町本町130番地1
消防無線局	幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地

(2) 公衆通信設備以外の通信

有線電話及び無線電話等の各種通信設備の使用が不能な場合は、車両等による伝達及びトランシーバーを使用する。

3 関係機関の公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- (1) 北海道開発局関係無線による通信
- (2) 陸上自衛隊の通信等による通信
- (3) 警察電話による通信
- (4) 警察無線電話装置による通信
- (5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信
- (6) 鉄道電話による通信
- (7) 北海道電力株式会社の専用電話による通信
- (8) 東日本電信電話㈱の設備による通信
- (9) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

4 通信途絶時等における措置

- (1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1 から 4 までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

- (2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続を希望する場合

(7) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (7)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第3節 災害広報計画

災害時の誤った情報等による社会的混乱を防止し、町民の不安解消を図るとともに、被災地や隣接地域住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供並びに住民等からの問い合わせ、要望及び意見等に的確かつ迅速な対応を行う計画については、本計画に定める。なお、活動に際しては、要配慮者に対して十分配慮するとともに、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつ決め細やかな情報を適切に提供するように努める。

1 災害情報等の収集方法

- (1) 広報渉外班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (3) 災害現場における住民懇談会等による一般住民及び罹災者の意見、要望、相談等を公聴し収集
- (4) その他災害の状況に応じた職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表方法

- (1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長（町長）の承認を得て総務広報部長がこれにあたる。

- (2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の状況を見極めながら次の方法により行うものとし、あらゆる広報媒体を充実・強化するほか、迅速かつ適切な広報に努めるほか、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者への伝達に十分配慮する。

- (ア) 報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞への情報提供
- (イ) 広報紙、町ホームページ、郵便局、チラシの利用
- (ウ) 防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、LINE、広報車両、インターネット、SNS（Twitter等）、消防署の屋外放送施設等の利用
- (エ) 道の駅「忠類」に設置されている「道の駅情報提供端末」による道路防災情報の利用
- (オ) 町内コンビニエンスストアの利用（「資料編 資料16-1 災害時における協力要請に関する協定書（町内コンビニエンスストア）」による）

イ 広報事項は次のとおりとする。なお、広報事項については、事前に本部長の承認を得る。

- (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- (イ) 二次災害防止に関する事項
- (ウ) 避難場所、避難経路、避難方法等に関する情報
- (エ) 医療機関等の生活関連情報

- (オ) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
 - (カ) 交通規制等の状況に関する情報
 - (キ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
 - (ク) 安否情報
 - (ケ) その他必要と認められる情報
- (3) 報道機関に対する情報発表等の方法及び内容
- ア 収集した被害状況、災害情報等は状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表する。
- (ア) 災害の種別、名称及び発生日時
 - (イ) 災害発生場所または被害激甚地域
 - (ウ) 被害状況
 - a 交通・通信状況（不通箇所、開通見込み日時、通信途絶区域等）
 - b 火災状況（発生箇所・避難状況等）
 - c 道路・橋梁等土木施設状況（被災状況・復旧状況等）
 - d 電気、上下水道、ガス等公益事業施設（被害状況、復旧状況、注意事項等）
 - e その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）
 - (エ) 応急対策の状況
 - a 避難について（避難指示等の発令状況及び解除、避難所の位置、経路等）
 - b 医療救護所の開設状況
 - c 給食・給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - d 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - (オ) 災害対策（連絡）本部の設置または廃止
 - (カ) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序のため必要とする事項
- イ 災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して情報、資料を提供し協力する。
- (4) 本部職員に対する周知
- 本部情報連絡室庶務班、忠類地域情報連絡室庶務班及び札幌内地域情報連絡室庶務班は、災害状況の推移を本部職員に周知し各部に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。
- (5) 各関係機関に対する周知
- 総務広報部広報渉外班は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供する。

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、町災害対策本部に対し情報の提供を行う。

4 被災者相談所の開設

本部長（町長）は、必要と認めるときは、町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとし、その事務は、民生対策部保健班が当たる。

5 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合は関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防署長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- (1) 北海道知事（基本法第70条…都道府県の応急措置）
- (2) 警察官等（基本法第63条第2項…市町村長、職員が現場にいないとき、または要求のあったとき市町村長の職務を行うことができる。）
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条…指定行政機関の長等の応急措置）
- (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法第80条…指定公共機関等の応急措置）
- (5) 町長、町の委員会または委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条…市町村の応急措置）
- (6) 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防署長）等（水防法第24条¹及び第28条²）
- (7) 消防署長等（消防法第29条³）

2 町の実施する応急措置

- (1) 警戒区域の設定

町長は災害が発生し、または、まさに発生しようとする場合において、人命または身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項（市町村長の警戒区域設定権等）の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

¹ 水防法第24条:水防管理者、水防団長または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

² 水防法第28条:水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

³ 第29条 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。

前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項（応急公用負担等）の規定に基づき、本町区域内の他人の土地、建物その他の物件を使用もしくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法施行令第24条⁴（応急公用負担の手続）及び基本法第82条（損失補償等）の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

（「資料編 資料1 3-1 町長等の応急公用負担一覧表」参照）

ア 工作物及び物件の占用等に対する通知

町長は、当該土地建物その他の工作物または土石、竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用もしくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者にその旨を通知しなければならない。またその他当該工作物等の氏名及び住所を知ることができないときは、その事項を「幕別町公告式条例」を準用して役場掲示板に掲示する等の措置をしなければならない。

- (ア) 名称または種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分期間または期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 障害物の除去

町長は、町地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項（応急公用負担等）の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは基本法第64条第3項（返還のための公示）及び第6項（所有権の帰属）

⁴ 災害対策基本法施行令第24条：市町村長又は警察官、海上保安官若しくは自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官は、基本法第64条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）又は同条第7項において準用する基本法第63条第2項〔市町村長の職権の代行〕の規定により他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、すみやかに、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下この条において「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下この条において「名称又は種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安部の事務所で内閣府令で定めるもの若しくは当該土地建物等の所在した場所の直近にある自衛隊法第8条に規定する部隊等の長（内閣府令で定める者に限る。）の勤務官署に掲示しなければならない。

の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 町長は、当該工作物等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権限を有する者に対して当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公告しなければならない。

(ア) 工作物等を保管した場合の公示事項

- a 保管した工作物等の名称または種類並びに形状及び数量
- b 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- c その工作物等の保管を始めた日時及び保管場所
- d その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(イ) 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示は、次に定める方法によるほか、「幕別町公告式条例」を準用して行う。

- a 公示は保管を始めた日から起算して14日間、役場の掲示板に掲示する。
- b 公示の期間が満了してもなおその工作物等の占有者、所有者、その他工作物等について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報紙または新聞紙に掲載する。
- c 前2号の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を役場防災環境課に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

イ 町長は、保管した工作物等が滅失もしくは破損するおそれがあるとき、または、その保管に不相当な費用もしくは手数を要する時は、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(ア) 保管した工作物等の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、随意契約によって売却することができる。

- a 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれがある工作物等
- b 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
- c 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認める工作物等

(イ) 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするとき、その入札期間日の前日から起算して少なくとも5日前までに、工作物等の名称または種類、形状、数量、その他必要な事項を公示しなければならない。

(ウ) 競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつそれらの者に工作物等の名称または種類、形状、数量、その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

(エ) 随意契約とするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等

の負担とし、その費用の徴収は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条⁵及び第6条⁶の規定を準用する。

エ 公示の日から起算して6月を経過しても、なお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当町に帰属する。

(4) 他の市町村長に対する応援の要求等（基本法第67条）

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。

この場合において、応援を求められた市町村等は正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

イ 前号の応援に従事する者が実施する応急措置は、当該応援を求めた市町村の指揮の下に行動する。

(5) 道知事に対する応援の要求等（基本法第68条第1項）

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、道知事に対し応援を求め、または応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条第1項）

イ 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町区域内に居住する者または水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）

ウ 消防吏員または消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火もしくは延焼の防止または人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）

エ 救助隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10第1項）

オ 町長は、前4号（ア～エ）の応急措置等の業務に協力援助した住民が、そのため負傷、疾病、廃疾または死亡した場合は、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例第2条」によりその補償を行う。

3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」による。

⁵ 行政代執行法第5条:代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。

⁶ 行政代執行法第6条:代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。
代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。
代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

第5節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次に定める。その際、要配慮者についても十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

1 町民の自主避難

(1) 避難路の安全性の確認

避難者は、任意に避難経路の安全性を確認した上で避難する。

(2) 要配慮者の避難

自主防災組織は、民生委員、児童委員、ボランティア等と協力し、要配慮者の避難を介助する。

(3) 避難における留意点

避難時は、原則、車を避け徒歩により避難する。避難先は、指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を基本とする。また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は緊急の場合は貴重品のみとし、時間的余裕のある場合には、食料及び身の回り品等とする。

避難を行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶ場合には、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保措置を行う。

2 避難実施責任者

避難のための立退き指示は、次の者（責任者）が行う。

実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害
高齢者等避難	町長		災害全般
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事またはその名を受けた職員	水防法第29条 ¹ 地すべり等防止法第25条 ² 災害対策基本法第60条 災害対策基本法第72条	洪水 地すべり 災害全般 〃

¹ 水防法第29条:洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

² 地すべり等防止法第25条 都道府県知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命を受けた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

	警察官	警察官職務執行法第4条 ³ 災害対策基本法第61条	災害全般 〃
	自衛官	自衛隊法第94条 ⁴	災害全般
避難場所の開設、収容	町長		災害全般

知事は、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

3 避難の指示等

北海道開発局、帯広測候所及び道は、町が行う警戒区域の設定、避難指示等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、指示等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

北海道開発局は、河道閉塞による湛水寒水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、道は地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

町は、避難指示等を発令する際に、北海道開発局、帯広測候所又は道に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(1) 町長及び水防管理者（町長）の行う措置

ア 高齢者等避難の発令

高齢者等は危険な場所から全員避難、高齢者等以外の者も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難することができるよう、高齢者等避難を発令する。

イ 避難指示の発令（災害対策基本法第60条）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または避難場所を示し、早期に避難指示を発令するとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行う。

また、立退指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。

³ 警察官職務執行法第4条：警察官は、人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめたるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

⁴ 自衛隊法第94条：警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第83条第2項第83条の2又は第83条の3の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

なお、避難時の周囲の状況等により、避難場所への避難がかえって危険であると判断できる場合は、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった緊急安全確保措置の指示を行う。

また、避難指示等の発令にあたっては、専門的・技術的知見を持つ、国（帯広測候所等）の機関や道に助言を求めるなど連携を図って行うものとする。

ウ 道（十勝総合振興局）に対する報告

(ア) 町長等が避難指示及び高齢者等避難を発令したときは、本部情報連絡室長はその状況（発令理由）、発令者、発令日時、避難の対象区域、避難先を記録するとともに、十勝総合振興局に対しその旨報告する。（町長以外の者が発令したときは町長経由）

(イ) 避難所を開設したときは、知事（十勝総合振興局長）にその旨報告する。

a 避難所開設の日時、場所及び施設名

b 開設期間の見込み

c 収容状況、収容人員

d 炊き出し等の状況

(ウ) 避難の必要がなくなったときは、直ちに十勝総合振興局に報告する。

(2) 水防管理者の行う措置

ア 指示（水防法第29条）

水防管理者は、河川の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

イ 通知

水防管理者が避難のための立ち退きを指示した場合、帯広警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事またはその命を受けた職員の行う措置

ア 指示

知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事は洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 指示の代行

知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は当該市町村長に代わって実施する。

(4) 警察官の行う措置

ア 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、帯広警察署は調査班を編成し、住宅地域を中心に

区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所などについては、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- (ア) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努める。
- (イ) 町災害対策本部等と緊密な連絡体制を保持する。
- (ウ) 町長による避難の指示ができないと認めるとき、または町長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。ただし、この避難指示に従わないものに対する直接強制は認められない。
- (エ) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (オ) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (カ) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (キ) 避難誘導にあたって、自力避難の困難な要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

イ 報告、通知

警察官がアの(ウ)及び(エ)の措置を講じた場合には、その旨を町長に通知する。通知を受けた町長は、十勝総合振興局を通じて知事に報告する。

(5) 自衛官

ア 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又は町職員及び警察官がその場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

- (ア) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (イ) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (ウ) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (エ) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (オ) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

イ 報告、通知

自衛官がアの措置を実施した場合には、その旨を町長に通知する。通知を受けた町長は、十勝総合振興局を通じて知事に報告する。

(6) 避難指示又は高齢者等避難の時期及び発令基準

警戒 レベル	避難 情報等	住民がとるべき行動・発令（発表）時の状況・判断基準
警戒 レベル 5	緊急安全確保 ※ 1	住民がとるべき行動
		・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
		発令時の状況
		・災害発生又は切迫している状況
	避難指示	判断基準
		【水害】 ①近隣で浸水が床上に及んだとき ②堤防が決壊したとき 【土砂災害】 ・近隣で土砂災害が発生したとき
		住民がとるべき行動
		・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒 レベル 4		発令時の状況
		・災害が発生するおそれが高い状況
		判断基準
		【水 害】 ① 近隣での浸水が拡大したとき ② 排出先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるとき ③ 破堤につながるような漏水等を発見したとき ④ 氾濫危険情報が発表されたとき ⑤ 氾濫危険水位を超え、河川氾濫のおそれがあるとき 【土砂災害】 ① 1時間以内に土砂災害発生基準線(CL)を超える見込みとなり、さらに増加することが予想されるとき ② 土砂災害の前兆現象が確認され、災害の発生が予測されたとき 土石流：溪流内での転石の音、流木の発生 急傾斜地：小石がばらばら落下、新たな湧水の発生、湧水の濁り 【地震災害】 ① 火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があるとき ② 避難経路を断たれる危険のあるとき ③ 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある場合 ④ 酸素欠乏または有毒ガス、危険物等が多量に流出し、広域にわたり人的被害が予測されるとき ⑤ 地盤沈下、余震での建物の倒壊等により人的被害が予想されるとき ⑥ 水道、ガス、電気等のライフライン施設の被害が著しく、被災地域での避難生活が困難なとき 【その他】 ・本部長が必要と認めたとき

警戒レベル 3	高齢者等避難	住民がとるべき行動
		・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の者は必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
		発令時の状況
		・災害が発生するおそれがある状況
警戒レベル 2	大雨洪水注意報	判断基準
		【水 害】 ① 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いと判断したとき ② 氾濫警戒情報が発表されたとき ③ 避難判断水位を超え、河川氾濫のおそれがあるとき ④ 上流地域で被害が発生した場合で、下流地域にも被害が予想されるとき 【土砂災害】 ① 土砂災害警戒情報が発令されたとき ② 土砂災害の前兆現象を確認したとき 土石流　：流水の異常な濁り 急傾斜地：湧水量の増加、表面流の発生 【その他】 本部長が必要と認めたとき
		住民がとるべき行動
		・災害に備え自らの避難行動を確認する
警戒レベル 1	早期注意情報	発表時の状況
		・気象要素により気象庁が発表
		住民がとるべき行動
		・災害への心構えを高める
警戒レベル 1	早期注意情報	発表時の状況
		・気象要素により気象庁が発表
		住民がとるべき行動
		・災害への心構えを高める

※1 必ず発令される情報ではない。

4 避難指示等の伝達方法

国、道及び町は、災害発生の兆候が把握可能な災害について、それを把握した場合、その情報、警報等を住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。

(1) 伝達事項

- ア 避難先
- イ 避難経路
- ウ 避難の理由及び内容（発令日時、避難対象地域など）
- エ 注意事項

(ア) 携行品は限られたものだけにする。

（食糧、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）

(イ) 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行する。

- (ウ) 避難後の戸締まりをする。
- (エ) 火気に注意し、火災が発生しないようにする。

(2) 伝達方法

ア 防災行政無線、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送及び町の広報車、幕別消防署の広報車または屋外放送設備等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

避難指示等の発令に当たっては、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

なお、津波の伝達については、津波到達想定区域に防災行政無線の外部スピーカーを整備し、情報の伝達漏れが無いように努める。

イ 放送局（ＮＨＫ、民間放送局）に対し、指示を行った旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事項を提示し、放送するよう依頼する。

ウ 水防信号については、「資料編 資料２－１ 防災に関するサイレン信号等」に定める危険信号により伝達する。

エ 電話等により地区別情報等連絡責任者である町内会長を通じて周知するほか、官公署、会社等に通報する。

オ 北海道防災対策支援システム及び幕別町防災情報登録メールにより情報伝達する。

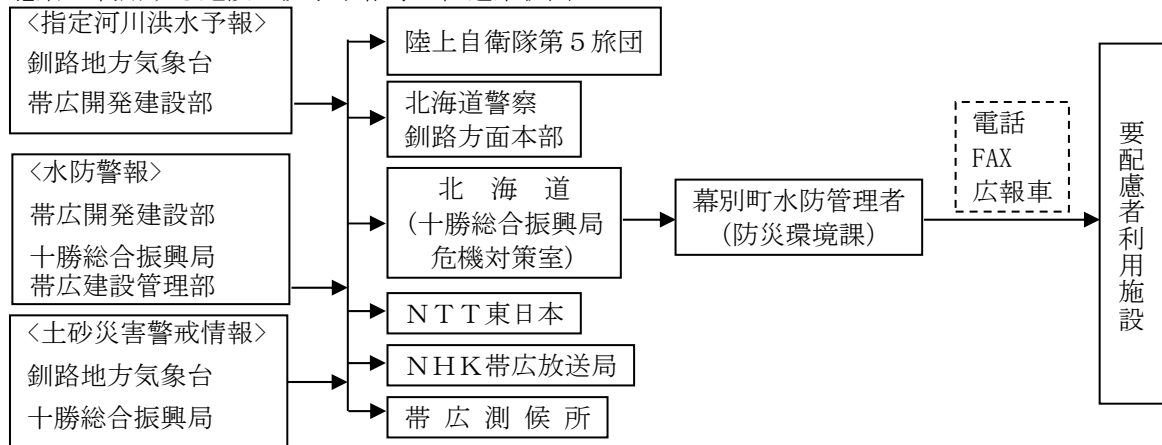
カ 避難を指示した時が、夜間、停電時、風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で組を編成し個別に伝達する。

キ 要配慮者に配慮した伝達方法は、「本章 第７節 要配慮者対応計画」に定める。

(3) 要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達

町長は、浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する医療機関や老人介護施設、障がい者施設、保育園、幼稚園等について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、ＦＡＸ、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施するものとする。

要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達系統図



5 避難誘導

(1) 避難誘導

避難者の誘導は、町、消防署、消防団及び警察官等と密接な連携をとり、町内会等の協力を得ながら迅速かつ円滑な避難誘導を実施する。

避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿（「本章 第7節 要配慮者対応計画」参照）の作成及び避難支援等関係者への情報提供により、事前に支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、市町村の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

(2) 避難の順位

避難させる場合には、避難行動要支援者を優先的に避難させる。

(3) 安否確認

安否確認は、要配慮者に十分配慮するように努めるものとする。

(4) 要配慮者の避難支援

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者対策計画に基づき、支援に努めるものとする。

(5) 移 送

ア 小規模な場合

避難、立ち退きは、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力による避難、または立ち退きが不可能な場合等、車両による集団移送の必要が認められる場合は、建設対策部土木班が行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立ち退き移送を要し、町において措置できない場合、町長は道に対して支援の応援を求める。

(6) 避難誘導する際の留意事項

ア 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあつては、舟艇またはロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用する。

6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

7 指定避難所の設置

(1) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。

(2) 指定避難所

家屋の倒壊、火災等によって住居を失い、または浸水等によって居住することが不可能と認められる者を収容する施設として、避難所を開設する。

(3) 福祉避難施設

保健福祉サービスが必要な要配慮者に対し、多目的トイレ、バリアフリー化等されている公共施設等を、指定福祉避難所として開設する

(4) 指定避難所の開設及び管理

ア 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性を確認し、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、防災行政無線、登録制メール（防災情報メール）、LINE、ホームページなど多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

ウ 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

エ 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

オ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

カ 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

キ 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

8 指定避難所等の運営管理

指定避難所の運営管理は、関係機関の協力のもと適切に行うものとする。

(1) 避難者の把握

指定避難所の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握し、総務広報部総務班に報告する。

(2) 指定避難所の運営管理

ア 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

イ 町は、指定避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

ウ 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

エ 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに來ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。

オ 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道及び医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

カ 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。

なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

キ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

ク 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ケ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

コ 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

サ 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に、要配慮者等へは避難受入に関する防災協定を活用するなど、良好な生活環境に努めるものとする。

シ 道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ス 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

セ 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は町に対する助言・支援に努めるものとする。

ソ 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

タ 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

チ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確

保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

(3) 要配慮者への配慮

避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を図る。

イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難施設を対象に要配慮者対策把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。

(ア) ホームヘルパー（訪問介護員）、ガイドヘルパー（移動介護従事者）等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 病院や社会福祉施設等の受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

(エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施

(オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制の確保

(4) 避難所に整備が必要な書類

総務広報部総務班は、次の書類帳簿等を整備し保存する。「資料編 資料18－2 避難所運営マニュアル」による。

9 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施責任者

ア 町長、町職員（基本法第63条）

イ 消防職員、消防（水防）団長、消防（水防）団員（水防法第21条）水防上緊急の必要がある場所

ウ 消防職員、消防団員、（消防法第28条）火災現場、水害を除く災害

エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、または依頼された場合であり、この場合、警察官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項～町長またはその職務を行う者がその場にいない場合に限る。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。）

(2) 実施方法

ア 警戒区域の表示

警戒区域を設定した場合、非常線を張り、その区域への立入りを制限、禁止、またはその区域から退去を命じる。

イ 警戒区域の通知

関係機関が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

ウ パトロール等の実施

町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(3) 知事による代行(基本法第73条)

知事は、災害が発生した場合、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

10 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

(1) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(2) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

イ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(3) 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関の連携

町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理

イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保

ウ バスなど被災者の移送手段の確保

エ 広域避難についての被災者の意向の把握

- オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- キ 広域避難先での継続的な支援

11 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 町長が、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）となる場合は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、町長は、適当な協議の相手方を見つけれない場合等において、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、協議先市町村長となる町長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ 町長が、協議元市町村長となる場合、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 町長が、協議先市町村長となる場合、道内広域一時滞在有の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

カ 町長が、協議先市町村長となる場合、協議元市町村長より道内広域一時滞在有の必要がなくなつた旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

キ 知事は、上記アに基づく町長からの助言の求めがあつた場合には、被災住民の広域一時滞在有が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからカにより協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。

ク 知事は、災害の発生により当町が必要な事務を行えなくなつた場合、被災住民について道内広域一時滞在有の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当町が必要な事務を遂行できる状況になつたと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 町長が、災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）となる場合は、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

イ 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。

ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 協議元市町村長より要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

エ 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 町長が、協議元市町村長となる場合、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

カ 町長が、協議元市町村長となる場合、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

キ 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

ク 知事は、災害の発生により当町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先市町村との連携に配慮するものとする。

(4) 関係機関の連携

道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- (ア) 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理
- (イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- (ウ) バスなど被災者の移送手段の確保
- (エ) 広域一時滞在についての被災者の意向の把握
- (オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- (カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- (キ) 広域一時滞在先での継続的な支援

第6節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、本計画に定める。

1 救助救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官、消防機関の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救助救出の実施が困難の場合は、「本章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」に定めるところにより、十勝総合振興局長に自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 救助救出を必要とする者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態でおおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、または孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生埋めとなった場合及び鉄道、自動車等の大事故が発生した場合

3 発見者の通報

救助・救出を要する者を発見した者または死傷者を伴う災害を発見した者は、直ちに幕別町役場または警察署、消防署等へ通報するものとする。

4 救助救出要員等

本部設置中の救助・救出活動は、町及び、消防機関が警察と地域住民と協力して作業にあたりとともに、救護された住民の名簿を作成して本部へ報告するものとする。

5 負傷者等の措置

救助・救出した者が負傷等のため緊急に手当を施す必要があるときは、保健班等により所要の措置を施した上、直ちに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容するものとする。

6 関係機関への応援要請

- (1) 特に多数の死傷者がある場合において、本部及び消防機関のみでは救助・救出が困難な場合は、医師会、警察、近隣消防機関に協力を依頼するとともに、必要に応じて防災ヘリコプターの要請及び自衛隊の派遣要請の依頼をする。
- (2) 救助・救出に要する機材、舟艇その他特殊機械類を必要とするときは、防災関係機関に応援を要請する。
- (3) 町は、当該市町村の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求めるものとする。

7 救助救出活動

- (1) 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

- (2) 現地対策本部の設置

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第3章 第2節 幕別町災害対策本部」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置するものとする。

第7節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する帯広警察署（以下「警察署」という。）の諸活動についての計画は、北海道地域防災計画によるほか、この計画に定める。

1 災害に関する警察の任務

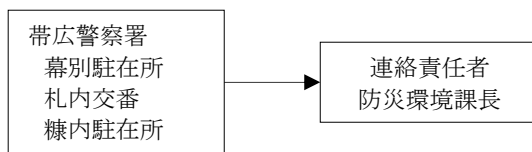
警察は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、災害の警報の伝達及び災害情報を収集し、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害の警報の伝達に関する事項

- (1) 警察が行う災害に関する警報の伝達等は、次により行う。

役場からの関係機関、住民への連絡は、「第5章 第1節 災害情報収集及び伝達計画」に定める。

- (2) 警察官は基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報する。



3 事前措置に関する事項

- (1) 町長〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求め、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により警察署長に対して行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別及び人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他派遣についての必要事項

- (2) 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。この場合は、町長が該当措置の事後処理を行う。

4 避難に関する事項

住民の避難に当たっては、町及び消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

(2) 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

6 救助救出に関する事項

警察署長は、防災関係機関と協力して被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たり、状況に応じて、町長の行う死体の搜索等災害活動に協力する。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

8 災害時における広報に関する事項

警察署長は、風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域、その他必要と認める地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画について、町長と打合せを行う。

10 災害時における交通規制に関する事項

「本章 第8節 交通応急対策計画」による。

第8節 交通応急対策計画

災害時における道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画に定める。

1 実施機関

- (1) 北海道公安委員会（帯広警察署）
- (2) 北海道開発局（帯広開発建設部）
- (3) 北海道
- (4) 幕別町及び幕別消防署
- (5) 自衛隊
- (6) 一般社団法人北海道警備業協会

2 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、十勝地方道路啓開計画【初版】（令和5年3月 十勝地方道路防災連絡協議会）に基づき実施する。

なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

- (1) 北海道公安委員会（帯広警察署）

ア 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るために必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

- (2) 北海道開発局（帯広開発建設部）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、または制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

(3) 北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止、または制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする

(4) 幕別町及び幕別消防署

ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、または制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、または、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア 自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、または自ら当該措置を実施すること

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去を命ずること

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

(6) 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

3 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア 損壊し、または通行不能となった路線名及び区間

イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ 緊急に通行の禁止または制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、または道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）が、交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域または道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

(1) 通 知

公安委員会（帯広警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、規制後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続き

ア 車両の確認

十勝総合振興局長または帯広警察署長は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、十勝総合振興局長または警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「本章 第9節 輸送計画」に基づいて「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

a. 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項

- b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h. 緊急輸送の確保に関する事項
 - i. その他災害の発生の防御または拡大防止措置に関する事項
- (イ) 緊急通行車両は、指定行政機関等が保有し、もしくは、指定行政機関等との契約などにより常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 発災前確認手続の普及等

道、町及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 通行禁止または制限から除外する車両

公安委員会（帯広警察署）は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上または社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

ア 確認手続き

- (ア) 公安委員会（帯広警察署）は、車両の使用者等の申し出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「様式5-8-2 規制対象除外車両通行証明書」、「様式5-8-1 規制対象除外車両標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

- (ア) 傷病者の救護または医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- (イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- (ウ) 他の都道府県公安委員会または知事の標章及び証明書の交付を受け、かつ当該目的のため使用中のものであること

(エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること

- a. 道路維持作業用自動車
- b. 通学通園バス
- c. 郵便物の収集または配達のために使用する車両
- d. 電報の配達のために使用する車両
- e. 廃棄物の収集に使用する車両
- f. 伝染病患者の収容または予防のため使用する車両
- g. その他公益上または社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

(4) 放置車両対策

ア 公安委員会（帯広警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分している。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

エ 地域緊急輸送道路

北海道緊急輸送路ネットワーク計画策定協議会において指定されている路線とは別に、幕別町管内での災害応急避難活動を円滑に行うため、主要となる道路を地域緊急輸送道路として指定する。

※ 緊急輸送の指定路線は「資料編 資料7-2 緊急輸送ネットワーク指定路線」による。

様式5-8-1 規制対象外車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色及び緑、及び「除外」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式5-8-2 規制対象外車両通行証明書

第 号		年 月 日	
規 制 対 象 外 車 両 通 行 証 明 書			
		知 事 公安委員会	印 印
番号標に表示されている番号			
通 行 目 的			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考:用紙は、日本工業規格A5とする。

第9節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資器材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実にを行うための方法・範囲等は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部土木班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行う。

2 災害時輸送の方法

- (1) 車両等による輸送

災害時輸送は町有車両、舟艇等を使用し、不足する場合には、日本通運㈱帯広支店等に応援を要請し、または民間の車両を借り上げる。

※町有車両の状況は、「資料編 資料7－1 町保有車両一覧表」を参照

- (2) 鉄道輸送

道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、または遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に、協力を要請し、輸送を実施する。

- (3) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を、または雪上車等による輸送を行う。

- (4) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態を生じた場合、または山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、道を通じて自衛隊に対し航空機輸送の要請を行う。

3 輸送拠点の確保

- (1) 物資輸送拠点

次の施設を物資輸送拠点とするが、災害の状況などにより別に確保する。

物資輸送拠点	幕別町民会館、札内スポーツセンター、道の駅忠類
--------	-------------------------

(2) 災害対策用ヘリポートの確保

＜ヘリコプター離着陸可能地点＞

所 在 地	施 設 名	広 さ	著名地点からの方向及び距離
緑町	幕別小学校グラウンド	130×160m	幕別駅から南東700m
緑町	幕別中学校グラウンド	200×200m	幕別駅から南東700m
寿町	幕別運動公園	70×280m	役場から600m
札内文京町	札内中学校グラウンド	140×140m	札内駅から南西1km
札内文京町	札内南小学校グラウンド	110×170m	札内駅から南西1km
札内暁町	スマイルパーク	300×300m	国道北側
札内西町	札内川河川敷	170×550m	国道から南へ50m
字糠内	糠内小学校グラウンド	160×110m	小学校校舎南側
駒島	集団研修施設こまはたグラウンド	110×150m	集団研修施設こまはた南側
忠類白銀町	忠類小学校グラウンド	180×120m	小学校校舎隣接
忠類栄町	忠類野球場	370×100m	中学校校舎隣接
忠類東宝	白銀台スキー場駐車場	53×95m	忠類総合支所から南に300m

※「資料編 資料8-1 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等」参照

(3) 舟艇輸送

水害時における水中孤立者の救出、水中孤立者に対する食糧の供給等必要がある場合は、消防機関に要請して舟艇等により輸送を行う。

4 緊急輸送の対象及び優先順位

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 被害の拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料・水等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧	・ (第1、2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需品物資輸送

5 災害時における緊急輸送車両の交通確保等

(1) 緊急輸送道路の指定

「本章 第8節 交通応急対策計画 5 緊急輸送道路ネットワーク計画」による。

(2) 緊急輸送道路等の確保

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力や幕別町建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、いち早く町内の道路、橋梁等の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、緊急輸送道路を優先し交通の確保を図る。

(3) 緊急輸送道路等の応急対策活動

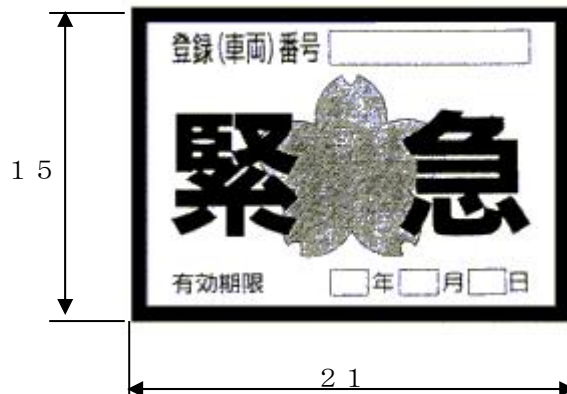
町内の国道、道道等幕別町以外の道路管理者に属する道路が損壊等により通行に支障をきたす場合には、すみやかに当該道路管理者へ通報し応急復旧の実施を要請する。また、事態が緊急を要する場合は、当該道路管理者と連携し、すみやかに緊急輸送等の確保を図るための必要な対策を行う。また、幕別町が管理する道路、橋梁等が被災した場合、幕別町建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、指定路線を優先に応急復旧を行う。

(4) 緊急輸送業務に従事する車両の表示

町長は、基本法第76条の規定に基づき、十勝総合振興局及び公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の通行を禁止した場合は、各部（班）において使用する車両につき、帯広警察署を通じ公安委員会から標章及び証明書（「様式5-9-1 緊急通行車両確認証明書」）の交付を受け輸送にあたる。

なお、緊急通行車両の交通規制等は、「本章 第8節 交通応急対策計画」による。

町は、緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うものとする。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色及び緑、「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

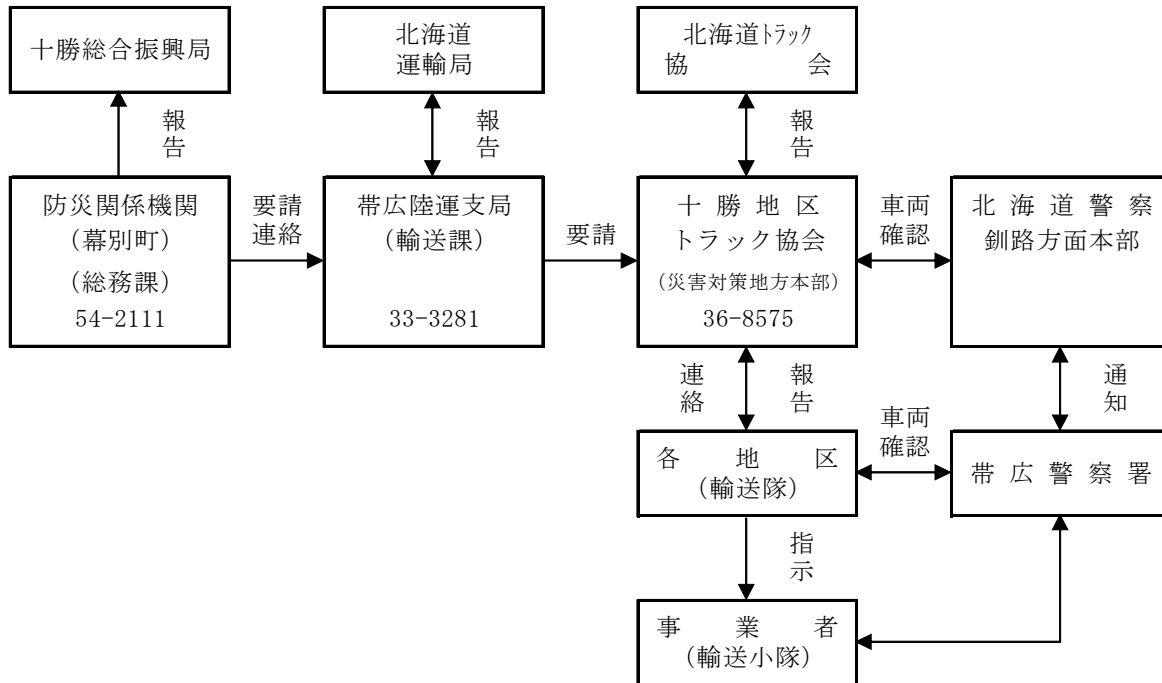
7 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次の様式により記録しておくものとする。

- (1) 緊急通行車両確認証明書（様式5-9-1）
- (2) 輸送記録簿（様式5-9-2）

8 緊急輸送要請体制

(1) 要請伝達系統



(2) 要請内容

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を必要とする車両種類、大きさ、車両数及び人員
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする機関及び活動内容
- オ 連絡責任者及び現場責任者

(3) 輸送体制

一般社団法人十勝地区トラック協会の輸送体制、隊編成等は、協会作成の「緊急救護輸送実施業務要綱」による。

ア 緊急救護輸送の要請を受けた場合の措置

北海道本部または自治体等から緊急救護輸送の要請を受けた場合は、地方本部は機を失せず、次の措置を講じ緊急救護輸送を開始する。

- (ア) 受領報告及び対策室に対する指示
- (イ) 輸送隊の班編成
- (ウ) 緊急救護輸送車両の確認申請等
- (エ) 現地事務所の開設
- (オ) 輸送終了報告

様式5-9-1 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
知 事 公安委員会		印 印	
番号標に表示されている番号			
輸送の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
輸 送 日 時			
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地
備 考			

備考:用紙は、日本工業規格A5とする。

様式 5-9-2 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

幕 別 町

輸送 月日	目的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 等			修				
----------	----	--------------------	-----------	--	--	---	--	--	--	--

- 注： 1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
3 借上車両による場合は、有償無償を問わず記入すること。
4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第10節 食料供給計画

災害時における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食料及び副食調味料の供給は、本計画に定める。

1 主要食料供給計画

(1) 実施責任者

ア 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕

イ 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けている町長が実施する。

(2) 供給対策

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災者に対し、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

(3) 供給の方法及び手続等

町長は、災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保は十勝総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章Ⅰ第11の規定により、農林水産省農産局長に直接、又は、総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(4) 主要食料の主な要請先

供給の主な要請先は、別途定める。（「資料編 資料16-1 4-1 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照）

2 副食調味料供給計画

(1) 実施責任者

本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕

(2) 調達方法

副食、調味料等の調達は、必要に応じて町内の業者から納入する。なお、町内における調達が不可能なときは十勝総合振興局を経由して、知事に対してその斡旋を要請する。

3 炊き出し計画

(1) 実施責任者

本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が行うが、必要に応じて各団体の協力を求めて実施する。

- (2) 協力団体
住民組織（町内会）並びに諸団体等とする
- (3) 炊き出しの対象者
ア 避難所に収容された者
イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
ウ 災害応急対策に従事している者
- (4) 炊き出し施設等の状況
町内における主な炊き出し施設は、「資料編 資料5-2 指定避難所」に掲げる避難所に記載されている施設を利用することとし、不足の場合は町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。
- (5) 業者からの購入
町は、直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出しの基準を明示し、米飯提供業者から購入し、供給する。
- (6) 炊き出し給与状況の記録
炊き出しを実施した場合は、「様式5-9-1 炊き出し給与状況」に記録しておくものとする。

4 要配慮者対策

要配慮者に対する食料品は、要配慮者の状況に応じて食料等を調達する。

5 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

様式5-10-1 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

幕 別 町

炊き出し 場の名称	月 日			月 日				3日間小計				4日以降 小 計			合 計	実 支 出 額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜		朝	昼	夜		朝	昼	夜			
計																	

注：「備考」欄には、給食内容を記入すること。

第11節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき又は飲料水が枯渇あるいは汚染されて飲料水の供給が困難となった場合、住民に最小限度の飲料水を供給するための応急給水は、本計画に定める。

1 実施責任

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 実施責任者

本部長（町長）〔担当は、建設対策部水道班とする。〕
救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

(2) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。（飲料水は1人1日3リットル）

(3) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。

(4) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

(5) 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

2 給水方法

建設対策部水道班は、保健環境部の指示に基づき関係機関に協力を求め、被災地域への給水を行う。

(1) 水道施設に被害がある場合

緊急貯水槽の臨時給水栓及び給水車等によって、飲料水を供給する。

(2) 水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、緊急貯水槽の臨時給水栓及び配水池から給水車、給水用資機材により給水する。

(3) 水源を含む水道施設全部が被災した場合

湧水、表流水をろ過器によりろ水し、消毒薬（次亜鉛素酸ナトリウム等）で滅菌処理して給水するほか、近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。

(4) 給水の基準

災害発生後は、1人1日3リットルを目標とした給水を行い、順次1人1日20リットルを目標に増量する。

また、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していく。

(給 水 目 標)

災害発生からの期間	目 標 水 量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル／人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から10日	20リットル／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100リットル／人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(給水輸送可能車両等)

車両等管理部署	台 数	容 量	単位 (リットル)	備 考
幕別消防署	1台	10,000	リットル	給水タンク車
幕別消防札内支署	1台	10,000	リットル	給水タンク車
水道課	1台	10,000	リットル	給水車
〃	1基	2,000	リットル	給水タンク
〃	1基	1,000	リットル	給水タンク

3 給水施設の応急復旧

主要給配水管の応急復旧を行い、共同で使用する大口径の給水栓を取付け、被災者に飲料水を供給する。

4 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

5 給水の記録

給水を実施した場合は、「様式5-11-1 飲料水の供給簿」に記録しておくものとする。

6 農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画

農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画は上記の計画に準ずる。

7 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

様式5-11-1 飲料水の供給簿

供給 月 日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具							燃 料 費	実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上			修 繕 費					
			数 量	所有者	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			

- 注：1 供給簿は、借上料の有無の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

第12節 上下水道施設対策計画

上下水道施設は、電気、ガス等と並び、快適な生活環境のために必要不可欠なライフラインであり、災害時においてもライフラインとしての機能の応急的確保に努める必要がある。

このため、上下水道施設の応急対策計画は、本計画に定める。

1 上水道施設

災害における水道施設の復旧及び飲料水の確保に対処するため、建設対策部水道班は必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報関連体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策に努めるものとする。

(1) 応急対策

ア 復旧対策基本方針

取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から主要給水所に至る送・配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

イ 復旧対策内容

(ア) 浄水場・配水場については、被災箇所発見のための点検、受電施設の復旧、ポンプ回り配管及び薬品注入管の漏洩部分の復旧に万全を期する。

(イ) 配水管・吸水管の被災箇所の発見を行い、復旧作業を進める。

a 復旧作業

復旧作業は、幕別町指定給水装置工事事業者の協力を得て行う。

b 資機材

復旧に要する資機材は原則として工事業者が措置するが、一部不足するものについては建設対策部水道班が調達する。

c 施設パトロール

通信が途絶し、情報が入りづらい場合においては、パトロールにより施設の点検を行い、迅速な被害状況の把握に努め被害の拡大を防止する。

ウ 配水調整

(ア) 被害を受けていない配水管の配水ブロック等を解除することにより、配水管を最大限利用し、断水区域をできる限り縮小する。

(イ) 他の水源から供給が可能な地区においては、暫定配水を受けて対応する。

エ 応急給水

本章 第11節「給水計画」による。

オ 応援体制

災害に際して必要な応急対策を実施するため、関係機関及び自衛隊への応援派遣要請は、総務班が次により行うものとする。

(ア) 関係機関への派遣要請手続

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会（以下「協議会」という。）災害時相互応援に関する協定に基づき、協議会区長に応援派遣を要請するものとする。

応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、様式により速やかに、要請先まで提出する。

- a 災害の状況
- b 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- c 必要とする職員の職種別人員
- d 応援場所への経路
- e 応援の期間
- f 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(イ) 自衛隊への派遣要請手続

a 派遣要請基準

災害に際して、応急対策の実施が水道班の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であると認められる場合は自衛隊派遣を要請するものとする。

b 派遣要請要領

管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出するものとする。また、この場合で口頭又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

c 派遣要請書の記載事項

- (a) 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由
- (b) 派遣を必要とする期間
- (c) 派遣を希望する人員、車両等の概数
- (d) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (e) 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

d 自衛隊受入に関し留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して、派遣部隊の任務が十分に達成できるように努めるものとする。

- (a) 派遣を要請した現地には、必ず責任者を立会させ、作業に支障を来たさないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。
- (b) 応急復旧に必要な資機材等については、建設対策部水道班で準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。
- (c) 自衛隊の活動に対して、付近住民の積極的な協力を促すなど配慮すること。

e 撤収要請

管理者は、災害による応急対策が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、速やかに市長に自衛隊撤収要請の連絡を行うものとする。

f 応援受入れ体制

災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、応援受け入れ体制に関する指針（第103 回支部理事会決定 施行期日昭和55 年 8 月 1 日）に基づき、次の事項について留意し、速やかに応援受け入れ体制を確立するものとする。

- (a) 応援隊の基地及び宿泊施設の確保
- (b) 応援活動用資機材の取り出し等準備
- (c) 指揮者、誘導者等職員の配備
- (d) 応援隊の作業及び役割分担
- (e) 応援期間及び経費その他協議を必要とする事項

g 相互応援体制

日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する指針に基づき応援活動を行うものとする。

(2) 広報活動

災害発生後は、断水、応急給水に関する広報活動を実施し、混乱防止に努める。広報車による巡回広報を実施するが、復旧に相当な期間を要する場合には、報道機関の協力、広報チラシ配布等により対応するものとする。

2 下水道施設

下水道施設の被害に対し、町長は雨水・汚水の流下に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期するものとする。

(1) 活動体制

ア 本部の非常配備体制に基づき職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する。

イ ポンプ場、処理場にあつては、監視要員からの報告を基点とし、各処理場の非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとる。

(2) 応急復旧対策

ア 被害調査

排水機能の支障や二次災害の発生を考慮し、管渠に当たっては幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査及びマンホール、ポンプ室、伏越室等の工作物の調査を速やかに行う。

イ 応急対策

(ア) 管渠

下水道管渠に対しては、汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。枝線の被害は、本復旧を前提とし、幹線の被害は、被害の場所・程度に応じて応急あるいは本復旧を行う。

(イ) 処理場及び中継ポンプ場

停電のため処理場、中継ポンプ場の機能が停止した場合は、自家発電機によるポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないようにする。

(ウ) 復旧作業

復旧作業は、幕別町排水設備指定工事業者の協力を得て行う。

(エ) 広報活動

下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

3 農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画

農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画は上記の計画に準ずる。

第13節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給確保に関する事項は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が行うものとし、物資の調達が困難なときは、知事に幹旋及び調達を要請するものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施する。

2 実施の方法及び対象者

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与または貸与する。

ア 災害により住家が全半壊、全半焼、流失または床上浸水の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者

イ 災害により被服、寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

3 衣料、生活必需物資の調達

- (1) 物資購入及び配分計画

救助法の適用の有無にかかわらず、総務広報部総務班が世帯構成員別被害状況を把握の上、配分計画を樹立し、これに基づき物資を購入する。

- (2) 給与または貸与物資の種類

被災者に給与または貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 外衣（洋服、作業服、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等）

エ 身回品（タオル、手拭、靴下、傘等）

オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）

カ 食器（茶碗、お椀、皿、箸等）

キ 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）

ク 光熱材料（マッチ、ローソク、木炭、灯油等）

ケ その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

- (3) 調達方法

ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、

町において備蓄保管するものとする。

イ 日赤北海道支部は、毛布及び日用品セットを備蓄しており、必要に応じ日赤北海道支部長に要請する。商工会、農業協同組合の協力により必要量を迅速に確保するものとする。

ウ 調達にあたっては、あらかじめ町内の業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう調達先を定め、災害に備えるものとする。

エ 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。

オ 町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。

※「資料編 資料 1 6-1 4-1 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照

4 給与及び貸与の方法

本部長（総務広報部総務班）は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については前項の配分計画に基づき行うものとする。

5 義援金品の取扱い

町に送付された義援金品の取扱いは、民生対策部福祉班が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分等は、状況に応じて適切かつ正確に行うものとする。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

7 物資の給与状況の記録

物資を供給した場合は、「様式 5-13-1 物資の給与状況」に記録しておかなければならない。
なお、救助法による救助物資と義援物資とは、明確に区分して処理する。

様式5-13-1 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

幕 別 町

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月日	物資給与の品名				実支出額	備考
				布団	毛布				

計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者

氏 名 印

- 注：1 住家の被害程度に全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
- 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
- 3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

第14節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（ＬＰＧを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が行う。

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施する。

2 石油類燃料の確保

- (1) 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

- (2) 町内で石油類燃料の確保が困難な場合は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、帯広地方石油業協同組合及び同支部に協力を要請する。

- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

- (4) ＬＰＧについては、「災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」に基づき、北海道エルピーガス災害対策協議会に協力を要請する。

3 緊急車両等への優先給油の実施

発災後に中核ＳＳにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。

- ・緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両
- ・規制除外車両事前届出済証を提示した車両
- ・道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- ・自衛隊車両
- ・優先給油対象車両証明書を提示した車両
- ・その他、知事が必要と認めた車両

(参考)

※「資料編 資料16-1 5-1 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」

※「資料編 資料16-1 6-2 災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」

第15節 電力施設災害応急計画

災害により電気施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・住民生活の確保のため、北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、電力施設災害応急計画は次に定めるところによる。

1 非常態勢

(1) 非常災害対策道東統括支店支部の設置

ア 災害時には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織道東統括支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策道東統括支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。

イ 非常災害対策道東統括支店支部を設置したときは、町、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。

ウ 対策会議

非常災害対策道東統括支店支部は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

(2) 非常態勢区分

区 分	発 令 の 基 準
警戒態勢	非常災害が生ずるおそれのある場合
非常態勢	相当の被害の発生が予想される場合または発生した場合

(3) 応急復旧要員の動員

ア 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、非常態勢発令後、速やかに対応できるよう体制を確立する。

イ 社外者（工事会社）の応援態勢を確立しておく。

ウ 他地域からの救援隊員の応援を依頼した場合、収容場所等受入態勢については、町災害対策本部の協力を得る等、万全を期するものとする。

2 応急復旧対策

(1) 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから行うものとする。

ア 変電設備

(ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所

(イ) 市街地に送・配電する送電系統の中間変電所

(ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

イ 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

ウ 配電設備

原則として、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、報道機関、収容避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し、復旧効果の大きいものから行う。

- (ア) 病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公署等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- (イ) その他の回線

(2) 危険予防措置

社会活動の混乱防止、住民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な措置を講ずるものとする。

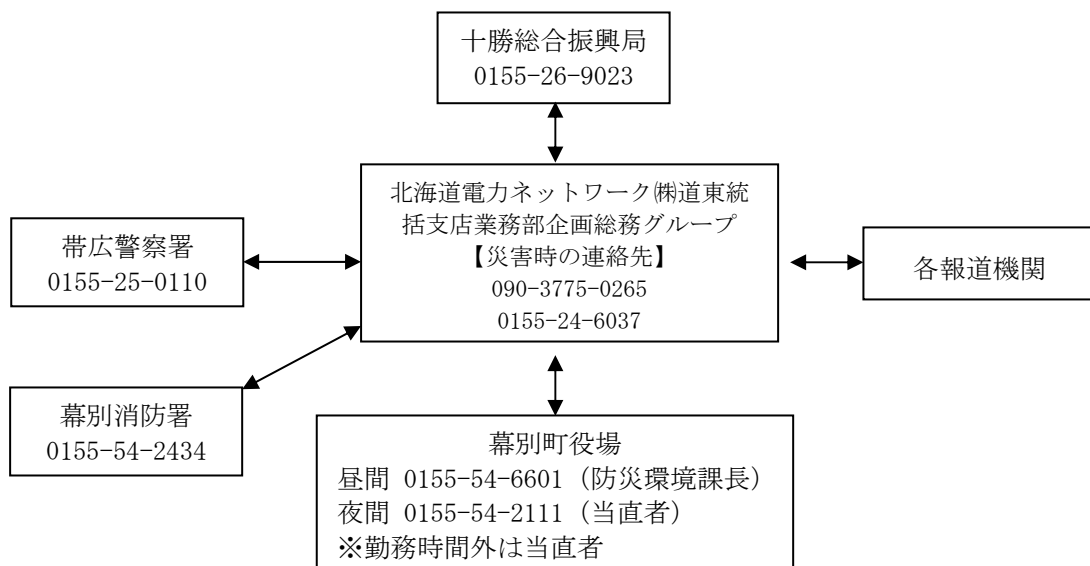
3 広報活動

- (1) 災害時における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知する。

- ア 垂れ下がり電線による感電防止
- イ 浸水家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意
- ウ 電力施設の被害状況
- エ 復旧の見込み

- (2) 被害、事故の状況により、各防災関係機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

図表5-15-2 電力施設の災害情報連絡系統図



第16節 ガス施設災害応急計画

本計画は、ガス施設（埋設管等）のガス漏えいによる火災・爆発の二次災害防止により住民の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧によってガスの早期供給再開を目指し、公共施設の機能を維持することを目的とする。

1 非常災害の事前対策

ガス事業者は、ガス事業法第30条第1項に基づき保安規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

(1) 情報連絡

ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間毎に関係各係と確認しておく。

(2) 各設備の予防強化

ア 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項については予め措置を講じておくものとする。

(ア) 要員の確保

(イ) 防火、防水、救命用具の点検整備

(ウ) 非常持出品の搬出整備

(エ) 建物の補強

(オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止

(カ) 排水設備の点検整備

イ 製造設備、供給設備

被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。

(3) 人員の動員連絡の徹底

ア 保安規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。

イ 社外社(下請者)に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。

ウ 道に協力を要請する場合は、道の災害対策（連絡）本部と密接な連絡をとるものとする。

(4) 工具、機動力、資材等の整備確認

予め工具、車輛等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に

支障のないよう手配するものとする。

(5) 宿舎、衛生、食糧等について

宿舎、衛生、食糧、衣服、緊急薬品について予め対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保すること。

(6) 火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記事項の一般公衆に対する啓発宣伝を行い事故防止に努める。

ア 無断ガス工事を禁止する。

イ ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。

ウ 災害の発生が予想される時は前もってメーターコックの閉止をする。

2 ガス施設応急対策

(1) 町が実施する対策

ア 町道の被害状況の把握

イ 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施

ウ 住民の広報活動

(2) ガス事業者が実施する対策

ガス事業者は、ガス事業法第30条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

ア ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

(ア) ガス施設の巡回点検を重要地点から行くとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

(イ) 被害が大規模な地域にあっては、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域または一部地域（ブロック）のガスの供給を停止した後、応急復旧活動を実施

イ 二次災害の発生するおそれがある場合は、町と協力して住民に避難措置を行う。

ウ 復旧人員の確保

当該ガス事業者だけでは復旧できないと判断した場合は直ちに、ガス事業者間の応援協定に基づき、応援を要請する。

エ 復旧資機（器）材の調達

オ 受入側にあっては、応援ガス事業者の受入体制の整備、応援側にあっては、適時、適切な応援体制

カ 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関（町・警察・消防等）への広報及び報告

(3) 住民が実施する対策

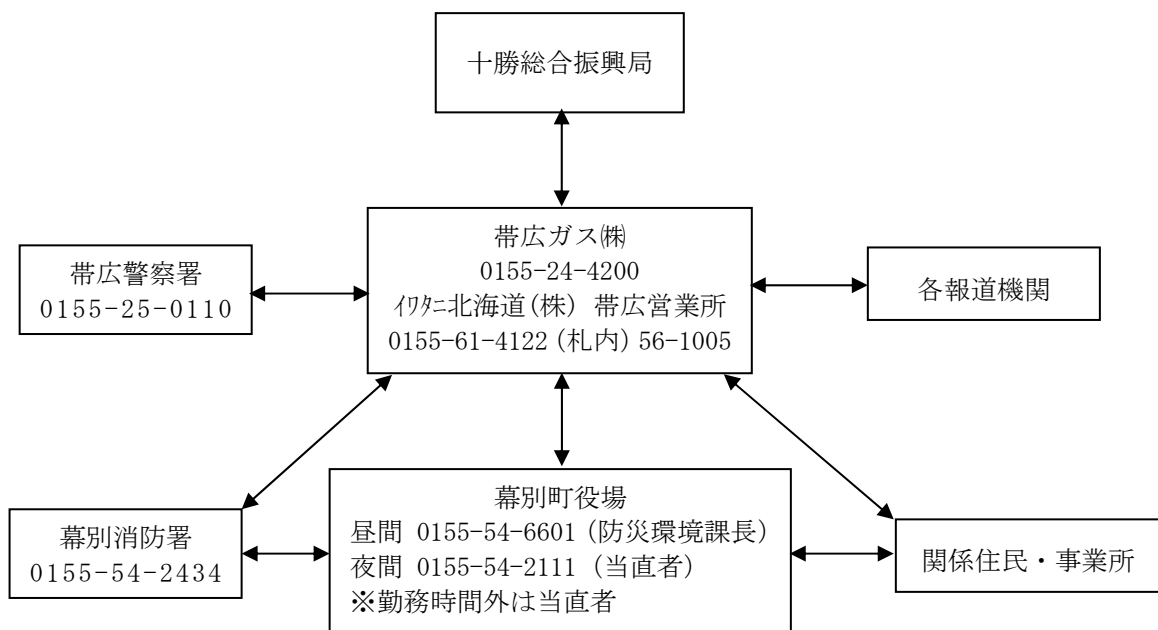
ガス施設損壊の発見またはガス臭を感知した場合、直ちにガス事業者又は町へ通報する。

3 ガス施設(埋設管)応急供給計画

事業者は、復旧計画を立案し、応急供給計画を実施する。復旧にあたっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を実施するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給を再開する。また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

4 緊急時の連絡体制

図表 5-16-1 ガス施設の災害情報連絡系統図



図表 5-16-2 ガス施設（埋設管）供給箇所

令和 5 年 9 月 30 日現在

供給地域名	対象町内会	供給面積	供給世帯	供給元
あかしや南団地	泉町の一部、あかしや中央の一部、あかしや南 1、あかしや南 2、みずほ町の一部、文京町の一部	2 6 . 9 h a	4 3 6 世帯	帯広ガス(株) (液化石油ガス)
チロットニュータウン	青葉町 1 の一部、青葉町 2 の一部	2 0 . 7 h a	2 1 9 世帯	
千住101ニュータウン	暁町東の一部、暁町西、暁町北	2 3 h a	1 4 6 世帯	
旭町団地	旭町 2、旭町 4	1 7 . 2 h a	1 8 0 世帯	
春日団地	春日町	3 . 0 h a	2 5 世帯	イワニセントラル 北海道(株) 帯広営業所 (液化石油ガス)

第17節 医療救護計画

災害によりその地域の医療機関の機能が失われ、または著しく不足し、もしくは医療機関が混乱した場合における応急医療又は助産の実施は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、民生対策部保健班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。
- (3) 上記は、（一社）十勝医師会（以下「十勝医師会」という。）等と緊密な連絡協議のもとに実施する。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

- (1) 対象者
医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。
- (2) 対象者の把握
対象者の把握は、所管の如何を問わず、町内会長や避難所管理責任者等を通じてできる限り正確かつ迅速に把握し本部長に報告する。
報告を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部班に指示する。

3 救護班及び救急医療班の編成

町長は、災害により医療を必要とする場合、民生対策部保健班を主体に、救護班を編成し応急救護にあたる。民生対策部保健班の編成が困難な場合、またはその診療能力を超える場合等は、十勝医師会等に救急医療班の編成及び派遣を要請し、応急医療にあたる。救急医療班の編成基準は、十勝医師会等の定めるところによる。

また、災害急性期には必要に応じ知事に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の出動要請を行うものとする。

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

4 関係機関の応援

- (1) 町長は、災害規模に応じて次の関係機関への応援要請を行う。
 - ア 十勝医師会
 - イ 医療班の支援（日本赤十字社救護班、国立・道立病院等）
 - ウ 患者の移送（自衛隊）
 - エ 町内医療機関
 - オ 災害派遣医療チーム（DMAT）
 - カ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）

なお、十勝医師会への要請は、「資料編 資料16-1 1-1 災害時の医療救護活動に関する協定書」及び「同資料 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則」による。
- (2) 要請する場合には、次の項目を通知する。
 - ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
 - イ 出動の時期及び場所
 - ウ 出動を要する人員及び資機材
 - エ その他必要な事項

5 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品及び衛生機材及び暖房用燃料等の確保は、保健班が町内医薬品等の取扱業者から調達するものとし、町内では調達できない場合、災害の状況等により隣接市町村長及び知事に調達を申請する。

なお、町内の医薬品等の調達先は、「資料編 資料6-2 医療衛生材料調達先一覧表」による。

6 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急措置の後、災害拠点病院、救急指定病院又は最寄りの病院に移送する。

7 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

8 関係医療機関の状況

「資料編 資料6-1 医療機関一覧表」のとおり。

9 保健班の活動状況の記録

保健班の活動状況等について次により記録しておくものとする。

- (1) 保健班活動状況（様式5-17-1）
- (2) 病院診療所医療実施状況（様式5-17-2）
- (3) 助産台帳（様式5-17-3）

様式5-17-1 保健班活動状況

保 健 班 活 動 状 況

		医師名			印	
月 日	市 町 村 名	患 者 数	措 置 の 概 要	死体検案数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

注： 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式5-17-2 病院診療所医療実施状況

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

幕 別 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診 療 区 分		診療報酬点数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計									

注： 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式5-17-3 助産台帳

助 産 台 帳

幕 別 町

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金 額	備 考
			月 日～月 日	円	
計					

第18節 防疫計画

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、民生対策部衛生班及び保健班とする。〕
- (2) 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能または困難なときは、知事の応援を求め実施する。

2 防疫実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の班等を編成する。

- (1) 防疫班の編成

民生対策部衛生班は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の防疫実施のため、民生対策部保健班と連携して防疫班を編成する。

また、防疫班はおおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

（注） 民生対策部衛生班の活動範囲は主要箇所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理する。

3 感染症の予防

- (1) 防疫の措置

町長は、次の事項について「感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）」に基づき、必要があると認める場合及び知事の指示命令があった場合は、範囲及び期間を定めて行うものとする。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）

ウ 生活用水の供給に関する指示（感染症予防法第31条第2項）

エ 物件に係る措置に関する指示（感染症予防法第29条第2項）

オ 公共の場所の清潔方法に関する指示

カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）

- (2) 検病調査及び保健指導等

ア 避難所において、検病調査が必要な場合は、北海道の検病調査班と連携し、少なくとも1日1回以上、検病調査を行う。

イ 町は、町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。

ウ 検病調査の結果、必要がある場合、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

(3) 臨時予防接種

被災地の伝染病発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け予防接種を実施する。

(4) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長または知事の指示により、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

ア ご み

収集したごみ、汚染物その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱い
は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

イ し 尿

し尿は、できる限りし尿処理施設または下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不
衛生にならないように処分する。

(5) 消毒方法

町長は、感染症予防法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症予防法
施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51条「一類感染症、二類感染症、三類感染症
の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかに
これを実施するものとする。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症予防法第27条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症予防法
施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(7) 生活用水の供給

町長は、感染症予防法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継
続して容器により搬送、またはろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に
処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

(8) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は当該井戸等の設置者等に対し、北海
道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導
徹底するものとする。

4 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について次により防疫指導等を実施する。

(1) 健康調査等

指定避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医
療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法の実施

十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとと

もに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは消毒液等により、トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者を専従させる。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても、十分指導徹底させる。

(4) 飲料水の管理

飲料水は、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させる。

5 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、町が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室又は隣接市町村より借用するものとする。

6 家畜・畜舎等の防疫

(1) 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。〔担当は、十勝家畜保健衛生所長〕

(2) 実施方法

家畜の防疫については、十勝家畜保健衛生所、十勝農業共済組合等と協力して実施するものとする。

なお、具体的な対策は十勝家畜保健衛生所長の指示によって行う。

(3) 家畜の救護

十勝総合振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たるものとする。

第19節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第25節「障害物除去計画」による。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 本部長（町長）〔担当は、民生対策部衛生班とする。〕

イ 町長は、災害による被害が甚大で、町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村または道に応援を求め実施する。

(2) 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、やぎ等の死んだもの）の処理は、所有者が行う。所有者が判明しないとき、または所有者において処理することが困難なときは、町長が実施する。

2 廃棄物等の処理方法

(1) ごみ処理班

ア ごみの収集及び死亡獣畜の処理等の作業を効果的に実施するため、ごみ処理班を編成する。

イ ごみ処理班の班長には防災環境課長を、班員には防災環境課長が指示する者をもってあてる。

(2) ごみの収集処分の方法

町長は、被害が甚大な場合、一時的にがれき等を保管する場所（仮置場）を設置することができる。処理は、計画的に一般廃棄物処分場（くりりんセンター・南十勝環境衛生センター）に搬入し、処理する。なお、これが困難な場合は、民間業者等の処分場に処理を委任する。

(3) し尿の収集方法

ア 収 集

(ア) 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にするものとする。

(イ) 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置するものとする。

イ 処 理

終末処理施設（中島処理場）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日、処理施設で処理するものとする。

3 野外仮設共同トイレの設置

(1) トイレが倒壊、いつ水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同トイレを設置する。

(2) 共同トイレは、必要箇所に最小限度の仮設トイレを設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

4 死亡獣畜の処理

- (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- (2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、町長が実施するものとする。
- (3) 死亡獣畜の処理は、移動し得る死亡獣畜については、死亡獣畜取扱場において、集中焼却し、又は埋却するものとする。
- (4) 死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬することが困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け、指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

5 清掃等施設状況

(1) ごみ処理・ごみ埋立

(十勝環境複合事務組合)

施 設 名	所 在 地	処理区分	処理方法	処理能力
くりりんセンター (37-3550)	帯広市西24条 北4丁目1番地	可燃物	焼却	330 t /D
		不燃物 大型ごみ	破碎	110 t /5h
一般廃棄物最終処理場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311, 200m ³

(南十勝複合事務組合)

施 設 名	所 在 地	処理区分	処理方法	処理能力
南十勝環境衛生センター (01558-5-2810)	広尾町紋別760番地3	可燃物	焼却	28 t /D
		不燃物 大型ごみ	破碎	10 t /5h
南十勝廃棄物処理センター	大樹町字萌和 394番地2	焼却灰 破碎物	埋立	101, 960m ³

(2) し尿処理場

(十勝環境複合事務組合)

名 称	所 在 地	処理区分	処理能力
中島処理場 (37-3040)	帯広市西23条北4丁目	加湿消化	210 k l /D

(3) 死亡獣畜処理場

名 称	所 在 地	処理能力	管理主体
一般廃棄物最終処理場 (69-4121)	中札内村元札内 東2線51-27	15 t /D	十勝農協連

第20節 家庭動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。
- (2) 町長は、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて所要の応援要請措置を講ずるものとする。

2 家庭動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。
- (2) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第21節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 町立小・中学校及び幼稚園における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、本部長（町長）及び教育委員会〔担当は、文教対策部学校教育班とする。〕が行う。
- (2) 学童保育所の応急対策は、本部長（町長）及びこども課〔担当は、民生対策部福祉支援班とする。〕が行う。
- (3) 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。
- (4) 道立高校における教育の確保については、知事及び道教育委員会が行うものとする。
- (5) 私立高校・幼稚園における教育の確保については、当該学校運営法人が行うものとする。
- (6) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置は、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生し、または発生が予想される気象条件となったときは、学校長は自らの判断により、または教育委員会の指示により、必要に応じて休校措置をとる。

ア 授業開始後の措置

児童生徒の下校については、帰宅途中の注意事項を十分徹底させるとともに、低学年にあっては教師が地区別に付き添うなど措置をとるものとする。

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、防災行政無線等、その他確実な方法で各児童、生徒に徹底させる。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等の施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法による。

ア 応急復旧

被害の程度により、応急修理ができる場合は、即時修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用できない場合

利用可能な特別教室、屋内体育館等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部または大部分ができない場合

最寄りの学校または公共施設を利用する。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、または十勝教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設の斡旋を要請する。

(3) 教育の要領

災害の状況に応じ、計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

なお、特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないように配慮する。

イ 授業等の場所が公民館等の学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について注意するよう指導する。また、集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないように留意する。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分に配慮し、児童及び生徒の心のケアを図る。

(4) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡を取り教職員の確保に努め、教育活動に支障を来さないようにする。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書、学用品を滅失または毀損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済み教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 救助法が適用されない場合

被災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行う。

4 学校給食対策

- (1) 給食施設が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものである。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間を隔絶すること
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと
- (4) 必要に応じて、教職員・児童生徒の伝染病予防接種や健康診断を実施すること

6 文化財保全対策

文化財（有形文化財、無形文化財、民族資料、記念物など）は、その所有者並びに管理者が常に保全、保護にあたり、災害が発生したときは、その被害状況に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

7 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

8 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、「様式5-21-1 学用品の給与状況」に記録するものとする。

様式5-21-1 学用品の給与状況

学 用 品 の 給 与 状 況

幕 別 町

学 校 名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	保 護 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 の 内 訳					実 支 出 額	備 考
					教 科 書			その他学用品			
					国語	算数		鉛筆			
				月 日						円	

計	小学校	人									円	
	中学校	人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名 印

- 注：1 「給与月日」欄は、その児童生徒に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。
- 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

第22節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、または破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部都市計画班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が実施する。

2 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第5節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

3 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

4 応急仮設住宅

- (1) 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。
 - ア 建設型応急住宅
プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置
 - イ 賃貸型応急住宅
民間賃貸住宅等の提供
- (2) 入居対象者
次の条件に該当する者とする。
 - ア 住宅が全壊、全焼または流失した者であること
 - イ 居住する住宅がない者であること
 - ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等
- (3) 入居者の選定
応急仮設住宅の入居者の選定については、町長〔担当は、建設対策部都市計画班〕が行う。
- (4) 建設戸数
町長の要請に基づき、知事は戸数を決定する。

(5) 建設型応急住宅の建設地、構造等

- ・原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地または私有地とする。
- ・道及び町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。
- ・建設型応急住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による6連戸以下の連続建てもしくは共同建てとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は1戸建て、または木造住宅により実施する。
- ・応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事完了後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

(6) 費用

費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、知事から委任を受け町が管理する。救助法が適用されない場合、町が設置するものは、町が管理する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊または半焼し、当面日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力で応急修理ができない者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急処理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅

町長は、必要により災害のため住家が半壊または半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、空いている町営住宅を災害公営住宅として利用する。

7 資材等の斡旋、調達

施工及び資材の調達は、原則として町の指名登録から選定して行うものとする。この場合において、町は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

8 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

9 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（様式 5-22-1）
- (2) 住宅応急修理記録簿（様式 5-22-2）

10 住宅の応急復旧活動の推進

町は、必要に応じて、住宅工事事業者等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

様式5-22-1 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

幕 別 町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月日	月日	月日	円	
計	世帯										

注：1 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅の建設場所の住所を記入すること

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅を記入すること

5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと

様式5-22-2 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

幕 別 町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月日	円	
計	世帯			

第23節 被災宅地安全対策計画

本町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図る対策は、本計画に定める。

1 危険度判定の実施の決定

町長〔担当は、建設対策部都市計画班とする。〕は、判定士を活用し、被災宅地の危険度判定を実施する。

なお、町長は、危険度判定の実施を決定した場合、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に判定士の派遣等の支援要請を行う。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じ、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設対策部に置き、次の業務を行う。

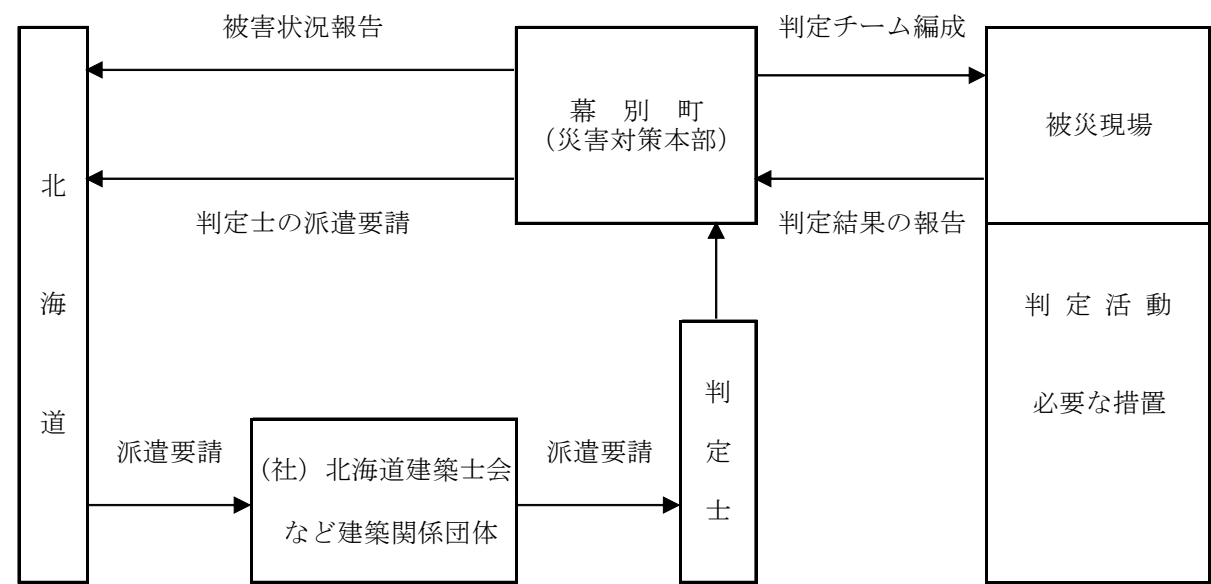
- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄するものとする。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第24節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の搜索及び遺体の收容処理、埋葬の実施は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、民生対策部保健班とする。〕
- (2) 救助法適用後は、知事の委任を受けて町長が実施するが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。
また、救助法が適用されていない場合でも、警察署、消防機関、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て実施する。

2 行方不明者の搜索

- (1) 搜索の対象
災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。
- (2) 実施の方法
行方不明者の搜索は、町長が警察署と協力し、消防機関及び地域住民の協力を得て搜索班を編成し、必要な車両、舟艇その他機械器具を活用して実施する。
- (3) 搜索要請
町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して搜索を要請する。
ア 行方不明者が漂着または埋没していると思われる場所
イ 行方不明者数並びに氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び着衣等

3 変死体の届け出

変死体は、直ちに警察署に届け出るものとし、その検視後に処理にあたる。

4 遺体の收容処理方法

- (1) 実施者
ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ引渡す。
イ 災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の処理を行うことができない場合は、町長が行う。
- (2) 遺体の收容処理
ア 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとる。
イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。
ウ 遺体は、死因その他の医学的検査を行う。

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

遺体安置場所は、「別表 5-22-1 遺体安置所」とするが、死亡者多数の場合は、町内の寺院、公共建物または公園等遺体の収容に適切な場所を決定し安置する。

なお、遺体安置所の選定にあたっては、次の点に留意して決定する。

- ・ 屋内施設であること
- ・ 1 次避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- ・ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
- ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
- ・ 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

5 遺体の埋葬

災害の際、死亡した者で町長が必要と認める場合、応急的に遺体を埋葬する。
埋葬にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 事故死の遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡してその調査にあたりとともに埋葬にあたっては、土葬または火葬とする。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。
- (4) 町長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要なと認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

7 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行う。

8 火葬場の状況

火葬場名	所 在 地
幕 別 町 葬 斎 場	幕別町字豊岡 3 番地62
南十勝複合事務組合火葬場	広尾郡大樹町字開進188番地5

9 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

10 遺体の搜索等の記録

遺体搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 遺体搜索状況（様式5-24-1）
- (2) 遺体処理台帳（様式5-24-2）
- (3) 埋葬台帳（様式5-24-3）

別表5-24-1 遺体安置所

地域	遺体安置所	
幕別地区	施設名	幕別南コミュニティセンター（ホール）
	住 所	幕別町新町139番地3
	面 積	493.00m ²
	管 理	幕別町住民生活部住民課
	電 話	0155-54-5127
札内地区	施設名	幕別町働く婦人の家（ホール）
	住 所	幕別町札内中央町395番地1
	面 積	180.00m ²
	管 理	幕別町住民生活部住民課
	電 話	0155-54-6602（住民課住民活動支援係）
忠類地区	施設名	忠類ふれあいセンター福寿（多目的ホール）
	住 所	幕別町忠類白銀町384番地10
	面 積	180.00m ²
	管 理	幕別町忠類総合支所保健福祉課
	電 話	01558-8-2910

様式5-24-1 遺体搜索状況

遺 体 搜 索 状 況							幕 別 町
年 月 日	搜索地区	搜索遺体	搜 索 用 機 械 器 具			金 額	備 考
			名 称	数 量	所有者管理者名		
						円	

注： 搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式5-24-2 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

幕 別 町

処 理 年月日	遺体発見 日時及び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺体の 一 時 保 存	検案 料	実支 出額	備 考
			氏名	死亡者との 関係	品名	数量	金額				
							円		円	円	
計		人									

様式5-24-3 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

幕 別 町

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏名	年齢	死亡者との 関係	氏名	棺 (付属品を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- 注：1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に記入すること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れその他の災害によって、道路、住居等またはその周辺に運ばれた土砂、流木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活に支障のないよう処理するための対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部土木班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行い、その他道路及び河川等に支障を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行う。

2 障害物除去対策

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除する必要があるとき
- (2) 交通安全と輸送の確保に必要なとき
- (3) 河川における障害物の除去が、河川の流路を良くし、いっ水を防止し、または護岸等の決壊を防止するため必要なとき
- (4) その他公共的立場から除去を必要とするとき

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策機器を使用し、または状況に応じて自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去する。
- (2) 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限る。

4 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- (2) 北海道財務局、道および市町村は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第8節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

7 障害物除去状況の記録

障害物を除去した場合は、「様式5-25-1 障害物除去の状況」に記録するものとする。

様式5-25-1 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

幕 別 町

住 家 被 害 程 度 区 分	氏 名	除 去 に 要 した 期 間	実 支 出 額	除去に要すべき 状 態 の 概 要	備 考
		月 日～月 日	円		

計	半壊（ ）	世帯			
	床上浸水	世帯			

第26節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者またはその他法例による当該施設の管理者が実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害における被害の発生を防止し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、被災状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、または住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び幕別町地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図るよう努めるものとする。

第27節 応急飼料計画

災害に際し飼料の応急対策については、本計画による。

1 実施責任者

本部長（町長）〔担当は、経済対策部農林支援班とする。〕

2 実施方法

町長は、被災農家の飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって十勝総合振興局長を通じて道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ、北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

ア 家畜の種類及び頭羽数

イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）

ウ 購入予算額

エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

ア 家畜の種類及び頭数

イ 転飼希望期間

ウ 管理方法（預託、附添等）

エ 転飼予算額

オ 農家戸数等の参考となる事項

第 28 節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し災害対策の円滑な推進を図ることを目的とする計画は、本計画による。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行う。

2 民間団体への協力要請

- (1) 動員等の順序
災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まずボランティア団体及び奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをする。
- (2) 動員の要請
本部の各班において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し総務広報部総務班を通じて要請する。
 - ア 動員を必要とする理由
 - イ 作業の内容
 - ウ 作業場所
 - エ 就労予定期間
 - オ 所要人員
 - カ 集合場所
 - キ その他参考事項
- (3) 住民組織等の要請先及び活動
 - ア 住民組織等の要請先
「第 4 章第 5 節 自主防災組織の育成に関する計画」で編成された自主防災組織及び町内会
 - イ 住民組織等の活動内容
住民組織等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。
 - (ア) 避難所に収容された被災者の世話
 - (イ) 被災者への炊き出し
 - (ウ) 救援物資の整理、配送及び支給
 - (エ) 被災者への飲料水の供給
 - (オ) 被災者への医療、助産の協力
 - (カ) 避難所の清掃
 - (キ) 町の依頼による被害状況調査
 - (ク) その他災害応急措置の応援

3 労務者の雇上げ

活動要員の人員が不足し、または特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げる。

- (1) 労務者の雇上げの範囲
 - ア 被災者の避難誘導のための労務者

- イ 医療、助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械、器具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬、機材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者
- キ その他災害応急対策のために必要な労務者

(2) 帯広公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして帯広公共職業安定所長に求人の申込みをする。

- ア 職種別所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び資金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(3) 公共職業安定所の紹介

公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

4 賃金及びその他の費用負担

- ア 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- イ 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を基本とする。

5 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

第29節 ヘリコプター等活用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の緊急搬送、緊急物資の輸送、人員搬送等の緊急の応急対策のための、ヘリコプター等の広域的かつ機動的な活用計画は、本計画に定める。

1 基本方針

町は、町内において災害が発生し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「資料編 資料 1 5 - 3 北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより、広域的・機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、本部長（町長）が行うものとする。ただし、緊急の際で、本部長が不在等の場合は、本部長の職務代理者が行う。

3 実施方法

(1) 要請の要件

本部長は、町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 町の消防力によって災害防止が著しく困難な場合
- イ 災害が隣接する市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められた場合

(2) 要請方法

本部長からの知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高責任者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

・ T E L 011-782-3233 ・ F A X 011-782-3234

・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

(4) 町の受入体制等

ア 道と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う

イ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて機長等との連絡にあたる

ウ ヘリポートの開設については、「本章 第9節 輸送計画」による

エ ヘリポートの整備方法については、「資料編 資料8-1 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等」による

(5) 報告

町長は、災害が収束した場合には、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に報告するものとする。

4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運行する。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況調査などの情報収集活動

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

ア 疾病者、医師等の搬送

イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防御活動

ア 空中消火

イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

5 応援ヘリコプター等の活動

道は、所管ヘリコプターで対応できない時は、道の広域応援計画に基づき、必要に応じ他県及び関係機関からの応援ヘリコプター等の要請を行う。また、大規模災害時には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなるため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画

大規模な災害が発生したときには、町の力だけでは、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難を予想されるような場合には、人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動等の活動計画は、本計画に定める。

1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき
- (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- (5) 緊急措置のための医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき

2 災害派遣要請の要領等

- (1) 依頼方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（「様式5-30-1 自衛隊災害派遣要請依頼について」）をもって知事（十勝総合振興局長）に依頼する。ただし、緊急を要する場合は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び当該町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を依頼する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法その他参考事項（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

- (2) 担当部及び依頼先

災害派遣要請依頼は、総務広報部総務班が行い、連絡及び関係書類の提出先は、十勝総合振興局地域振興部危機対策室主査とする。

- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により要請権者との連絡が不能である場合等は、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行う。

3 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 受入れ準備の確立〔担当は、総務広報部広報渉外班とする。〕

知事（十勝総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 連絡職員の指名

派遣部隊及び十勝総合振興局長との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

イ 事前準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

ウ 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備等、受入れのために必要な措置をとる。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議〔担当は、建設対策部土木班とする。〕

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 知事（十勝総合振興局長）への報告〔担当は、総務広報部総務班とする。〕

派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝総合振興局長）に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の官職氏名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (オ) その他参考となる事項

4 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- (2) 避難援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者の捜索、救助
死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
- (4) 水防活動
堤防護岸等の決壊に対する土のう作成積込み及び運搬
- (5) 消防活動
利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
- (6) 道路または水路等交通路上の障害物の排除
施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）

- (7) 応急医療、防疫、病虫害駆除等の支援
大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町で準備）
- (8) 通信支援
自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
- (10) 給食、給水及び入浴支援
緊急を要し、適当に手段がない場合
- (11) 救援物資の無償貸与または譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による。（ただし、譲与は町・道、その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。）
- (12) 交通規制の支援
自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。
- (13) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (14) 予防派遣
風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
- (15) その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

5 経費負担等

- (1) 自衛隊の派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊が防災活動に要する次の費用は、町において負担する。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ 汲取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

6 派遣部隊の撤収要請

町長〔担当は、総務広報部総務班とする。〕は、災害派遣の目的を達成したとき、またはその必要

がなくなったと認めるときは、速やかに文書（「様式 5-30-2 自衛隊災害派遣部隊撤収要請の依頼について」）をもって知事（十勝総合振興局長）に要請する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

7 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

8 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれらに基づく政令、総理府令及び訓令の規定によるものとし、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第 4 条、自衛隊法第94条）
- (2) 他人の土地等への立入り（警察官職務執行法第 6 条第 1 項、自衛隊法第94条）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第 3 項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第 8 項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第 3 項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の 3 第 3 項）

様式5-30-1 自衛隊災害派遣要請依頼について

		第	号
		年	月 日
十勝総合振興局長 様			
		幕別町長	印
自衛隊災害派遣要請依頼について			
このことについて、次のとおり派遣要請を依頼します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を依頼する事由			
2 派遣を必要する期間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
4 派遣部隊が展開できる場所			
5 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項			
		(	部 課 係)

様式5-30-2 自衛隊災害派遣部隊撤収の依頼について

		第	号
		年	月 日
十勝総合振興局長 様			
		幕別町長	印
自衛隊災害派遣部隊撤収要請の依頼について			
年 月 日付け 第 号で依頼した災害派遣要請については、次の日時をもって撤収要請を依頼します。			
記			
撤収要請日時	年	月 日	時 分
		(	部 課 係)

第31節 広域応援・受援計画

大規模災害が発生した場合、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断した場合、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画に定めるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。なお、応援要請にあたっては、冬期は積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意し、受入体制に不備が生じないように十分配慮する。また、他の市町村が被災した場合には、被災地被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

なお、広域応援のうち、広域一時滞在については、「第5節 避難体制整備計画」の「8 広域一時滞在」による。

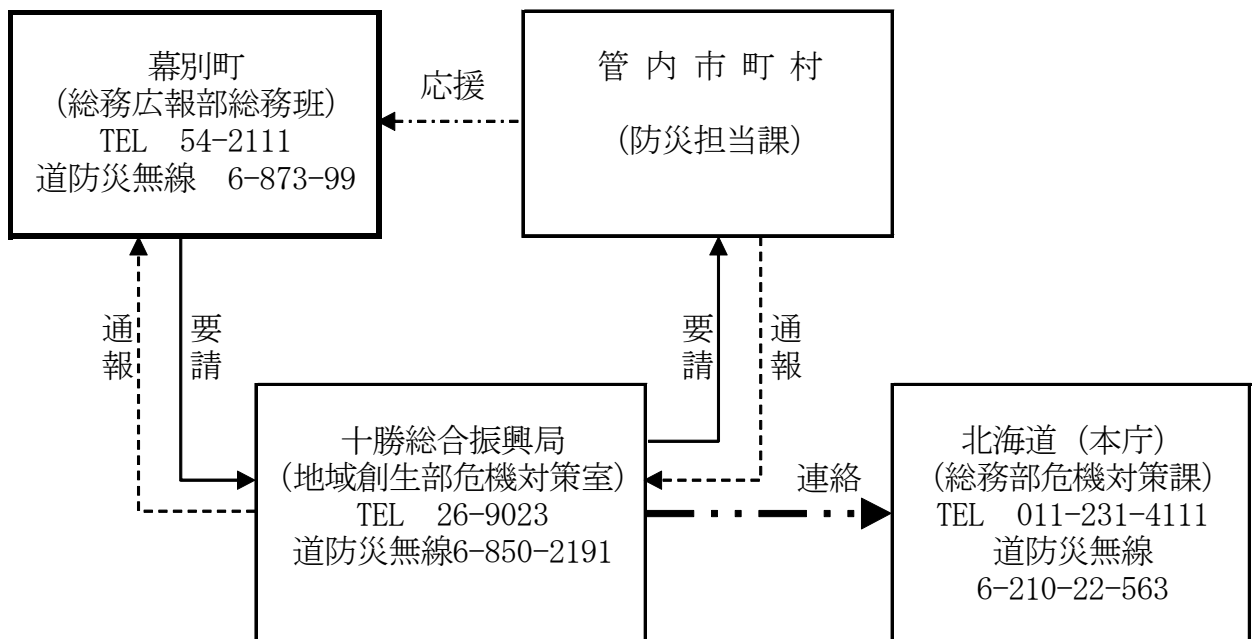
1 「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく要請

基本法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために締結した「資料編 資料16-1 9-1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援要請する。

また、町は他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

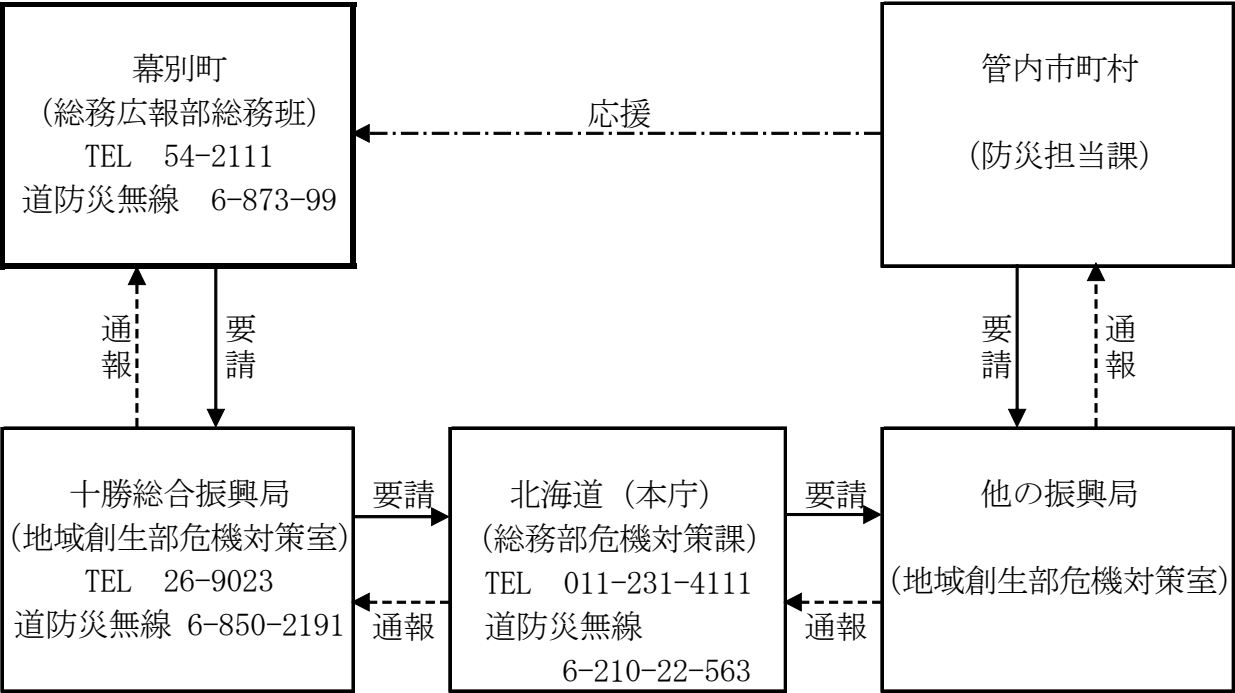
(1) 応援要請の区分及び連絡系統図

ア 第1要請（同一振興局の市町村への要請）



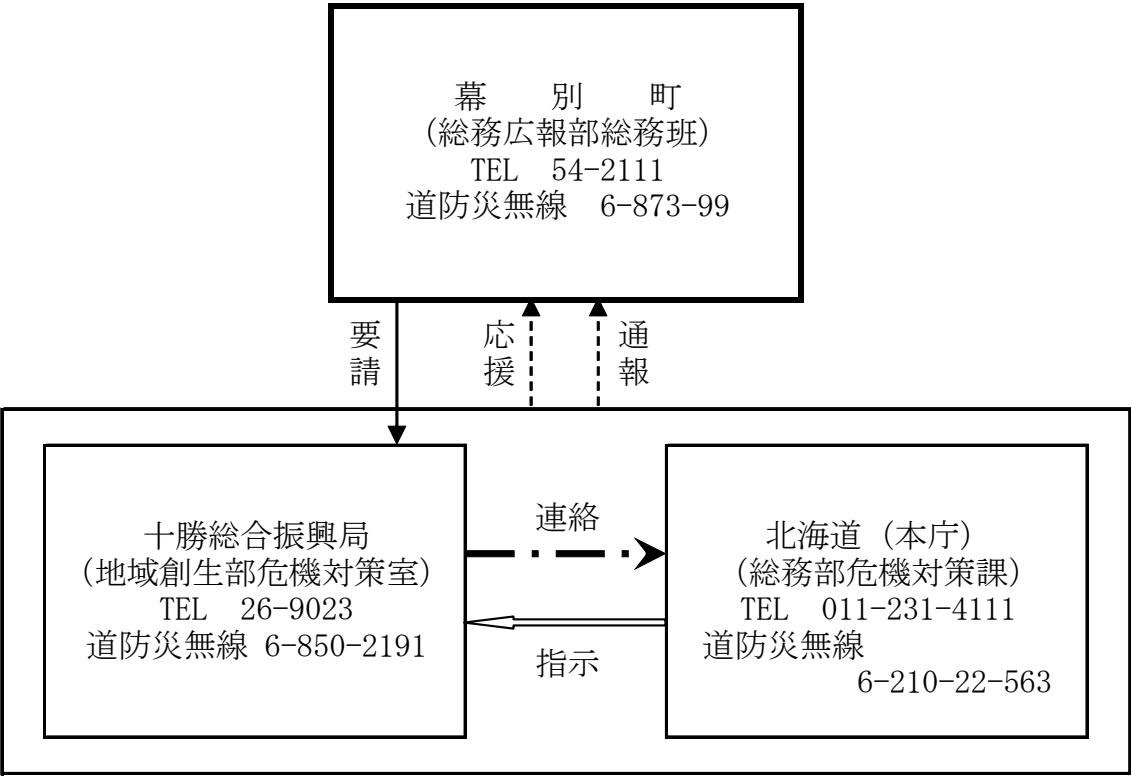
注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

イ 第2要請（他振興局の市町村への要請）



注： 十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間、又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。
なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 第3要請 要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請



(2) 応援の種類

要請により受けられる応援の種類については、次のとおりである。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- イ 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- ウ 避難、救護及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- エ 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- オ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- カ その他特に要請のあった事項

2 他の都道府県の市町村に対する応援要請等

- (1) 町長は、基本法第67条第1項の規定に基づき、道外の関係市町と締結した「資料編 資料1 6-1 9-7～9-9 災害時相互応援に関する協定書」に基づき、幕別町が被災した時は、当該協定市町に対し応援要請するものとする。
- (2) 町長は、(1)の協定に基づき、当該協定市町長から応援を求められた場合、または協定市町と連絡ができない場合に自主的応援活動が必要と認める場合は、応援活動を実施するものとする。
- (3) 町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

3 「北海道広域消防相互応援協定」に基づく要請

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「資料編 資料1 5-2 北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、町長を通じて道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防救助隊による応援を要請するよう依頼する。
- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援受入体制を確立していく。
- (3) 緊急消防救助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする

4 防災関係機関の活動拠点等

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や町、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

第32節 職員応援派遣計画

災害応急対策または災害復旧対策のため必要に応じ、災害対策基本法第29条の規定により知事等または町長等が、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、または基本法第30条の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関等の職員の派遣のあっせんを求める場合については、本計画に定める。

1 要請権者

- (1) 知事又は道の委員会若しくは委員
- (2) 町長又は町の委員会若しくは委員

なお、道又は市町村の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、道または町は職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - ア 派遣のあっせんを求める理由
 - イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方が有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、災害対策基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ、決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) **昭和37年自治省告示第118号(災害派遣手当の額の基準)**

災害対策基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の基準額を次のとおり定める。

派遣を受けた都道府県または市町村の区域に滞在する期間	公用の施設またはこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を越え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を越える期間	3,970円	5,140円

第33節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体・NPOの協力

道、町及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部または各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

道、町、社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動

(16) ボランティア・コーディネート

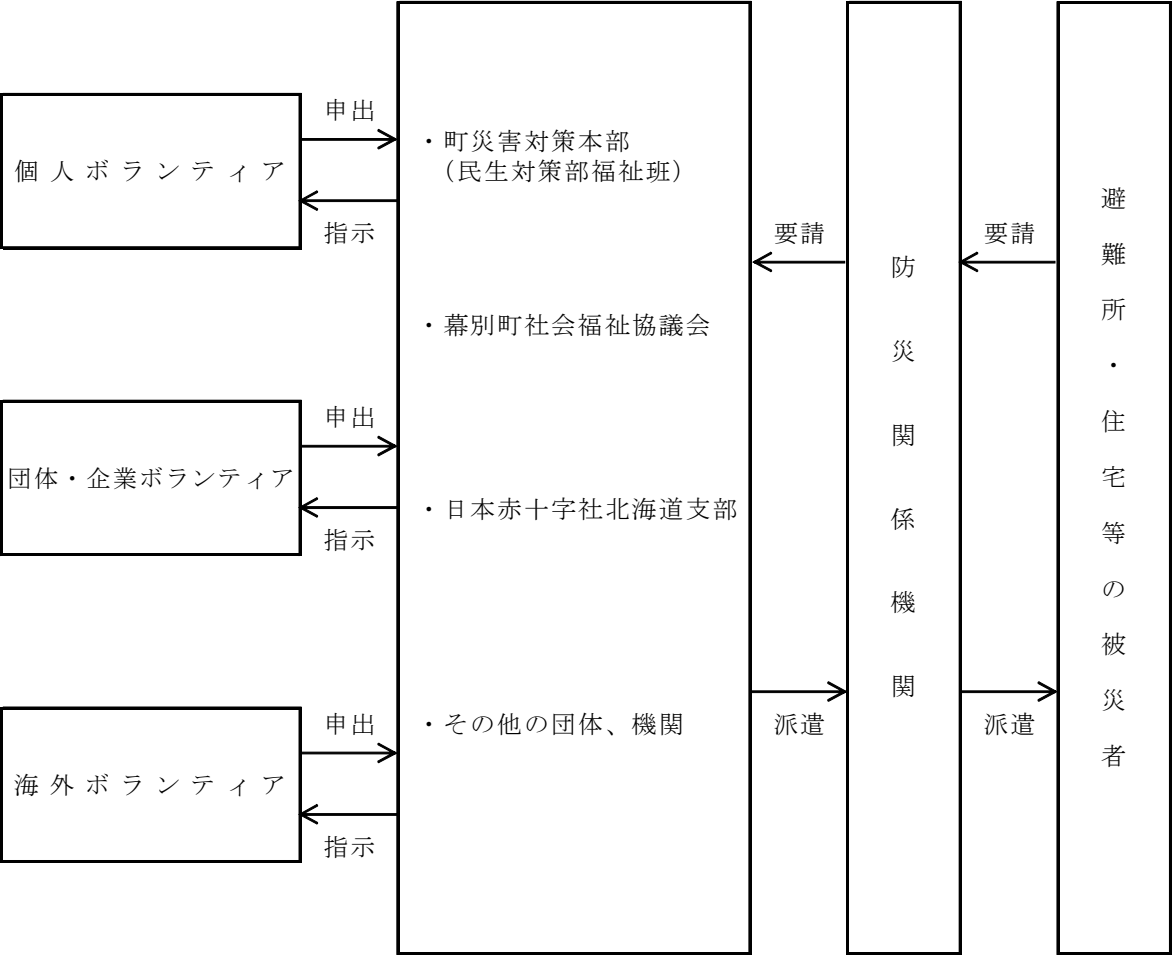
4 ボランティア活動の環境整備

道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

＜ボランティア受入体系図＞



第34節 災害義援金等募集(配分)計画

大規模な災害が発生した場合、町、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会及び、道共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するための計画は、本計画に定める。

1 義援金品の募集

(1) 義援金の募集

町は、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会及び、道共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。

(2) 義援物資の募集

義援物資については、道、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するものと希望しないものを十分に把握するとともに被災地の需要状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。

また、現地の需要状況を勘案し、募集する義援物資のリストの改定に努める。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は北海道災害義援金募集（配分）委員会¹（以下「委員会」という。）に確実に引き継ぐ。委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、町を通じて適正に配分する。

(2) 義援物資の引継ぎ配分

義援物資については、町が引継ぎ、町は、町内会長、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

3 義援金品の管理

町は、義援金を委員会に寄託するまでの間及び委員会から寄託され被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないように適正に管理する。

また、寄託された義援物資についても、被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないように適正に管理する。

¹ 北海道災害義援金募集（配分）委員会が実施する義援金募集（配分）業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施することから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号または所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

第35節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立ち直りを期するための応急金融は、本計画に定める。

1 実施計画

災害時の応急的な金融計画は次のとおりとする。なお、各種対策に伴う支援制度については、「資料編 第4章 災害援護」による。

(1) 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助する。

町は、道と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

(2) 中小企業等金融対策

道は、災害貸付を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

(3) 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、町と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

(4) 福祉関係資金の貸付等

道は、町と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

(5) 被災者生活再建支援金

道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

ア リ災証明書

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にリ災証明書の交付体制を確立し、被災者にリ災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真を活用するなど、住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

イ 被災者台帳

町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報情報を内部で活用できることとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 財政政策

- (1) 指定地方行政機関、金融機関等は、道及び町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。
- (2) 道、町、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

3 応急金融の概要

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子・寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害復興住宅資金
- (5) 農林漁業セーフティネット資金
- (6) 天災融資法による融資
- (7) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (8) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (9) 造林資金
- (10) 樹苗養成施設資金
- (11) 林道資金
- (12) 農業漁業施設資金（主務大臣指定施設）林産業施設資金（災害復旧）
- (13) 共同利用施設資金
- (14) 備荒資金直接融資資金
- (15) 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- (16) 勤労者福祉資金
- (17) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

（概要については、「資料編 資料4-2 応急緊急の概要」による。）

第36節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画に定める。

1 実施体制

救助法による救助は、知事が行う。町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施するものとする。

2 救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

本町における救助法による救助は、別表5-36-1に掲げる災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

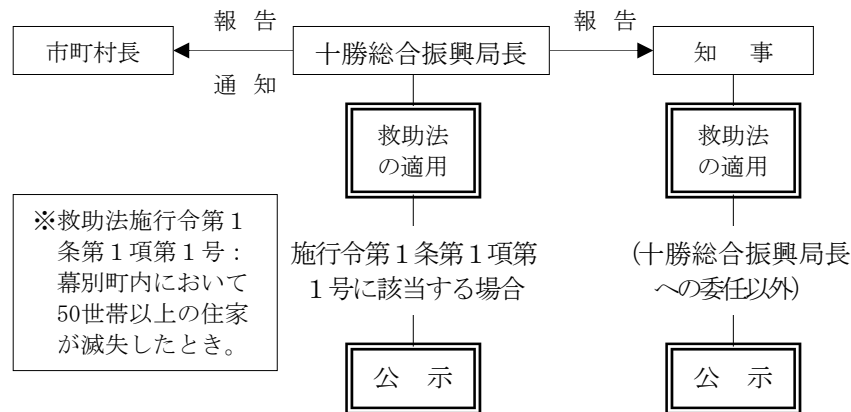
災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内に本町が含まれる場合には、現に救助を必要とする者に対して行う。

3 救助法の適用手続き

(1) 町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、または該当するおそれがあるときは、直ちに十勝総合振興局長に報告しなければならない。

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は旧法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

<手続き系統図>



4 救助に必要とされる措置

(1) 従事命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、次の者に従事命令をもって救助に関する業務に従事させることができる。

ア 医師、歯科医師及び薬剤師

イ 保健師、助産師または看護師

ウ 土木技師または建築技師

エ 大工、左官または鳶職

- オ 土木業者または建築業者及びこれらの従事者 カ 地方鉄道事業者及びその従事者
 キ 軌道経営者及びその従事者 ク 自動車運送事業者及びその従事者
 ケ 船舶運送業者及びその従事者 コ 港湾運送業者及びその従事者

(2) 救助命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、病院、診療所、旅館その他の施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、物資の生産、集荷販売、配給、保管もしくは輸送業に対し、その取扱う物資の保管を命じ、または物資を収容することができる。

(4) 立入検査

知事は前項の目的のために必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所または物資を保管させる場所に立入検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

(5) 従事命令の発令

従事命令等を発し、救助を実施する場合は、「各様式」に指定の公用令書等（救助法施行令に定める。）を交付して行う。

(6) 関係機関との相互協力

救助法、同法施行令及び同法施行規則の規定に基づき、自治体の行う公用令書等によって行う職務と相互に協力して行う。

5 救助の実施

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委託する。

（災害が発生した場合）

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	市町村・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後 3 ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2 年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	市町村
飲料水の供給	7 日以内	市町村

被服、寝具その他の生活必需品の給与または貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	3ヶ月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6ヶ月以内)	市町村
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
死体の搜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(災害が発生するおそれがある場合)

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により指定行政機関の長または指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

様式5-36-1 公用令書(従事・協力)

従事第 号	公 用 令 書			
	住 所 氏 名			
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事・協力 を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 北海道知事				印
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備 考				

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式5-36-2 公用令書(物資の保管)

保管第 号	公 用 令 書			
	住 所 氏 名			
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり、物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 北海道知事				印
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式5-36-3 公用令書(管理・使用・収用)

管理第 号	公 用 令 書						
	住 所 氏 名						
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり を 管理・使用・収用を命じる。							
年 月 日							
処分権者 北海道知事							印
名 称	数量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式5-36-4 公用変更令書

変更第 号	公 用 変 更 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 北海道知事 印		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>		変更した処分の内容	
変更した処分の内容			

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式5-36-5 公用取消令書

取消第 号	公 用 取 消 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を取消したので、同法施行令第34条第1項¹の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 北海道知事 印
-------	---

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

¹ 災害対策基本法施行令第34条第1項:都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、基本法第81条第1項(公用令書の交付)の規定により公用令書を交付した後当該公用令書に係る処分を変更し、又は取り消したときは、すみやかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。

別表5-36-1 救助法の適用基準

適 用 基 準				摘 要
被害区分 市町村の人口	市町村単 独の 場合	相当広 範囲な 場合(全 道2,500 世帯以 上	被害が全道に わたり、 12,000世帯以 上の住家が滅 失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失 世帯数	住家滅失 世帯数		
15,000人以上 30,000人未満	50	25	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	

第6章 地震・津波災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、幕別町地域防災計画の別冊である「地震・津波防災計画編」による。

第7章 事故災害対策計画

第1節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。

イ 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う際、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

カ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 航空運送事業者

ア 航空交通の安全に関する各種情報を事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアル作成等、災害応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

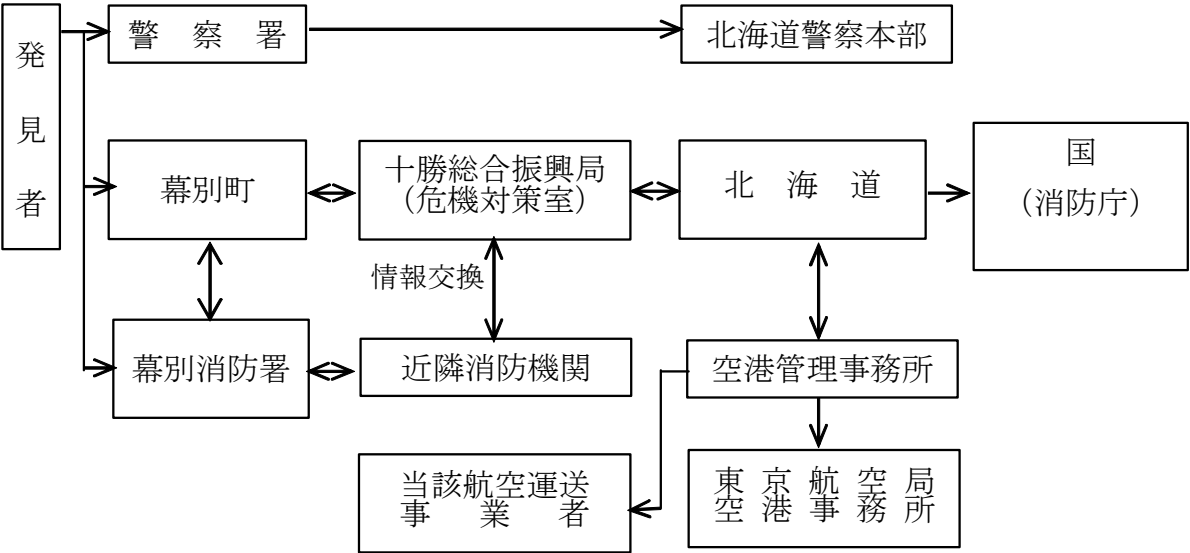
(1) 情報通信

航空災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

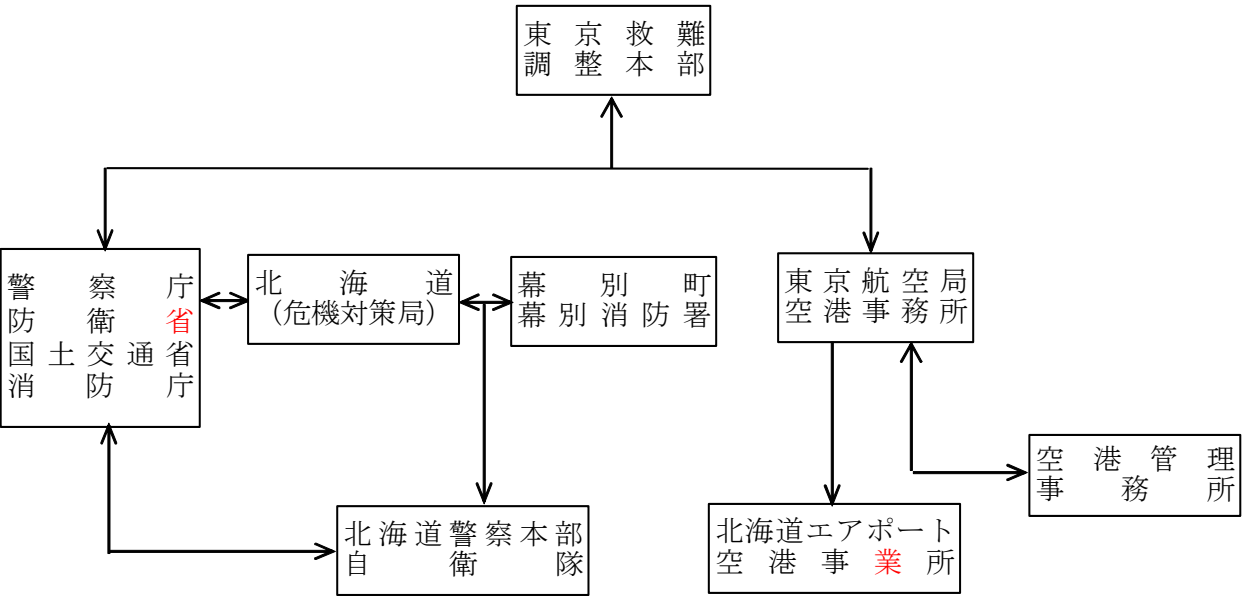
ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。

① 発生地点が明確な場合



② 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、幕別町、幕別消防署、帯広警察署

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく適切に提供する。

- a 航空災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項の広報を実施する。

- a 航空災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動は、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第6節 救助救出計画」に定める。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動は、「第5章 第17節 医療救護計画」に定める。

(7) 消防活動

航空災害時における消防活動は、航空災害による火災の発生状況を速やかに把握するとともに、化学消防車、化学消化薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

ア 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

航空災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

イ 幕別消防署

(ア) 幕別消防署は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(イ) 幕別消防署の職員は、航空災害による火災が発生した場合は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。また、消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(8) 行方不明者の搜索及び死体の収容等

「第5章 第24節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(9) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

(10) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、「第5章 第18節 防疫計画」及び「第5章 第19節 廃棄物等処理計画」の定めによる。

(11) 自衛隊派遣依頼

航空災害時における自衛隊派遣要請依頼については、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 航空事務所長等法令で定める者は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

イ 航空事務所長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

(12) 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」により、消防機関は、北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 北海道旅客鉄道㈱（以下「ＪＲ」という。）は、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- (2) ＪＲは、鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- (3) ＪＲは、自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報など情報の収集に努めるとともに、施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- (4) ＪＲは、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) ＪＲは、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- (6) ＪＲは、関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) ＪＲは、災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「図表 7-2-1 鉄道災害情報通信連絡系統図」のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 実施機関

J R、十勝総合振興局、幕別町、幕別消防署、帯広警察署

イ 実施事項

(ｱ) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく、適切に提供する。

- a 鉄道災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(ｲ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項の広報を実施する。

- a 鉄道災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動は、「第5章 第6節 救助救出計画」に定める。また、JRは、災害発生直後における救助救出活動を行うよう努めるとともに、救助救出活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

(5) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動は、「第5章 第17節 医療救護計画」に定める。また、JRは、災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

(6) 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

ア JR

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

イ 幕別消防署

(ア) 幕別消防署は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(イ) 幕別消防署の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の搜索及び死体の収容等

「第5章 第24節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、またはそのおそれがある場合は、「本章 第5節 危険物等災害対策計画」により、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣依頼

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」により、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

(11) 広域応援

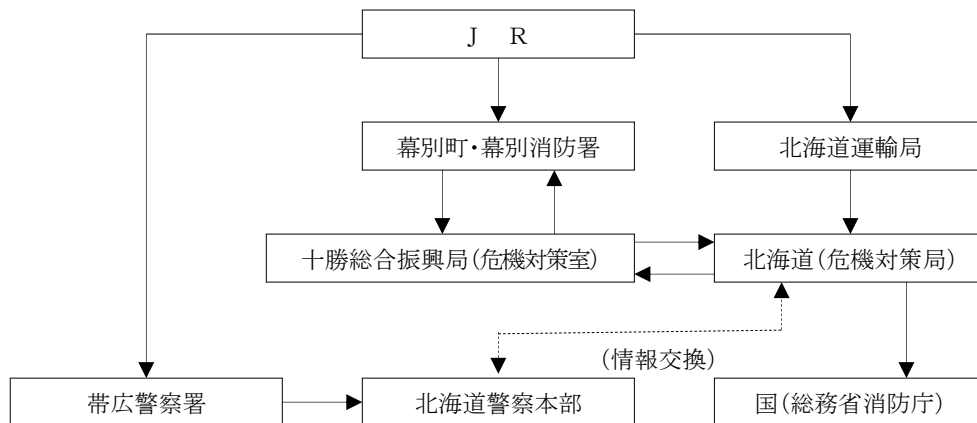
幕別町及び幕別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

(12) 災害復旧

ア JRは、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。

イ JRは、災害復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明確化するように努める。

図表7-2-1 鉄道災害情報通信連絡系統図



第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災または車両の衝突等により、大規模な救助救出活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

(1) 道路管理者

- ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常箇所を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。
また、異常箇所が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等の徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。
- カ 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。
- ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 帯広警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図り、異常箇所が発見され、災害が発生するおそれがある場合は、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「図表 7-3-1

道路災害情報通信連絡系統図」のとおりとする。

イ 実施事項

- (7) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (4) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (5) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 実施機関

道路管理者、十勝総合振興局、幕別町、幕別消防署、帯広警察署

イ 実施事項

(7) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく、適切に提供する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(4) 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項の広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動は、「第5章 第6節 救助救出計画」に定める。

また、道路管理者は、災害発生直後における救助救出活動を行うよう努めるとともに、救助救出活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動は、「第5章 第17節 医療救護計画」に定める。

また、道路管理者は、災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

イ 幕別消防署

(ア) 幕別消防署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(イ) 幕別消防署の職員は、道路災害による火災が発生した場合は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の搜索及び死体の収容等

「第5章 第24節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」によるほか、次により実施する。

ア 帯広警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等は、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

イ 道路管理者

自己の管理する道路は、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

ア 道路災害により危険物が流出し、またはそのおそれがある場合は、「本章 第5節 危険物等災害対策計画」の定めにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

イ 幕別消防署及び帯広警察署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(10) 自衛隊派遣依頼

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」により、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

(11) 広域応援

幕別町及び幕別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

(12) 災害復旧

ア 道路管理者は、道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。

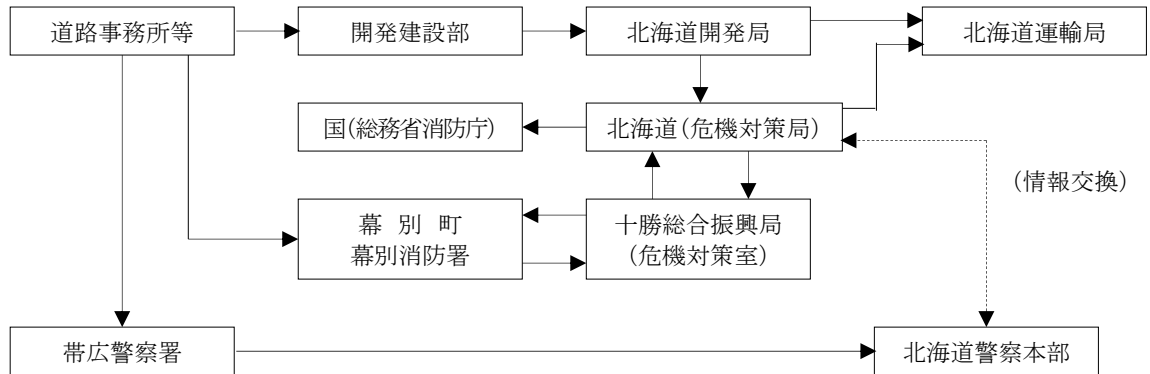
イ 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定める物質・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設の緊急点検を行う。

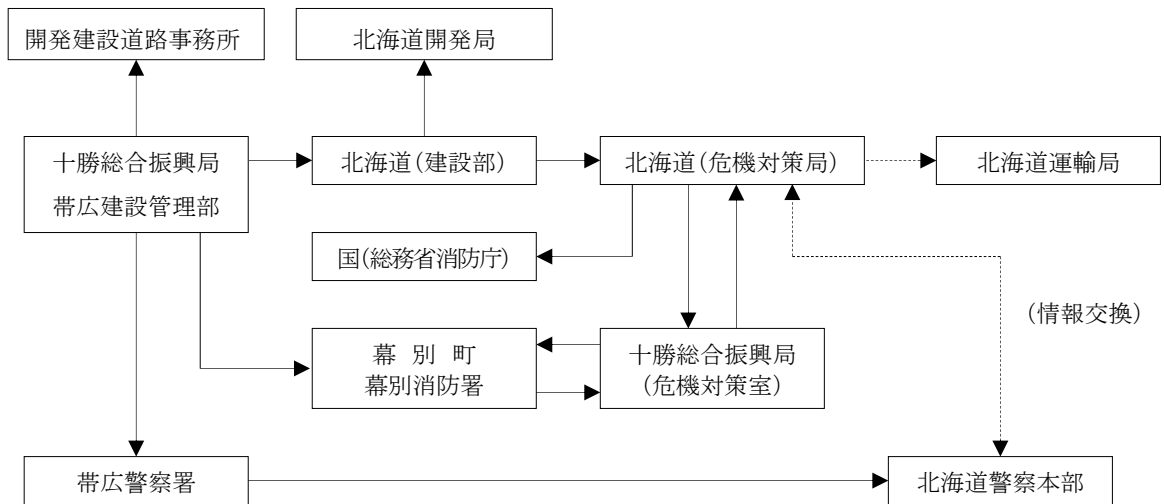
エ 道路管理者は、災害復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

図表7-3-1 道路災害情報通信連絡系統図

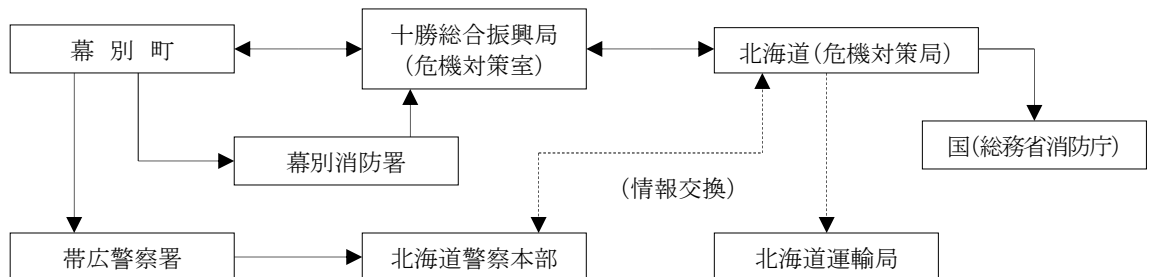
1. 国の管理する道路の場合



2. 道の管理する道路の場合



3. 町の管理する道路の場合



第4節 危険物等災害対策計画

危険物等の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、本計画に定める。

1 危険物等の定義

- (1) 危険物
消防法（昭和23年法律第 186号）第 2 条第 7 項に規定されているもの
（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
- (2) 火薬類
火薬類取締法（昭和25 年法律149 号）第 2 条に規定されているもの
（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など
- (3) 高圧ガス
高圧ガス保安法（昭和26 年法律第204 号）第 2 条に規定されているもの
（例）液化石油ガス（L P G）、アセチレン、アンモニアなど
- (4) 毒物・劇物
毒物及び劇物取締法（昭和25 年法律第303 号）第 2 条に規定されているもの
（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など
- (5) 放射性物質
放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32 年法律第167 号）」等によりそれぞれ規定されている。

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。なお、危険物の災害予防は、次のとおりとする。

- (1) 事業者
 - ア 消防法（昭和23年法律第 186号）の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
 - イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、町は消防機関、警察署へ通報する。
- (2) 幕別消防署
 - ア 消防法（昭和23年法律第 186号）の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
 - イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等を指導する。

(3) 帯広警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、「図表 7-4-1 危険物等災害情報通信連絡系統図」のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 実施機関

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく適切に提供する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用等により、次の事項の広報を実施する。

- a 災害の状況

- b 被災者の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害時、災害の状況に応じて、応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

(5) 避難措置

幕別町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」の定めにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

幕別町及び関係機関は、「第5章 第6節 救助救出計画」及び「第5章 第17節 医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

「第5章 第24節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 事業者

幕別消防署の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努める。

イ 幕別消防署

(7) 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施する。

(4) 幕別消防署の職員は、危険物等災害による火災が発生した場合は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(9) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

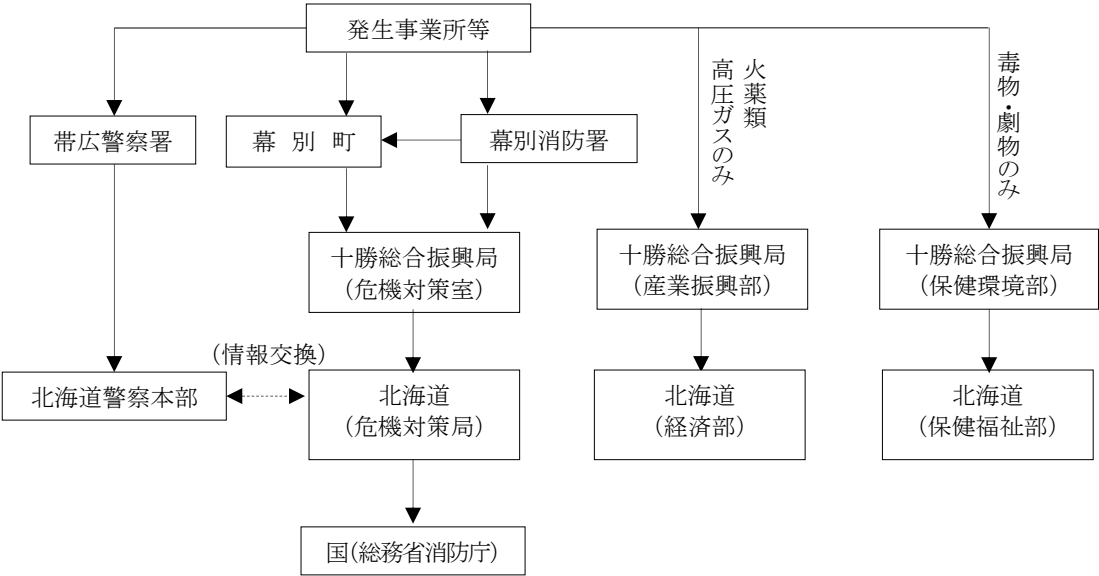
(10) 自衛隊派遣依頼

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」により、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

(11) 広域応援

幕別町及び幕別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

図表7-4-1 危険物等災害情報通信連絡系統図



第5節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

また、幕別町、幕別消防署は、次により実施する。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成する。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理等を指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等を指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害弱者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、多目的給水栓、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職員及び団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等を十分に検討し、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等の徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じた体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、十勝総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度72%以下、最小湿度45%以下で最大風速7 m/S以上のとき）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年法律第 186号）第22条に基づく火災警報を発令する。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「図表7-5-1 大規模火災情報通信連絡系統図」のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項の広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 避難措置

幕別町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」により、必要な避難措置を実施する。

(5) 救助救出及び医療救護活動等

幕別町及び関係機関は、「第5章 第6節 救助救出計画」及び「第5章 第17節 医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

(6) 行方不明者の搜索及び死体の収容等

「第5章 第24節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の搜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 消防活動

大規模な火事災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 現場活動情報等の連絡調整を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所、避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等は、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(8) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を実施する。

(9) 自衛隊派遣依頼

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」により、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

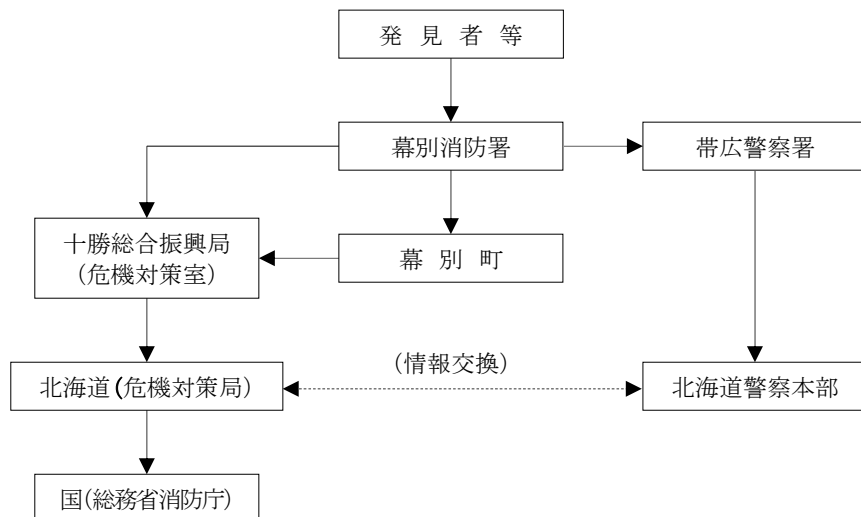
(10) 広域応援

幕別町及び幕別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

(11) 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、または社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、幕別町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「第8章 災害復旧計画」により、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

図表7-5-1 大規模火災情報通信連絡系統図



第6節 林野火災災害対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

(1) 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるので、国、道、幕別町及び関係機関は次により対策を講ずる。

ア 北海道森林管理局十勝西部森林管理署、十勝総合振興局森林室、十勝総合振興局、幕別町、幕別消防署

(ア) 一般入林者対策

山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- a タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、ホームページ、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- b 入林の許可・届出等を指導する。
- c 火災警報発令または気象条件急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- d 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(イ) 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるとともに、火入れを行う者に対して次の事項を指導する。

- a 森林法（昭和26年法律第 249号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- b 火災警報発令または気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- c 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- d 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為は、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(ウ) 消火資機材等の整備

- a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施する。

- (ア) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- (イ) 巡視員の配置
- (ウ) 無断入林者に対する指導
- (エ) 火入れに対する安全対策

ウ 林内事業者

林内で、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項に留意の上、適切な予防対策を講じる。

- (ア) 火気責任者の選定、事業区域内の巡視員の配置
- (イ) 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- (ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ J R及びバス等運送業者

J R及びバス等運送業者は、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項に協力する。

- (ア) 路線の巡視
- (イ) ポスター掲示等による広報活動
- (ウ) 林野火災の巡視における用地の通行
- (エ) 緊急時における専用電話の利用

(2) 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

また、幕別町の予消防対策は、当該地域を管轄する関係機関により構成された市町村林野火災予消防対策協議会が推進する。

(3) 気象情報対策

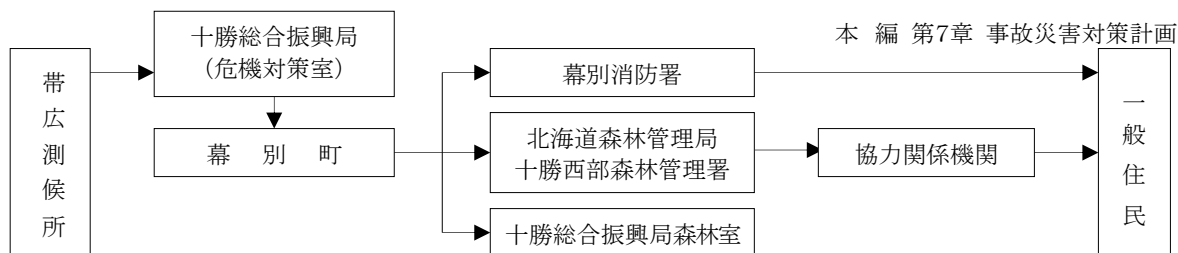
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により気象警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

ア 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章 第3節 気象業務に関する計画」のとおりとする。

イ 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



(ア) 幕別町

通報を受けた幕別町は、通報内容及びとるべき予防対策等を、幕別消防署、北海道森林管理局十勝西部森林管理署（国有林）、十勝総合振興局森林室（道有林）へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき、または気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法（昭和23年法律第 186号）第22条に基づき火災警報を発令することができる。

(イ) 協力関係機関

通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講じるとともに、一般住民に周知徹底を図る。

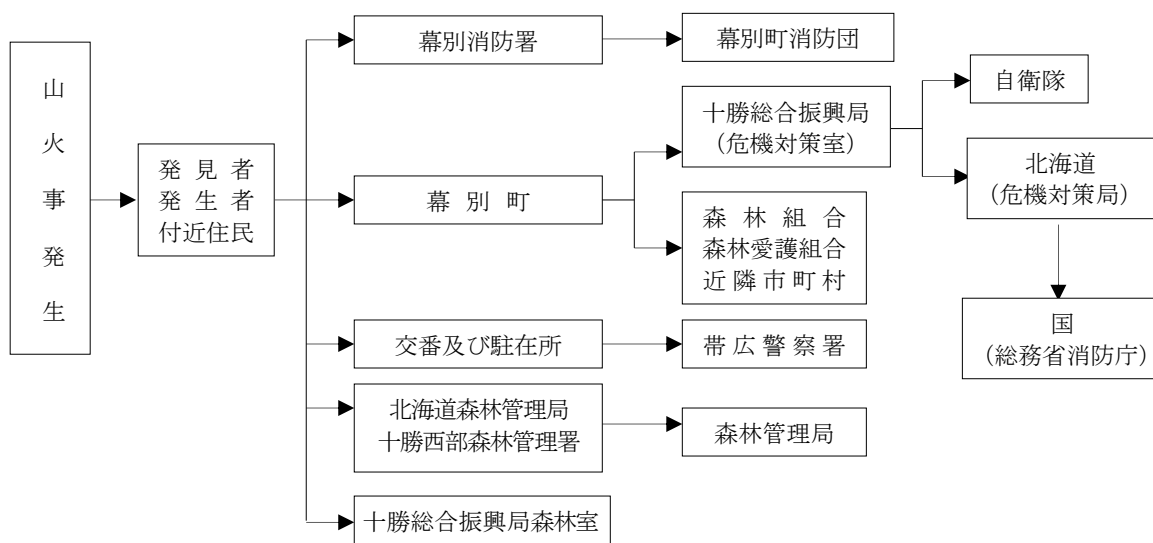
2 災害応急対策

(1) 情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (エ) 町は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第 119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項の広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 避難措置

幕別町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」により、必要な避難措置を実施する。

(5) 消防活動

幕別消防署は、人命の安全を確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、森林火災が広域化する場合等は、「第5章 第29節 ヘリコプター等活用計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(6) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

(7) 自衛隊派遣依頼

林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」の定めにより、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

(8) 広域応援

幕別町及び幕別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第7節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または災害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐震性機能を確保する。

(2) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

(3) 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

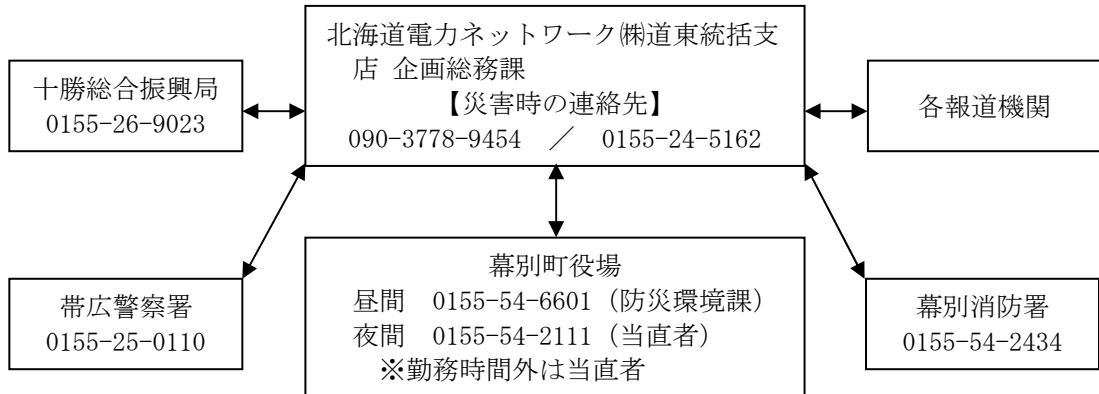
2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

幕別町、十勝総合振興局、帯広警察署、北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店

イ 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- (ア) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 停電の復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店

(ア) 電力施設及び施設被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。

(イ) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常災害対策支部を設置して非常災害対策活動を実施する。

(ウ) 大規模な災害が発生し北海道電力ネットワーク(株)単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び、他電力会社との連携・協力体制も整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、「第4章 10節 消防計画」に定めによるほか、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動は、「第5章 第17節 医療救護計画」に定めによるほか、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア 帯広警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

道路照明や電光式交通安全施設、雨水・汚水ポンプの停止に伴う交通事故防止のため、道路パトロールの強化や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

大規模停電災害が発生した際は、「第5章 第15節 電力施設災害応急計画」の定めによるほ

か、次の対策を行うものとする。

ア 緊急的な電力供給

北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店は、町と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の供給や民間事業者と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

町(水道管理者)は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、「第5章 第14節 石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

大規模停電災害時において帯広警察署は、「第5章 第7節 災害警備計画」の定めるところにより、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

町は、停電災害の規模や被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」の定めるところにより、自衛隊の派遣要請を行うものとする。

(13) 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、「第5章 第31節 広域応援計画」の定めるところにより、道及び他市町村へ応援を要請するものとする。

第8章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備える計画とし、「第5章 災害応急対策計画」に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を立て、早期復旧の実施は、本計画に定める。

1 実施責任者

幕別町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものである。

2 災害復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道災害復旧事業計画
 - ク 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところによる予算の範囲内において、国及び道がその全部または一部を負担し、または補助する。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。